

案 件

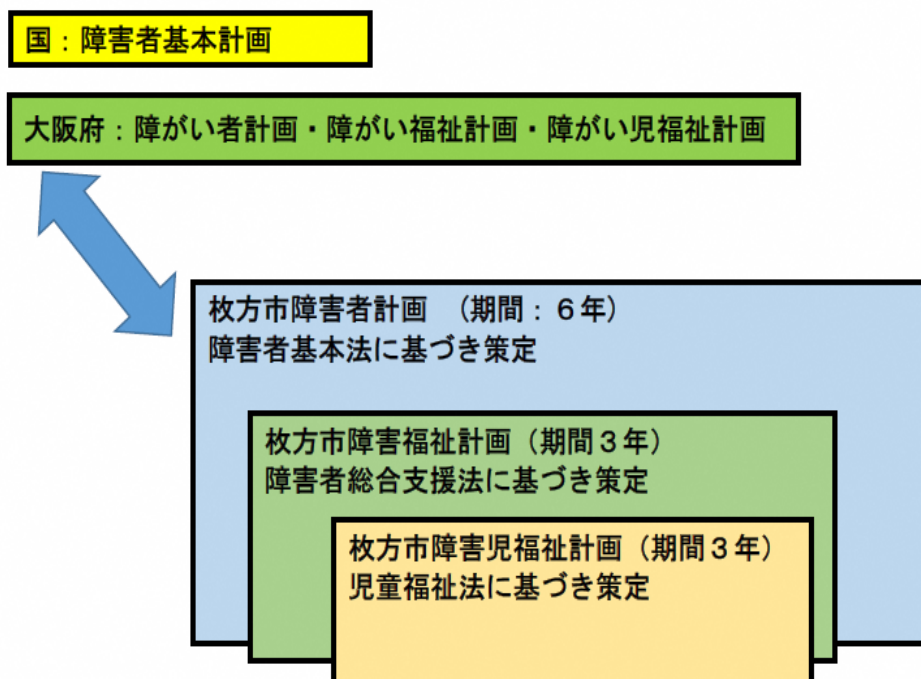
枚方市障害者計画（第4次改訂版）、及び枚方市障害福祉計画（第7期）、枚方市障害児福祉計画（第3期）の素案について

福祉事務所 障害企画課

1. 政策等の背景・目的及び効果

障害者の自立と社会参加の促進を目的とする「枚方市障害者計画（第4次）」の改訂版、並びに、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な構築を目的とする「枚方市障害福祉計画（第7期）」及び「枚方市障害児福祉計画（第3期）」について、素案を策定しましたので、12月に「枚方市 社会福祉審議会障害福祉専門分科会」から市民意見聴取を行うものです。

計画の位置づけ



2. 枚方市障害者計画（第4次改訂版）等の素案について

■計画の背景と趣旨

障害者を取り巻く様々な社会状況の変化や国の法体系の変化、今後の法改正の内容、障害者の多様なニーズなどに対応した施策の展開・充実のため、「枚方市障害者計画（第4次改訂版）」、及び「障害福祉計画（第7期）」・「障害児福祉計画（第3期）」を策定します。

■計画の位置づけ

国や大阪府の計画内容、及び今後の動向を踏まえるとともに、市政の基本方針を示す「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」を上位計画とし、他の福祉に係る計画をはじめとした、障害者等の福祉に関する事項を定める個別の行政計画とも整合性を図っています。

■計画期間

枚方市障害者計画（第4次）の計画期間については、令和3年度から令和8年度までの6年間、枚方市障害福祉計画（7期）、枚方市障害児福祉計画（3期）は令和6年度から令和8年度まで3年間とします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
枚方市障害者計画（第4次）						
枚方市障害福祉計画	第6期			第7期		
枚方市障害児福祉計画	第2期			第3期		

■基本理念

- 障害のある人が、障害のない人と同じように、地域のなかで自立して生活できるようにします。
- 障害のある人が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします。

本市では、国の「第5次障害者基本計画」の基本理念である「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」を踏まえ、障害のあるなしに関わらず、すべての人が個人として基本的人権を尊重され、地域社会の中で自己決定に基づき、その人らしく生活できる社会を旨として、基本理念を定めています。

■障害者計画（第4次改訂版）等の素案の概要について

別紙「枚方市障害者計画（第4次改訂版）、障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）素案の概要版」のとおり

■計画の推進体制及び進行管理

- 本計画の推進にあたっては、枚方市が主体となり、国、府等の行政機関との連携を図るとともに、広く市民や関係団体等の協力を得ながら、それぞれの役割に応じて、一体となって対応します。
- 計画の進行管理については、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））により、進捗状況の自己管理、評価を行うとともに、枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会によっても計画の進捗状況の管理と評価を行い、適正な進行管理に努めます。

3. 今後のスケジュール

- 令和5年11月 市民福祉委員協議会へ枚方市障害者計画（第4次改訂版）、枚方市障害福祉計画（第7期）、障害児福祉計画（第3期）素案の報告
- 12月 計画素案について市民意見聴取の実施
- 令和6年2月 社会福祉審議会から 枚方市障害者計画（第4次改訂版）、枚方市障害福祉計画（第7期）、障害児福祉計画（第3期）の答申
- 市民福祉委員協議会へ 枚方市障害福祉計画等（案）の報告
- 3月 枚方市障害者計画（第4次改訂版）、枚方市障害福祉計画（第7期）、枚方市障害児福祉計画（第3期）の策定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
施策目標10 障害者が自立し、社会参加ができるまち



5. 関係法令・条例等

障害者基本法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

児童福祉法など

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 8,558千円（令和5年度当初予算計上済）

支出内訳 ・枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会に係る委員報酬

627千円（9.5千円×11人×6回）

・委託料（アンケート調査、分析、印刷製本等含む）7,931千円

《財 源》 一般財源： 8,558千円

■障害者計画（第4次改訂版）の施策体系

基本目標	基本方向	施策
第1節 市民啓発及び地域との交流の推進	1 多様な啓発の推進	(1) 人権・人命の尊重
		(2) 虐待や差別の防止
		(3) 合理的配慮
	2 地域との交流	(1) 地域福祉活動
(2) 地域交流の推進と居場所づくり		
第2節 障害者（児）が安心できるまちづくり	1 公共施設の整備等	(1) バリアフリーの整備
	2 保育・療育・教育の充実	(1) 保育・療育・教育の充実
		(2) インクルーシブ教育・保育の推進
3 災害対策	(1) 自然災害（避難行動要支援者対策）	

基本目標	基本方向	施策
第3節 安心して生活できるサービスの確保と提供	1 地域生活への支援	(1) 福祉サービス提供体制の充実と質の向上 (2) 多様なコミュニケーション (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	2 緊急時の対応	(1) 障害ニーズに応じた対応
	3 保健・医療との連携	(1) 保健・医療との連携
	第4節 自分らしい生き方を見つける・選ぶ	1 就労に向けた支援
(2) 就労に関する相談支援		
(3) 工賃向上に向けた支援		
2 社会参加と多様な学習への支援		(1) 生涯学習の推進
		(2) 文化・芸術活動への支援
	(3) スポーツ・レクリエーション活動への支援	
第5節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供	1 相談・支援体制の充実	(1) 相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供
	2 関係機関との連携による支援の充実	(1) 関係機関との連携による支援の充実

■枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）のポイント

●枚方市障害福祉計画（第7期）

① 施設入所者の地域生活への移行

成果目標	目標数値	設定方法
施設入所者の地域移行者数	11人	令和4年度末時点の施設入所者から設定
施設入所者の削減	6人	令和4年度末時点の施設入所者から設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	目標数値	設定方法
令和5年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数	213人	府域の目標値である令和8年6月末時点の長期精神病床入院患者数から設定

③ 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の面的整備に向けて取り組むとともに、整備後は運用状況を検証・検討していきます。

④ 福祉施設から一般就労へ向けての取組

成果目標	目標数値	設定方法
福祉施設から一般就労への移行数	109人	令和3年度の一般就労への移行実績から設定
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行数	76人	令和3年度の一般就労への移行実績から設定
一般就労へ5割以上が移行した就労移行支援事業所	6割以上	大阪府の基本的な考え方に基づき設定
就労定着率7割以上の事業所	2.5割以上	国の基本指針に基づき設定
就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額	15,000円	令和3年度の工賃実績に基づき設定

⑤ 相談支援体制の充実・強化

障害者（児）ニーズの多様化を踏まえ、地域の実情に応じた相談支援体制の充実・強化に向けて取り組めます。

⑥ 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築

報酬の審査体制の強化、及び障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めます。

●障害児福祉計画（第3期）

① 重層的な地域支援体制の構築、児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

ひらかた子ども発達支援センターを本市における発達上支援が必要な児童のための拠点とし、重層的な地域支援体制の充実、及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標	目標数値	設定方法
児童発達支援事業所	12か所	府域の目標値について、市町村ごとに按分された数値を踏まえ設定
放課後等デイサービス事業所	15か所	府域の目標値について、市町村ごとに按分された数値を踏まえ設定

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の活用

重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たっては、管内の支援体制の現状把握や、関係者の役割等について検討等を行うために設置した協議の場を活用していきます。

●障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

計画において設定された目標達成に向け、以下の福祉サービスの利用見込み等について記載しています。

- ① 自立支援給付の利用見込みと整備の方向
- ② 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向
- ③ 障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向
- ④ 障害児の子ども・子育て支援等の利用

枚方市障害者計画（第4次改訂版）

枚方市障害福祉計画（第7期）

枚方市障害児福祉計画（第3期）

素案

令和〇年〇月

枚 方 市

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画の背景及び趣旨	2
第2節	計画の位置づけと計画期間	4
1.	計画の位置づけ	4
2.	計画期間	4
第3節	計画の策定体制	6
第2章	枚方市の現状	8
第1節	人口・障害者数の現状	9
第2節	障害者（児）の現状	11
第3節	今後の見込み	14
第3章	基本理念と基本目標	15
第1節	基本理念	16
第2節	基本目標	18
第3節	施策体系	22
第4章	障害者計画（第4次改訂版）	23
第1節	市民啓発及び地域との交流の推進	24
1.	多様な啓発の推進	24
2.	地域との交流	30
第2節	障害者（児）が安心できるまちづくり	34
1.	公共施設の整備等	34
2.	保育・療育・教育の充実	39
3.	災害対策	46
第3節	安心して生活できるサービスの確保と提供	53
1.	地域生活への支援	53
2.	緊急時の対応	62
第4節	自分らしい生き方を見つける・選ぶ	66
1.	就労に向けた支援	66
2.	社会参加と多様な学習への支援	72

第5節	身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供	76
1.	相談・支援体制の充実	76
2.	関係機関との連携による支援の充実	80
第5章	障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期）	83
第1節	障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系	84
1.	障害者総合支援法によるサービス体系	84
2.	児童福祉法によるサービス体系	85
第2節	障害福祉計画（第7期）	86
1.	施設入所者の地域生活への移行	86
2.	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	87
3.	地域生活支援の充実	88
4.	福祉施設から一般就労へ向けての取組	90
5.	相談支援体制の充実・強化	91
6.	障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築	92
第3節	障害児福祉計画（第3期）	93
1.	重層的な地域支援体制の構築	93
2.	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	94
3.	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	95
第4節	障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向	96
	【障害福祉計画（第7期）】	96
1.	自立支援給付の利用見込みと整備の方向	96
2.	地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向	107
	【障害児福祉計画（第3期）】	115
3.	障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向	115
4.	障害児の子ども・子育て支援等の利用	118
	【参考資料】障害種別各サービス見込み量	120
第5節	枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況	129
1.	国及び大阪府の基本指針に基づく、令和5年度の成果目標	129
2.	障害福祉サービス	130
3.	地域生活支援事業	134
4.	障害児支援サービス	139

第6章	計画の推進体制及び進行管理	135
第1節	計画の推進体制	136
第2節	計画の進行管理	138
資料編		139
第1節	計画策定の経過	140
第2節	枚方市社会福祉審議会からの答申	142
第3節	枚方市社会福祉審議会条例	143
第4節	枚方市社会福祉審議会規則	145
第5節	枚方市社会福祉審議会 本審委員名簿	147
第6節	枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会委員名簿	148
第7節	枚方市自立支援協議会設置要綱	149
第8節	枚方市自立支援協議会委員名簿	151
第9節	計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果	152
第10節	用語説明	171

第 1 章

計画の策定にあたって

第1節 計画の背景及び趣旨

本市では障害福祉施策に係る計画として、「枚方市障害者計画（第4次）」と、「枚方市障害福祉計画（第6期）」「枚方市障害児福祉計画（第2期）」を令和2年度に策定しています。それぞれの計画に関わる部署、機関と連携し、教育、まちづくり、就労、社会参加、余暇活動など地域で生活していくために必要な施策の充実を図るとともに、障害福祉サービス、障害児福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制を確保するなど、地域共生社会実現をめざし、基盤の整備に取り組んできました。

また、計画期間を令和5年度から令和9年度とする国の「第5次障害者基本計画」では、基本理念を「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」としています。

前回計画からは社会情勢は大きく変化し、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした障害スポーツへの理解・関心の高まり、新型コロナウイルス感染症拡大による「新しい生活様式」への対応や経済への影響、また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）への理解と浸透など、障害者を取り巻く環境は大きく変化してきています。

同様に、平成30年に策定された「文化芸術推進基本計画」では、地域における障害者の自立と社会参加を促進する観点から、国や地方公共団体は、障害者が文化芸術に親しみ、創作・表現活動を行えるよう、相談支援、人材育成、ネットワークの構築、情報収集・発信などを行う体制づくりを進めることが定められるなど、障害福祉に関わる余暇活動などを含むあらゆる分野での社会参加・自己実現への支援が求められています。また、その過程での障害者の自己決定を尊重し、コミュニケーションを支援するための意思決定支援のあり方なども重要となります。

急激に変化する社会環境に対応して、障害者の自立した生活の実現を支援するため、障害者のニーズに対応した福祉サービスの検討、バリアフリーの社会基盤づくりや障害者に必要な様々な情報の提供など取り組むべき多くの課題があります。

枚方市障害者計画（第4次）の基本理念に沿って、これまでも障害者施策の充実に取り組んで来ているところですが、こうしたこの間の社会状況や国の法体系の変化、今後の法改正の内容、アンケート調査に基づくニーズを満たすための施策の展開や更なる充実のために、「枚方市障害者計画（第4次改訂版）」、及び「障害福祉計画（第7期）」・「障害児福祉計画（第3期）」の策定にあたり反映をさせています。

第2節 計画の位置づけと計画期間

1. 計画の位置づけ

枚方市障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」です。本市の障害者施策に関わる総合的な計画として、まちづくり、教育、就労などの分野も含め、基本理念や目標、施策などを定めています。

枚方市障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」です。本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保のための方策を定めています。

枚方市障害児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

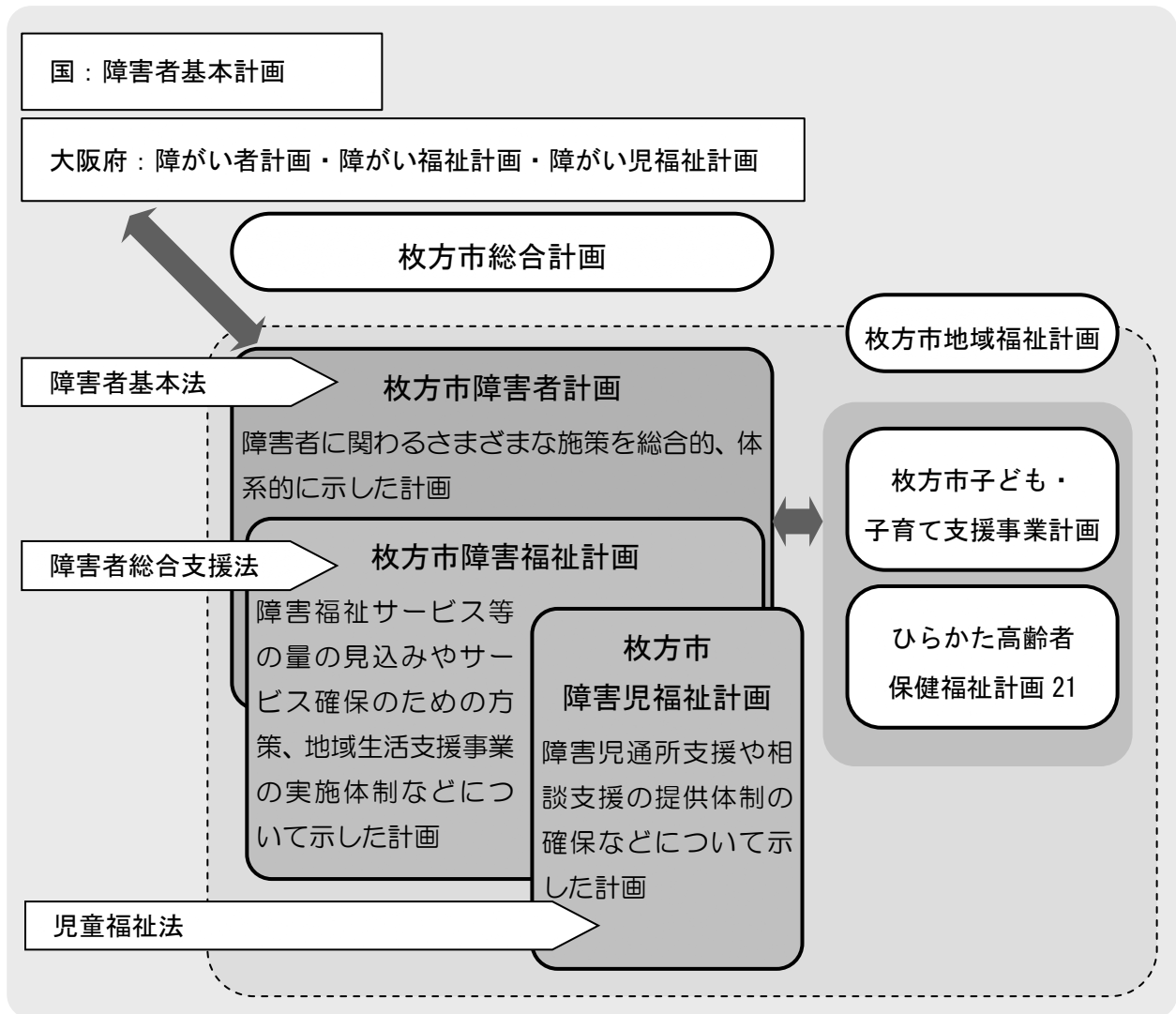
これらの計画は、国や大阪府の計画内容、及び今後の動向を踏まえるとともに、市政の基本方針を示す「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」を上位計画とし、他の福祉に係る計画をはじめとした、障害者等の福祉に関する事項を定める個別の行政計画とも整合性を図っています。

2. 計画期間

「枚方市障害者計画（第4次改訂版）」は、「枚方市障害者計画（第4次）」の改訂版であることから、その計画期間については当初の計画終了年度に合わせ、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

「枚方市障害福祉計画（第7期）」・「枚方市障害児福祉計画（第3期）」の計画期間については、「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

【計画の位置づけ】



【計画期間】

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
枚方市障害者計画（第4次）	→			→		
			中間見直し			
枚方市障害福祉計画	第6期 →			第7期 →		
枚方市障害児福祉計画	第2期 →			第3期 →		

第3節 計画の策定体制

(1) 枚方市社会福祉審議会及び障害福祉専門分科会での審議

本市は平成26年度に中核市に移行したことから、社会福祉法第7条の規定に基づき「枚方市社会福祉審議会」を、同法第11条の規定に基づき「障害福祉専門分科会」を条例により設置しています。

「障害者基本法」第11条第6項の規定で「市町村障害者計画」を策定する場合は、「障害者基本法」第36条第4項に基づく合議制の機関の意見を聴かなければならないとされています。また、「障害者総合支援法」において、障害者基本法に規定される合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならないとされています。

これに基づき、「枚方市社会福祉審議会」及び障害のある当事者やその支援者、障害者団体代表、学識経験者、障害福祉サービス事業所などで構成される「障害福祉専門分科会」において計画案を審議しました。

(2) 枚方市自立支援協議会での審議

本市では「障害者総合支援法」第89条の3の規定に基づき、「枚方市自立支援協議会」を設置しています。

同法において「自立支援協議会」は「地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされています。また、「障害者総合支援法」において、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ、同法に規定する協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされており、本計画策定にあたり「枚方市自立支援協議会」で意見聴取を行いました。また、「枚方市自立支援協議会幹事会」を本計画策定のワーキンググループと位置付け、審議しました。

(3) 各種アンケート調査の実施

障害者・障害児の生活実態とニーズを把握するために、障害者手帳所持者を対象とするアンケート調査を実施し、ニーズの把握を行いました。

また、障害福祉サービス事業所等の実態とニーズを踏まえた計画とするため、市内のサービス事業所を対象とするアンケート並びに障害者関係団体を対象とするアンケートを実施しました。（※巻末資料 参照）

(4) 広く市民から意見を聴取するための取り組み

「障害者基本法」では、施策の基本方針として「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」とされています。

よって、広く市民の意向を反映させるため、本市ホームページでの意見募集及び出先機関等に意見提出箱を設置する等、パブリックコメントに準ずる形で市民意見聴取を実施しました。

第 2 章

枚方市の現状

第1節 人口・障害者数の現状

本市の人口は、近年、緩やかな減少傾向にあります。障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度から令和4年度までの3年間で約1.05倍になっています。特に、療育手帳所持者数が3年間で約1.13倍と若干多い傾向にあります。令和4年度末現在、障害者手帳所持者数は24,935人で、市の人口の6.3%を占めており、枚方市民の約15人に1人が障害者手帳所持者であることとなります。

【障害者手帳所持者数と人口に対する割合の推移項目】

	項目	単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
人口	18歳未満	人	61,956	60,664	59,711	58,808
	18歳以上		338,082	337,619	336,562	336,491
	計		400,038	398,283	396,273	395,300
身体障害者手帳	18歳未満	人	275	269	258	258
	人口比 (18歳未満)	%	0.44	0.44	0.43	0.43
	18歳以上	人	15,644	15,731	15,860	16,150
	人口比 (18歳以上)	%	4.62	4.65	4.71	4.79
	計(人数)	人	15,919	16,000	16,118	16,408
	計(人口比)	%	3.97	4.01	4.06	4.15
療育手帳	18歳未満	人	1,125	1,165	1,144	1,062
	人口比 (18歳未満)	%	1.81	1.92	1.91	1.80
	18歳以上	人	2,429	2,521	2,873	2,962
	人口比 (18歳以上)	%	0.71	0.74	0.85	0.88
	計(人数)	人	3,554	3,686	4,017	4,024
	計(人口比)	%	0.88	0.92	1.01	1.01

精神障害者 保健福祉手帳	18歳未満	人	318	214	328	355
	人口比 (18歳未満)	%	0.51	0.35	0.54	0.6
	18歳以上	人	3,979	3,516	3,918	4,148
	人口比 (18歳以上)	%	1.17	1.04	1.16	1.23
	計(人数)	人	4,297	3,730	4,246	4,503
	計(人口比)	%	1.07	0.93	1.07	1.13
3手帳合計 (延べ人数)	18歳未満	人	1,718	1,648	1,730	1,675
	人口比 (18歳未満)	%	2.77	2.71	2.89	2.84
	18歳以上	人	22,052	21,768	22,651	23,260
	人口比 (18歳以上)	%	6.52	6.44	6.73	6.91
	計(人数)	人	23,770	23,416	24,381	24,935
	計(人口比)	%	5.94	5.87	6.15	6.3

各年度3月末現在

- ① 人口は次年度4月1日現在、住民基本台帳の合計
- ② 人口比は、総人口に対する比率です

第2節 障害者（児）の現状

（1）3障害の手帳所持者

障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、18歳以上の身体障害者手帳所持者数の全体に占める割合が大きくなっています。

【年齢別障害者手帳所持者数】

単位：人

	18歳未満	18歳以上	合計
身体障害者手帳	258	16,150	16,408
療育手帳	1,062	2,962	4,024
精神障害者保健福祉手帳	355	4,148	4,503

令和5年3月末現在

（2）障害支援区分認定者

障害福祉サービスを利用するための障害支援区分認定者数は、令和5年3月末現在、2,676人です。区分内訳は、区分6が最も多く620人、次いで区分3が583人となっています。

【障害支援区分認定者数（令和4年度）】

単位：人

内訳	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	5	69	132	126	132	382	846
知的障害	17	143	250	294	354	434	1,492
精神障害	22	314	235	87	38	27	723
手帳所持無し	5	61	49	16	8	18	157
障害支援区分認定者合計	44	536	583	456	437	620	2,676

令和5年3月末現在（手帳所持者数については重複あり）

（3）精神通院医療費助成受給者

障害者自立支援医療における精神通院医療費助成受給者数は、令和5年3月末現在、8,290人です。

【精神通院医療費助成受給者数（令和4年度）】

単位：人

精神通院医療費助成受給者数	8,290
---------------	-------

令和5年3月末現在

(4) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在、16,408人です。等級別では1級が5,007人と最も多く、1級及び2級の重度の人が7,372人で手帳所持者全体の約44.9%となっています。また、障害別では肢体不自由が9,050人と最も多く全体の約55.1%、次いで内部障害が4,992人で全体の約30.4%を占めています。

【身体障害者手帳所持者数の障害別／等級別内訳（令和4年度）】

単位：人

障害別／等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	児童	4	1	-	1	1	1	8
	成人	308	350	61	70	138	58	985
	小計	312	351	61	71	139	59	993
聴覚 平衡機能	児童	2	13	10	4	-	6	35
	成人	86	200	137	292	6	450	1,171
	小計	88	213	147	296	6	456	1,206
音声 言語	児童	-	-	1	3			4
	成人	5	17	86	55			163
	小計	5	17	87	58			167
肢体 不自由	児童	99	22	15	7	5	2	150
	成人	1,525	1,679	1,394	2,181	1,407	714	8,900
	小計	1,624	1,701	1,409	2,188	1,412	716	9,050
内部	児童	39	-	12	10			61
	成人	2,939	83	717	1,192			4,931
	小計	2,978	83	729	1,202			4,992
計	児童	144	36	38	25	6	9	258
	成人	4,863	2,329	2,395	3,790	1,551	1,222	16,150
	計	5,007	2,365	2,433	3,815	1,557	1,231	16,408

令和5年3月末現在

※重複障害のある人については、等級は総合等級、障害区分は主障害でカウントして記載。

（5）療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、令和5年3月末現在、4,024人です。児童（18歳未満）は全体の約26.3%となっています。程度別で見ると、所持者全体及び成人ではA（重度）が、児童ではB2（軽度）がそれぞれ最も多くなっています。

【療育手帳所持者数の程度別内訳（令和4年度）】

単位：人

		A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）	合計
療育手帳	児童	317	150	595	1,062
	成人	1,318	603	1,041	2,962
	小計	1,635	753	1,636	4,024

令和5年3月末現在

（6）精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年3月末現在、4,503人です。等級別では2級が最も多く、全体の約53.8%を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別内訳（令和4年度）】

単位：人

		1級	2級	3級	合計
精神障害者 保健福祉手帳	児童	2	47	306	355
	成人	278	2,379	1,491	4,148
	小計	280	2,426	1,797	4,503

令和5年3月末現在

第3節 今後の見込み

本市の人口は、今後もやや微増傾向で推移すると見込まれます。

障害者手帳の所持者数は、いずれも増加する傾向にあり、特に療育手帳の所持者数の増加率が大きくなると見込まれます。

【今後の見込み】

単位：人

	実績値	推計値			
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
身体障害者手帳 所持者数	16,408	16,567	16,723	16,882	17,044
療育手帳 所持者数	4,024	4,215	4,424	4,648	4,892
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	4,503	4,570	4,646	4,726	4,806

各年度3月末現在

第3章

基本理念と基本目標

第1節 基本理念

【枚方市の基本理念】

- 障害のある人が、障害のない人と同じように、地域のなかで自立して生活できるようにします。
- 障害のある人が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします。

障害者基本法においては、法の目的として、共生社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

本計画の上位計画である「第5次枚方市総合計画」においても、基本目標として「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」として「高齢者や障害者などが生きがいを感じながら、地域で自立した生活ができる環境づくりを進めます」と掲げています。

また、「障害者差別解消法」の施行により、障害があることを理由とした差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供に係る考え方が示され、地方公共団体においては合理的配慮の提供義務が、民間事業所においては努力義務が課せられました。

その後、令和3年に同法は改正され、令和6年4月1日より民間事業者についても合理的配慮の提供について義務化されることとなりました。

なお、国の「第5次障害者基本計画」では、基本理念を「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。」とされています。

本市では、障害のあるなしに関わらず、すべての人が個人として基本的人権を尊重され、地域社会の中で自己決定に基づき、その人らしく生活できる社会を目指しています。

今後も、地域共生社会の実現のために、これまでの取り組みを継続し、充実させていくことが必要であり、本計画策定にあたり、「枚方市障害者計画（第4次）」の基本理念を継承することとします。この理念に基づき、障害のある人が地域で自立していきいきと暮らせるよう、教育、まちづくり、社会参加などの施策の充実や、社会資源の整備を図っていきます。

1950年代から国、地方公共団体は大規模コロニー政策を推進し、障害のある人は入所施設等しかサービス選択の余地がなく、地域生活から隔離されている状況がありました。また、精神保健においても、精神科病院への長期入院が常態化しており、入院中の虐待等が社会問題となっていました。80年代以降、障害当事者自身が地域生活を求める声が上がりはじめたことや、国連を始めとする世界的なノーマライゼーションの理念の普及に伴い、国、地方公共団体においても脱施設、地域移行推進に施策転換してきた経過があります。

令和4年8月「障害者権利条約の実施状況について」対日審査が行われ、「障害者差別解消法において、救済の手続きが確立されていないこと」「合理的配慮のための法的な基盤がないこと」「手話が公式言語として認知されていないこと」「暴力、虐待、搾取等女性や女の子が直面している問題」など、重要な検討課題が指摘されました。

今日では地域共生社会の理念のもと、障害のあるなしに関わらず、地域で生活できる社会に向け、行政を始め、様々な支援機関が連携して取り組んでいるところです。また、障害のある人が地域で自立して暮らすということは、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことであり、入所施設や精神科病院のみならず、地域においても、これらの選択の機会が確保され、他の人々と共生することを妨げられないための必要な支援をしていきます。

第2節 基本目標

本計画は、「枚方市障害者計画（第4次改訂版）」「枚方市障害福祉計画（第7期）」「枚方市障害児福祉計画（第3期）」を一体的に策定したものです。アンケート調査の結果や、これまで、これからの法改正、法体系の変化などを考慮し、策定しています。

この間、本市では、「枚方市障害者計画（第4次）」の基本理念、基本目標に沿って、障害のあるなしによって、分け隔てられることがないように、全庁的に取り組むとともに、市民ニーズや法改正などを捉え、適宜、必要な施策を講じてきたところです。

障害のある人が地域で住み続けるためには、社会生活全般にわたり、更なる理解促進、社会資源の整備、施策の充実が必要です。

本計画策定にあたり、市民アンケート調査結果、障害福祉サービス事業所及び障害者団体へのアンケート調査などで意見、ニーズの把握に努めてきました。これらのニーズ分析も踏まえ、本計画における基本目標は、基本的に前計画を継承するとともに、社会状況の変化や市民のニーズに合わせて、一部の基本目標を見直し、基本方向及び具体的な施策に一定の変更を加えることにより、施策の展開、充実を図ることとします。

（1） 市民啓発及び地域との交流の推進

平成28年の「障害者差別解消法」の施行により、「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が示されました。その後、令和3年に同法は改正され、令和6年4月1日から施行されます。主な改正内容は、「民間事業者の合理的配慮の提供義務」等となっています。

しかし、法の趣旨の一定の理解が市民・事業者等に十分に浸透したとは言えない状況であることから、より多くの市民を対象に、障害者差別の解消、障害に対する理解促進のため、啓発を進めます。

また、平成28年の「成年後見制度利用促進法」の施行など、障害を事由として権利能力に不安のある人などに対して権利擁護する必要性がより高まっています。

権利擁護の制度の周知や推進を図るとともに、虐待や差別につながることをないように早期の発見と対応に努める必要があります。障害者差別解消支援地域協議会を通じて、関係機関と連携し、差別解消に向けた取り組みを進めます。また、障害者に対する差別や虐待について、迅速に対応できるよう努めていきます。

地域福祉活動の推進とともに、地域での交流促進については、障害者も積極的に地域のイベントなどに参加できるよう啓発を行い、障害者に対しても参加を働きかけていきます。

(2) 障害者（児）が安心できるまちづくり

障害者が安心できるまちづくりには、アクセシビリティの確保が必要です。建物のみならず、道路や交通網などのバリアフリー化を図り、環境整備を進めます。また、障害者が地域で住み続けられるよう、障害者に対応した仕様の住宅の確保やグループホームの整備を推進します。

近年には、医療的ケアなどを必要とする児童の家族を含めた支援ニーズの把握など、従来から提供体制の確保の難しかった分野への見直しが課題となっています。前期計画では、子どもの成長にあわせて、関係機関の連携した、切れ目の無い一貫した支援の提供を図ってきました。本計画でも支援を継続的に発展し、とくに保育・療育・教育の切れ目の無い連携を重視して取り組みます。また、障害のある子どもが健やかに成長できるよう、障害のあるなしにかかわらず、ともに理解しあい、ともに学び、ともに育つまちづくりの一環として、地域で生活を続けるための方策や、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに的確に答える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育にかかる環境整備について充実を図ります。

近年の気候の変化などにより、大規模な水害などの自然災害が頻発しており、避難手段の確保や、避難所での生活への支援などが、より喫緊の課題となっています。また、令和2年初めからの新型コロナウイルス感染症予防対策のため、サービスの提供や相談支援を受けられないといった事象も経験してきましたが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、感染対策も大きく変更となり、コロナ前の生活を取り戻しつつあります。

今後は、新たな災害や感染症等への対策の観点を加味し、障害者をはじめ、避難行動要支援者となる人に対する配慮について、周知、啓発を行うなど、すべての人々が安心できるまちづくりに向けてのさまざまな取り組みを進めます。

(3) 安心して生活できるサービスの確保と提供

障害福祉サービスに係る提供基盤は概ね順調に整備されており、市内の社会資源は充実してきています。ただし、サービスの種類によっては、事業者の参入が一定数でほぼ横ばいとなっている状況もみられます。今期計画では、サービス提供基盤を拡大すべき分野では引き続き多種多様な事業者の参入を呼びかけるとともに、事業者に対し研修等を実施し、サービスの量と質の両面での向上を図っていきます。

また、国は障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、令和4年「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を公布・施行しました。

同法の趣旨を踏まえ、情報などのソフト面についてもバリアフリー化を図るため、多様な手法を用いて情報提供が図れるよう改善に努め、障害のある人の意思決定を支援することや、感染症予防対策にともなう人と人とのふれあいの機会が減少した社会・生活経験を踏まえ、「人と人とのふれあい」の大切さを再確認し、様々な支援ツールによって障害のある人の情報収集と発信が容易になったことをふまえ、より他者とコミュニケーションが円滑に進む環境整備をめざします。

アンケート調査などでは、障害のある人の支援者の疲労を防ぐためのレスパイト（休息）の必要性や、緊急時の福祉サービスの確保の課題が浮き彫りとなりました。障害特性ごとに異なるニーズに対応した、きめ細やかな緊急時にも対応できる支援体制づくりに努めます。

医療的ケアを必要とされる在宅障害者（児）は依然として増加傾向にあり、保健機関、医療機関との連携を強化し、ネットワーク化を図っていきます。とくに医療的ケアを必要とする子どもについて、支援を充実することにより居場所の確保にも取り組みます。

(4) 自分らしい生き方を見つける・選ぶ

本市の職員としての障害者雇用、チャレンジ雇用を実施するとともに、民間事業所に対しても障害者の就労を働きかけていきます。今後も、一般就労に向けての支援の一層の充実に取り組んでいきます。

枚方市自立支援協議会就労支援部会等の関係機関と連携を図るなど、就労継続支援事業所等の工賃向上に向けた取り組みを引き続き支援していきます。

また、障害のある人の社会参加と自己実現を推進する観点から、生涯学習や文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動といった、自分らしく過ごすことのできる活動を支援するとともに、障害のある人が活動を通じて地域や社会と交流し、自分のメッセージを発信できる機会の増設にも取り組みます。

(5) 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

アンケート調査などでは、相談先を障害者相談支援センターとする人は、まだまだ少なく、相談支援を利用しない理由に「どんな内容を相談すればいいのか」「どんなサービスか知らない」などが多いことから、相談支援センターなどの整備促進、及び周知に努め、身近でわかりやすい相談窓口の更なる充実を図っていきます。

前期計画では、共生社会の形成に向け、地域生活への移行や一般就労を進め、障害者の自立した生活を支援するために、障害のある人を地域全体で支える一環として、相談支援体制を含む支援体制の構築を図ってきました。

現在、福祉の各分野に関わる国の基本方針として示されている地域共生社会の実現のためには、相談支援について、地域の相談などを受け止めて自ら対応する機能、あるいは適切な支援機関につなぐ機能、多機能が協働するための中核あるいは伴走支援を担う機能、などが求められています。そのためには、他の福祉分野を含めて、「どこに相談しても適切な支援につながる」相談支援体制の構築が課題となります。

本計画では、前期計画での相談支援体制の構築を継続的に発展し、障害児福祉と関連する子育てや児童福祉分野、障害のある人の高齢化と関連する高齢者福祉分野などと連携して、地域での福祉分野すべてをつなぐ、総合的な相談支援体制の構築に取り組みます。

第3節 施策体系

基本目標	基本方向	施策
第1節 市民啓発及び地域との交流の推進	1 多様な啓発の推進	(1) 人権・人命の尊重
		(2) 虐待や差別の防止
		(3) 合理的配慮
	2 地域との交流	(1) 地域福祉活動 (2) 地域交流の推進と居場所づくり
第2節 障害者(児)が安心できるまちづくり	1 公共施設の整備等	(1) バリアフリーの整備
	2 保育・療育・教育の充実	(1) 保育・療育・教育の充実
		(2) インクルーシブ教育・保育の推進
3 災害対策	(1) 自然災害(避難行動要支援者対策)	
第3節 安心して生活できるサービスの確保と提供	1 地域生活への支援	(1) 福祉サービス提供体制の充実と質の向上
		(2) 多様なコミュニケーション
		(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	2 緊急時の対応	(1) 障害ニーズに応じた対応
3 保健・医療との連携	(1) 保健・医療との連携	
第4節 自分らしい生き方を見つける・選ぶ	1 就労に向けた支援	(1) 就労に向けた支援
		(2) 就労に関する相談支援
		(3) 工賃向上に向けた支援
	2 社会参加と多様な学習への支援	(1) 生涯学習の推進
(2) 文化・芸術活動への支援		
(3) スポーツ・レクリエーション活動への支援		
第5節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供	1 相談・支援体制の充実	(1) 相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供
	2 関係機関との連携による支援の充実	(1) 関係機関との連携による支援の充実

第4章

障害者計画（第4次改訂版）

第1節 市民啓発及び地域との交流の推進

1. 多様な啓発の推進

■現状と課題

障害や障害者についての理解を深めるための多様な啓発を推進することは、障害の有無に関わらずともに生きる社会の実現、ひいては人権・人命の尊重のため、障害や障害者についての理解を深める多様な啓発活動が必要です。

義務教育においては、小・中学校で、例えば、点字や手話の学習、車いす体験や地域の障害者関係施設との交流を行うなど、障害理解と体験的な学習を進めています。地域でともに学ぶ教育を推進し、義務教育の早期から継続的に障害者理解教育や人権教育を行うことが必要です。

地域においては、関係団体等の協力を得ながら、人権週間や障害者週間を中心に障害者に関する講演会や映画会などを実施しています。また地域活動支援センターにおいても、普及啓発事業を実施しています。毎年障害者週間の時期には、市と枚方市自立支援協議会共催の「ほっこりひらかた」などの啓発イベントを開催しています。今後も各種のイベント等の機会の充実が必要です。

市の広報については、広報ひらかたに障害や障害者に関する記事を掲載しています。今後も理解を深めるための啓発活動に取り組む必要があります。

市の職員については、毎年新入職員を対象に、人権研修として障害者差別解消に関する研修等を行っています。

また、市民や民間事業者に対しても、障害を理由とする差別をなくし、誰もが生きやすい社会にしていくため、障害や障害者についての理解を深める啓発活動が求められています。本市では、「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を令和3年3月に施行し、障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現をめざしていきます。

虐待や差別の防止に向けては、判断能力が不十分な障害者の権利や財産を守るために、関係機関と連携し、成年後見制度に関する周知や相談に努めています。社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助事業」の利用を希望する者が増える中、令和2年度には、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、必要な人には、市長による裁判所への後見等の申し立てや、後見人等への報酬支払いの助成を実施しています。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、本市においては、枚方市障害者虐待防止センターを設置し、市内障害者

相談支援センターの協力とともに、相談・通報の受け付け及び対応を行っています。また、警察署や消防署、事業者連絡会等関係機関で構成する枚方市障害者虐待防止関係機関会議を設置し、虐待事案の発生要因等の分析や検証を行い、障害者虐待の防止と虐待事案に対する早期発見と適切な対応に取り組んでいます。

障害者虐待に関する相談・通報件数の増加と共に、虐待内容も複雑化しており、迅速な対応とともに、対応する職員のスキルアップが求められています。また、被虐待障害児支援については、枚方市児童虐待問題連絡会議において情報共有等連携を図っています。

差別の解消や合理的配慮については「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別として禁止し、差別の解消を推進する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年に施行され、7年が経過したところです。

同法の令和3年の改正により、令和6年4月に「事業者の合理的配慮の義務化」が施行されることから、本市においても、民間事業者等への周知、啓発に努めていきます。

本市では、身近な地域において、障害者差別に関する相談や対応を円滑に行うため、関係機関のネットワーク組織として「枚方市障害者差別解消支援地域協議会」が設置されており、広範多岐に渡る障害者差別に関する相談について、関係機関と連携し、対応しています。

また、職員が遵守すべき服務規律の一環として策定された「職員対応要領」や、「窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル」に従い、職員が窓口において障害のある市民に対応する際には、障害を正しく理解したうえで、適切な対応に努めます。

障害者に対する虐待や差別をなくすためには、障害に対する理解を深める啓発が重要であり、継続して啓発活動を行いながら、相談対応に努めていく必要があります。

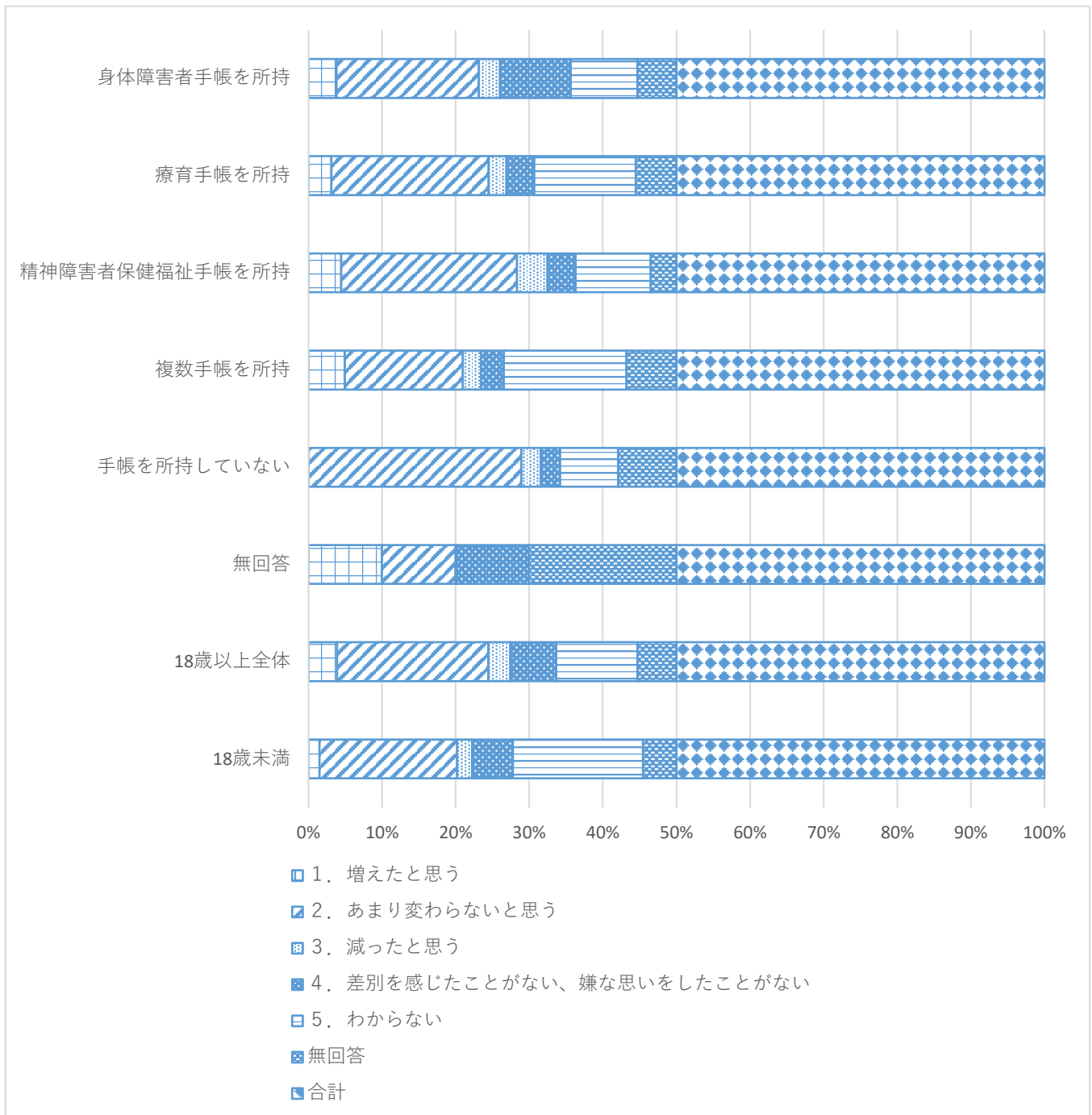
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「障害があることで差別や嫌な思いをすることは、この3年間で変わったように思いますか」との問いに対して、「増えたと思う」との回答が7.8%と「減ったと思う」との回答が6.0%よりもやや高くなっています。「増えたと思う」割合を障害種別で見ると、複数の手帳を所持している人が9.9%とやや高く、「減ったと思う」割合は精神に障害のある人で8.3%と最も高くなっています。

また、「差別を感じたことがない、嫌な思いをしたことがない」との回答は全体では12.5%で、障害種別では身体に障害がある人は19.2%と他の種別よりは高くなっていますが、知的障害のある人や精神に障害のある人は約7%と低くなっています。（p.26 グラフ1参照）。

【グラフ1：障害があることで差別や嫌な思いをすること

（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



※第4章のグラフの見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

■施策の基本的な方向

人権擁護を推進するため、行政が関係団体・機関等と協力し、市民や各種団体等を対象として、あらゆる差別の撤廃に向けた啓発・広報活動を推進します。また、行政職員を対象として、人権や障害、手話等に関する研修を実施します。

障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度等の制度を周知し、利用の必要な人への情報提供や相談、支援の充実に努めます。そのため、令和2年度に策定した「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」での取り組みと足並みを揃え、成年後見制度に限定せず、虐待や差別への対応も含めた、幅広い権利擁護のための制度を利用しやすくするよう取り組みます。

関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止および相談・通報に対する迅速な対応に努めます。また、枚方市障害者差別解消支援地域協議会による関係機関とのネットワークを活用し、大阪府とも連携を図りながら、障害者差別に関する相談に適正に対応していきます。

教育機関と連携して、学校教育での障害への理解を進めます。また、広報や市のホームページ、イベントの開催などを活用して、障害への合理的配慮の考え方を普及し、障害や障害のある人への市民の理解を深めていきます。

（1）人権・人命の尊重

施策名	取り組み	所管課
人権尊重のまちづくりへの総合的取り組み	人権尊重の理念の浸透と障害者への差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向け、啓発や学習を進めていきます。	人権政策室 児童生徒支援課
職員研修の実施	障害に関する理解を深めるため、人権や障害に関する職員研修を行います。また、手話研修など、障害への理解認識を深める取り組みを継続します。	人事課 障害企画課

（2）虐待や差別の防止

施策名	取り組み	所管課
障害者の権利擁護と成年後見制度の利用援助の充実	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等の権利擁護を図るために、成年後見制度について、相談を受け援助できる体制を整備し、事業の充実に努めます。	健康福祉政策課 健康福祉総合相談課 障害支援課
権利擁護のための制度等の周知	成年後見制度や社会福祉協議会が実施している権利擁護のための取り組みについて障害のある人や家族への周知を図るとともに、広報、パンフレットの発行や窓口等における情報を提供します。	健康福祉政策課 健康福祉総合相談課 障害支援課
虐待への対応	障害者への虐待防止のため、障害者虐待防止センターで、24時間365日体制で相談・通報に対応します。関係機関と連携し、虐待発見後の迅速、かつ適切な対応を図ります。	障害支援課
障害者差別解消法への対応	障害者に対する差別の解消に資する取り組みとして、関係機関とネットワーク組織を構築し、情報の収集および共有を図ります。相談事案に対し、関係機関や大阪府と連携し、差別解消に向けた取り組みを推進します。	障害企画課 障害支援課

（3）合理的配慮

施策名	取り組み	所管課
障害者への理解を深める教育	小・中学校においては、学年に合わせて、さまざまな障害に関する障害者理解教育を進めます。	児童生徒支援課
情報発信	広報ひらかたやホームページをはじめ、さまざまな媒体を通して、障害や障害者に関する啓発活動及び取り組みなどの情報を広く発信していきます。	広報プロモーション課 障害企画課 障害支援課

施策名	取り組み	所管課
イベントの開催	障害や障害者への理解を促すため、啓発イベントやキャンペーンを開催します。	人権政策室 障害企画課 障害支援課
選挙のおしらせ	視覚障害者への情報提供のため、選挙公報の点字版と音声版を作成します。また、市議会議員選挙及び市長選挙については聴覚障害者への情報提供のため、選挙公報の手話翻訳を映像化したDVDを作成します。	選挙管理委員会事務局

■【参考】枚方市成年後見制度利用促進基本計画

枚方市では、令和2年度に「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るとともに、成年後見制度に限定しない、地域において権利擁護に関わる支援を必要とする高齢者や障害者、児童などへの相談・支援体制の充実を図っています。

成年後見制度利用促進計画は、地域の福祉分野に関して共通して取り組む事項を盛り込んだ「枚方市地域福祉計画」と一体的に取り組むとともに、本計画にも取組内容を記載し、行政の担当各課や社会福祉協議会などが、市民後見人の養成や地域連携ネットワークの構築、成年後見制度の広報・啓発などに連携して取り組むものとし、また、法人後見を行う事業所の増加に向けた啓発事業に取り組みます。

（1）計画策定の意義

成年後見制度とは、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う制度です。

枚方市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

（2）計画の期間

令和3（2021）～令和6（2024）年度の4年間とし、令和7（2025）年度から、次期地域福祉計画に統合する予定です。

（3）枚方市の主な取り組み

- ① 広報・啓発活動の強化：市民・関係者へ向けた広報・啓発活動
- ② 相談体制・支援体制の充実：権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ③ 助成制度のあり方の検討
- ④ 市民後見人の養成・育成

2. 地域との交流

■現状と課題

障害のある人が、地域の中で生活し、地域社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できる社会の実現に向けて、ともに支えあい、助けあうまちにするためには、ボランティアや交流活動また居場所づくりを推進することが重要です。

本市では、「いつまでも安心して地域で暮らせるように、支えあえる地域を創る」を基本理念とする「枚方市地域福祉計画」に基づき、地域福祉活動の支援や普及に努めています。

ボランティア体験の機会として、枚方市及び近隣市在住の高校生から30歳代を対象に、夏季のボランティア体験プログラムを、関係団体と協力して実施しています。

地域の中での障害者の居場所として、気軽に立ち寄り交流できる地域活動支援センターについてはⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型と、それぞれ特色を持った取り組みを行い、地域との交流の場として活動していることから、今後も、地域活動支援センターと協力して身近な居場所づくりに努めることが必要です。

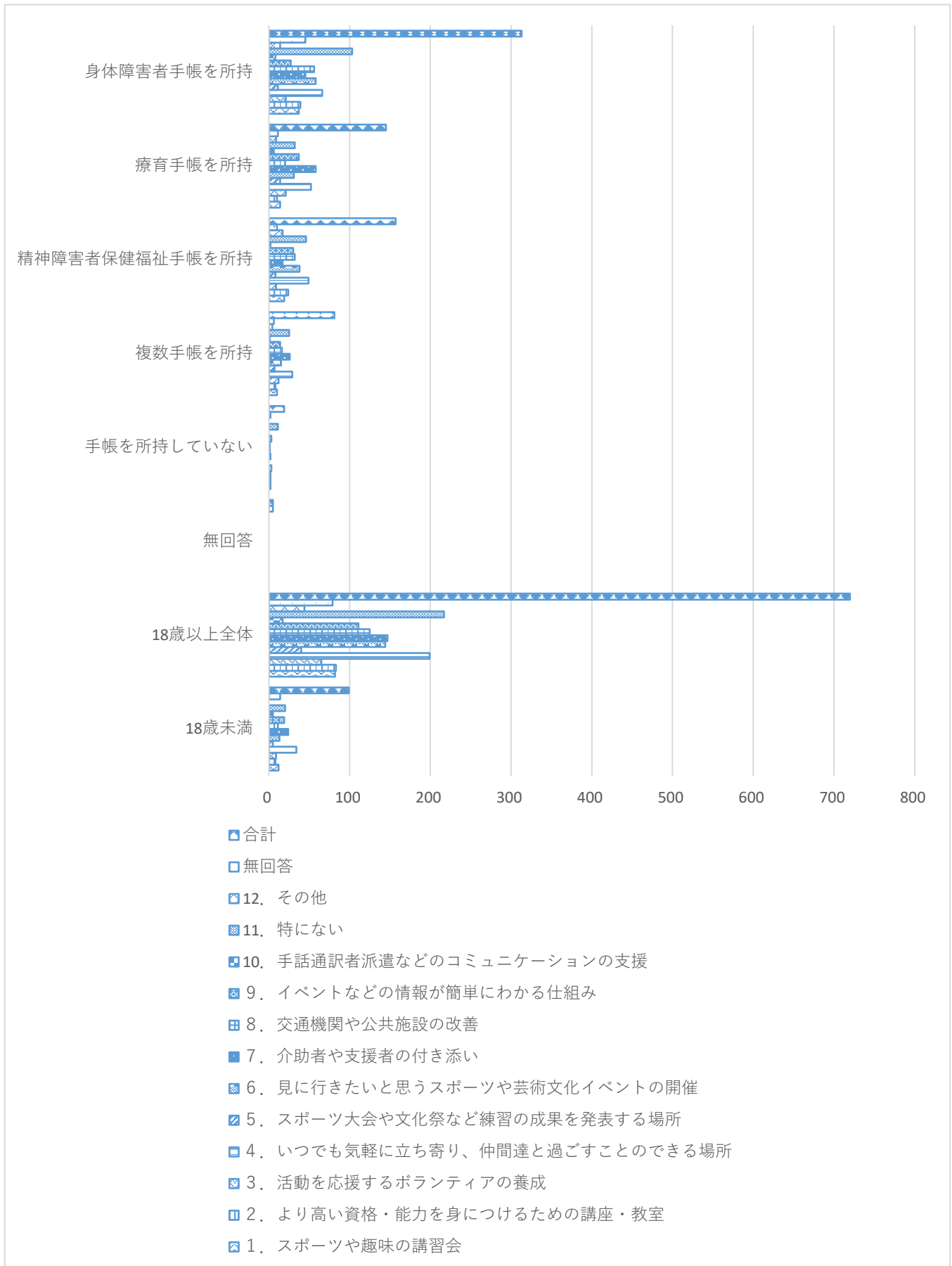
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「余暇にしたい活動をするために何が必要ですか」との問いに対して、全体では「特にない」を除くと、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」が27.6%と最も高く、次いで「介助者や支援者の付き添い」が20.4%、「見に行きたいと思うスポーツや芸術文化イベントの開催」が20.0%となっています。障害種別にみると、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」については、どの種別でも高くなっていますが、知的障害のある人は「介助者や支援者の付き添い」が40%、精神に障害のある人では「イベントなどの情報が簡単にわかる仕組み」が25.5%と他の障害種別に比べて高い傾向にあります。また、18歳未満の児童では「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」、「介助者や支援者の付き添い」、「イベントなどの情報が簡単にわかる仕組み」が高い傾向にあります。前回の調査に引き続き、居場所づくりが重要であることを示す結果となり、今後も身近な居場所づくりに努めることが求められています。また、障害種別によっては介助者等の付き添いやスポーツや文化などのイベントの開催とその情報の提供ニーズが高く、多様な余暇を過ごせるよう支援することが求められています。

（p.31 グラフ2参照）

【グラフ2：余暇活動をするために必要なこと（複数回答）

（令和5年度 福祉に関するアンケート）



■施策の基本的な方向

地域福祉の考え方を広報・啓発し、ボランティア環境の整備や、ボランティア体験を推進することにより、障害のある人が地域で安心して暮らせるように、地域住民からの身近な支援のある環境づくりに取り組めます。また、上位計画である「枚方市地域福祉計画」にしたがい、複数分野の福祉計画と連携して、市民ボランティアなどによる包括的・総合的な支援を推進します。

さらに、地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所などと連携して、スポーツや文化などのイベントを開催し、障害のある人同士や、障害のある人と地域住民との交流を推進します。そういった交流の機会や拠点を整備することにより、障害のある人が気軽に楽しめる居場所づくりを進め、すべての人が地域社会に参加できるまちづくりに努めます。

（1）地域福祉活動

施策名	取り組み	所管課
地域福祉活動の普及	市民が主体的に担う地域福祉活動を促進するため、多様な学習の機会や広報によって、地域福祉の考え方の普及を図るとともに、活動の紹介などを行います。	健康福祉政策課
「地域福祉計画」の推進	「枚方市地域福祉計画」に基づき、社会福祉協議会等関係団体と連携しながら、地域福祉活動への支援を充実させます。	健康福祉政策課 長寿・介護保険課 健康づくり・介護予防課 母子保健課 健康福祉総合相談課 障害企画課

施策名	取り組み	所管課
ボランティア活動支援体制の整備	社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）等と連携して、ボランティアが円滑に活動できるよう必要な環境整備を図ります。	健康福祉政策課
ボランティア体験の推進	社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）等と連携して、誰もが参加できるボランティア体験事業を推進します。	健康福祉政策課

（2）地域交流の推進と居場所づくり

施策名	取り組み	所管課
交流機会の充実	サービス事業所等と連携し、障害の有無に関わらずともに楽しめるレクリエーションや文化・スポーツ活動等の交流機会の充実を図ります。	障害企画課
身近な居場所づくり	障害者が日常的に、気軽に立ち寄り時間を過ごせる身近な交流拠点を、地域活動支援センターとの連携によって確保します。	障害企画課

第2節 障害者（児）が安心できるまちづくり

1. 公共施設の整備等

■現状と課題

2021年に開催が延期されていた2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機にまちのバリアフリー化は全国的に進められてきました。障害のある人の自立と社会参加を支援し、快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、誰もが安心して生活できる建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人も利用できるようなアクセシビリティに配慮したまちづくりを進めることが必要です。

本市では、障害のある人や高齢者等に安全・快適に安心できるやさしいまちづくりの実現のため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」など関係法令等に基づき、施設や環境等の整備に取り組んでいます。公共建築物については、改修工事の際、オストメイト、多目的トイレ等の整備を進めるほか、手すり、エレベーター、スロープ等の設置を取り入れてきました。

公園施設については、既設公園における出入口の段差解消や階段の手すり、園路のスロープなどの更新、改修を行い、全ての人々が利用しやすいよう、バリアフリー化を行ってきました。

交通環境については、移動等円滑化の推進のため「枚方市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、市内の駅及び道路等の本市におけるバリアフリー化事業について、各事業者や施設を利用する当事者からなる枚方市バリアフリー推進協議会を開催し、バリアフリーに関する協議を行い、段階的にバリアフリー化を図ってきました。市内全12駅ではエレベーターやスロープ等の設置により移動円滑化された経路を確保し、一定の整備が完了しました。また、令和3年12月に創設された、「鉄道駅バリアフリー料金制度」に基づき、枚方市駅においてホームドアの整備が進められます。駅周辺においては、道路特定事業計画に基づき、段差、勾配の改善等バリアフリー化を行っています。

移動や交通の安全を図るため、歩道上の障害物排除についても、違法駐車・放置自転車の移送や不法占用物の撤去指導等を行っています。

しかし、多くの市民が日常的に利用する施設や道路等が、必ずしも障害者に十分配慮されているとはいえません。

また、住環境について、障害者自身が、誰と、どこで、どのように暮らすのかを選択できる社会を実現するために、地域において障害特性に対応した住宅の確保・改善を進めていくことが重要です。

障害者の住まいの確保については、地域で暮らすための基盤となるグループホームの整備を進める一方で、グループホームの整備促進にあたっては、消防設備の義務化への対応や支援員の確保、周辺住民の理解等、様々な課題があります。

住まいの確保・改善を進めるとともに、情報の収集及び提供と相談の充実が課題となっています。

【障害者アンケート結果】

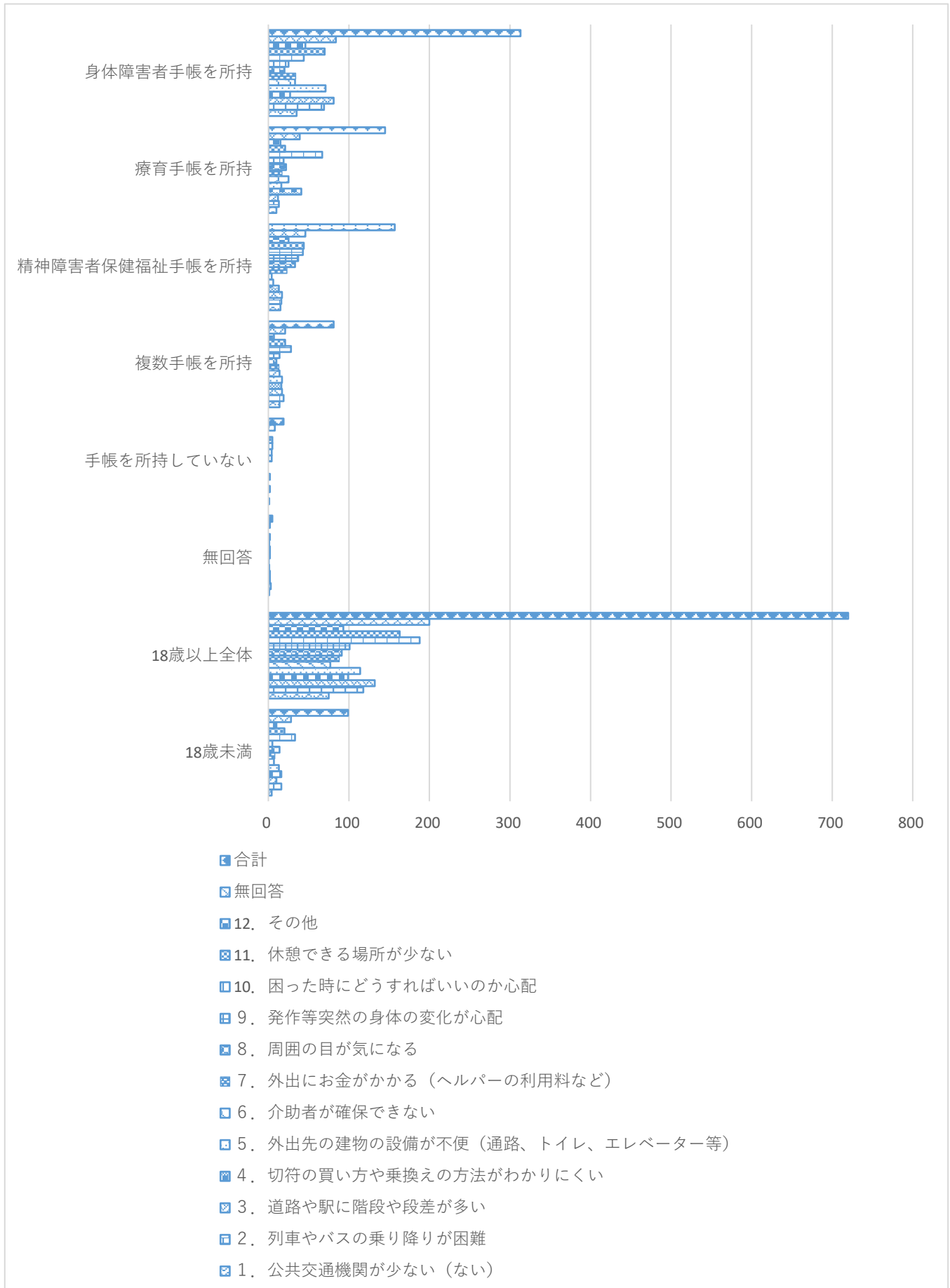
アンケート調査では、「外出について困ることは何ですか」の問いに対して全体では、「困った時にどうすればいいのか心配」が26.1%と最も高く、次いで「休憩できる場所が少ない」が22.6%と高くなっています。障害種別にみると、身体に障害のある人では、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便」、知的障害のある人では「困った時にどうすればいいのか心配」、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」、精神障害のある人は「困った時にどうすればいいのか心配」、「発作等突然の身体の変化が心配」と、それぞれの項目が他の障害種別に比べて高い傾向があります。また、18歳未満の児童では「困った時にどうすればいいのか心配」が33.3%と高い傾向にあります。

道路や駅に階段や段差が多いことや外出先の設備が不便なことなど、外出に際し多くの困りごとがあることが明らかで、今後も各施設等において順次整備を図ることが求められています。また、公共交通を利用する際のわかりやすい説明へのニーズが高く、コミュニケーション手段の整備も重要です。

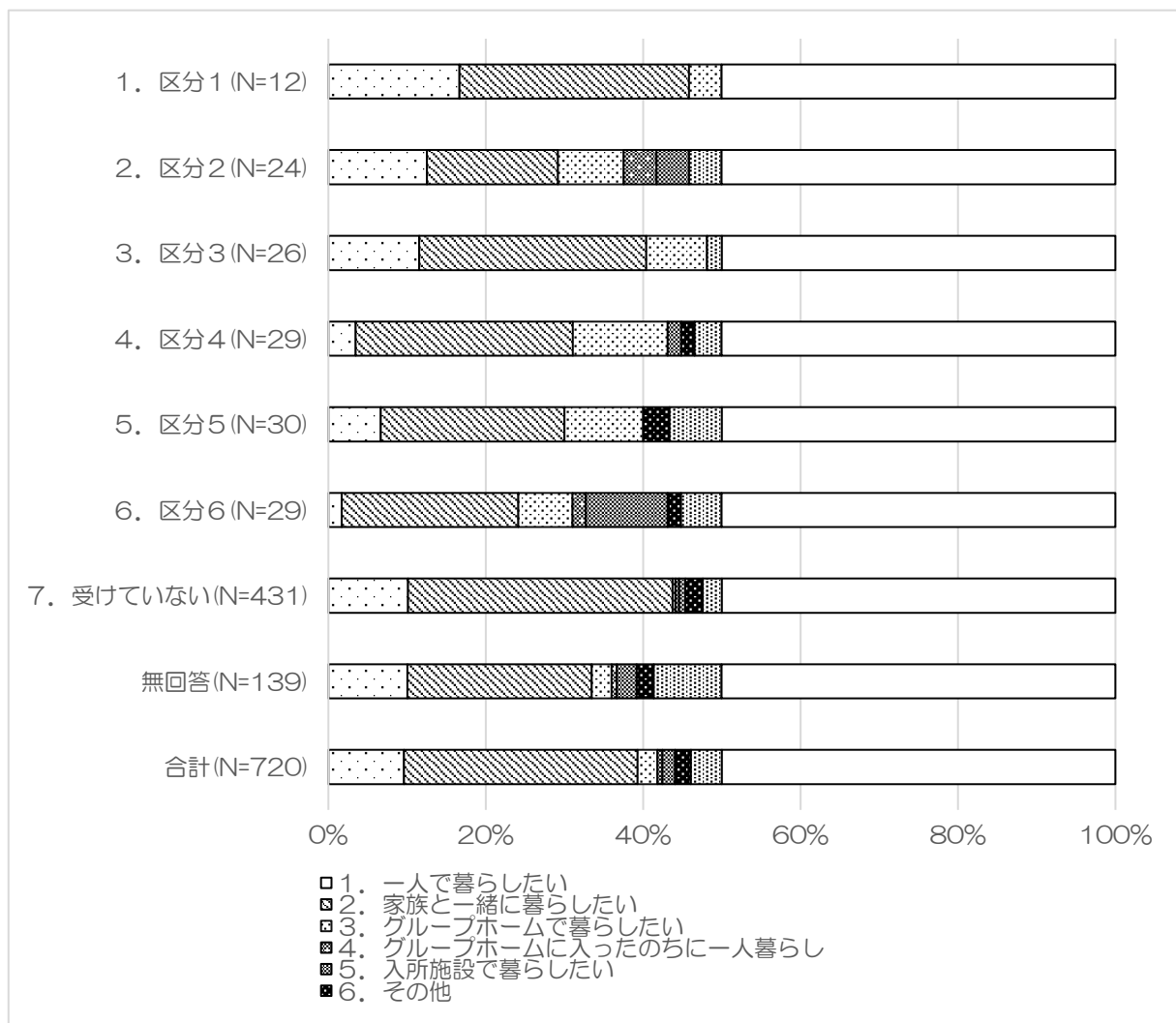
また、「今後3年以内にどのように暮らしたいか」の問いに対しては全体では、「家族と一緒に暮らしたい」（59.4%）が最も高く、次いで「一人で暮らしたい」（19.2%）と高くなっています。しかし区分別で見ると2番目に高いのは「グループホームで暮らしたい」区分4（24.1%）区分5（20.0%）であり、区分6では「入所施設で暮らしたい」（20.7%）と民間住宅以外の希望も見られます。本市としては地域生活への移行促進の観点から、重度障害者の受け入れに対応できるグループホームの整備を促進することにより、重度障害者が施設入所を選択することなく、その人らしく地域で自立して暮らすことができる施策を推進しますようにしてまいります。

（p.36 グラフ3-1・3-2 参照）

【グラフ3-1：外出について困ること（複数回答）（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



【グラフ3-2:今後3年以内にどのように暮らしたいと思いますか(令和5年度 福祉に関するアンケート)】



■施策の基本的な方向

引き続き「枚方市交通バリアフリー基本構想」などにに基づき、公共施設や公園、道路などが、障害のある人を含めたすべての人に住みよく、居心地のよいまちづくりを進めます。安全で快適に移動できる環境の整備に努めるとともに、公共施設の整備・改修に際しては、多目的トイレやスロープを設置して一層のバリアフリー化を進めることで、生活環境全体のアクセシビリティの確保に取り組みます。

また、住環境については、グループホームの整備促進や、重度の障害のある人が活用しやすい住宅改造の助成などを図り、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりをめざすとともに、そういった住宅や生活全般に関わる情報の収集やセーフティネット住宅情報提供システムの活用など、必要とする人へのわかりやすい相談支援・情報提供につなげるよう努めます。

住宅入居等支援事業については、引き続き必要性を検討します。

（1）バリアフリーの整備

施策名	取り組み	所管課
公共施設の整備・改善	誰もが利用しやすい公共施設をめざし、市有施設の整備・改修に際し、バリアフリートイレ、スロープ等を設置し、バリアフリー化を進めます。	施設整備室
学校環境の整備	誰もが安心して通えるよう、バリアフリートイレ、スロープに加えて計画的にエレベーターを設置するなど、環境整備を進めます。	施設計画課 教育政策課
公園の整備・改善	すべての利用者がより円滑に利用できるよう公園施設の更新、改修、撤去等を行い、バリアフリー化を順次進めます。	みち・みどり室
駅及び周辺のバリアフリー化	障害者が安全で快適に移動できるよう、「枚方市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、今後も歩道の段差解消、点字ブロックの敷設など歩道のバリアフリー化を図るとともに、利便性や安全性の向上促進を図るため関係機関等との連絡調整を行います。	土木政策課 道路河川整備課

施策名	取り組み	所管課
枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業	本市の中心市街地として魅力あふれる賑わいのあるまちの実現に向けた連鎖型まちづくりの具体化を図るため、枚方市駅周辺再整備基本計画や枚方市新庁舎整備基本構想に基づき、各街区における取り組みを進めます。	市駅周辺まち活性部
歩道環境の改善	障害者の通行の妨げとなる放置自転車や不法占用物を撤去、めいわく駐車への指導とともに、市民啓発を進めます。	道路河川管理課 交通対策課
交通安全施設の設置	すべての人が安全に通行できるよう、ポストコーン、転落防止柵など交通安全施設の整備を行います。	交通対策課
福祉移送サービス	障害者の社会参加の機会を拡充するため、運転者養成講習会を実施し、サービス提供の確保を図ります。	障害支援課
グループホームへの支援	グループホームのバリアフリー化若しくはスプリンクラーの設置等を行う事業者へ支援を行い、重度の障害者の地域移行の促進に努めます。	障害企画課
住宅改造助成	重度障害者に対する住宅改造費の一部助成については、さらなる周知を図り、利用の促進に努めます。また必要な対象者がより活用しやすくなるよう適切に事業を実施します。	障害支援課
住まいに関する相談と情報提供	住宅を含めた生活全般に関する相談を、市内の相談支援事業者等で実施していくとともに、情報収集・提供に努めます。	障害企画課 障害支援課

2. 保育・療育・教育の充実

■現状と課題

心のバリアフリーを推進するためには、障害の有無に関わらず、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」保育・教育を継続して進めることが必要であり、障害のある子どもの健やかな成長を育むためには、障害に応じた療育・支援を充実させることが重要です。

障害の早期発見・早期対応については、乳幼児健診を行い、障害の早期発見、育児相談、関係機関と連携等の支援を行っています。また、経過観察が必要な子どもと保護者を対象に、乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）を実施しています。また、NICU（新生児集中治療室）から在宅生活へ移行する身体障害児及び長期療養児については、退院前から医療機関と連携し、退院後も円滑に医療・療育が受けられるよう支援しています。

地域の公私立保育所（園）、認定こども園においては、障害のある子ども等の受け入れを行っています。障害児保育制度の認定を受けた子どもへのフォローとして、必要に応じて加配保育士の配置等を行っています。また、専門の相談員による巡回・保育相談を公私立の保育所（園）、幼稚園、認定こども園に行い、保育・教育の手立ての指針にするとともに、保護者面接も適宜実施し、関係機関とも連携を取りながら、相談・助言を行っています。保育士等への支援としては、公私立合同の研究会を実施するなど、枚方市全体の障害児保育の資質の向上に努めています。

一方、公立幼稚園においては、支援を必要とする幼児について講師を加配し、また、支援教育コーディネーターを中心に園における支援体制を構築し、教育活動を推進しています。

市立ひらかた子ども発達支援センターでは障害種別を問わず、障害や発達に関わる相談に幅広く応じるとともに、子どもたち一人ひとりの発達状況や障害特性にあわせた専門的な保育・療育を提供することにより、子どもの健やかな成長発達を促し、その可能性を広げ、家庭・地域での育ちや暮らしを支えるため、通所での支援やリハビリテーションの提供を実施しています。

放課後等デイサービス事業につきましては、利用ニーズも高く、利用実績も増加傾向にあります。これは、利用者本人にとっては放課後等の活動場所ができること、保護者にとっては、療育が受けられることや休息の確保ができることなどの理由によるものですが、一方では、サービス量の急増に伴い、質の確保が課題になっています。

一方、児童の放課後対策として行っている留守家庭児童会室については、受け入れ対象学年の拡大に伴い、障害の有無にかかわらず、すべての小学校の留守家庭児童会室に通室できる状況となっており、子どもたちがともに学び、ともに遊び、ともに体験できる環境づくりを進めることなどで、今後さらに、障害児の地域社会への参加・包容（イ

ンクルージョン）の推進を図ってまいります。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「主な介助者が病気・事故・休養等で一時的に介助ができなくなった場合の対応」の問いに対して、18歳未満の児童では、18歳以上の成人と比べて「他の家族が介助する」が68.9%と最も高く、「短期入所サービスや日中一時支援事業を利用する」が3.3%と低くなっています。また、「対応できず困る」と回答された人は成人では25.2%、児童では10.0%となっています。

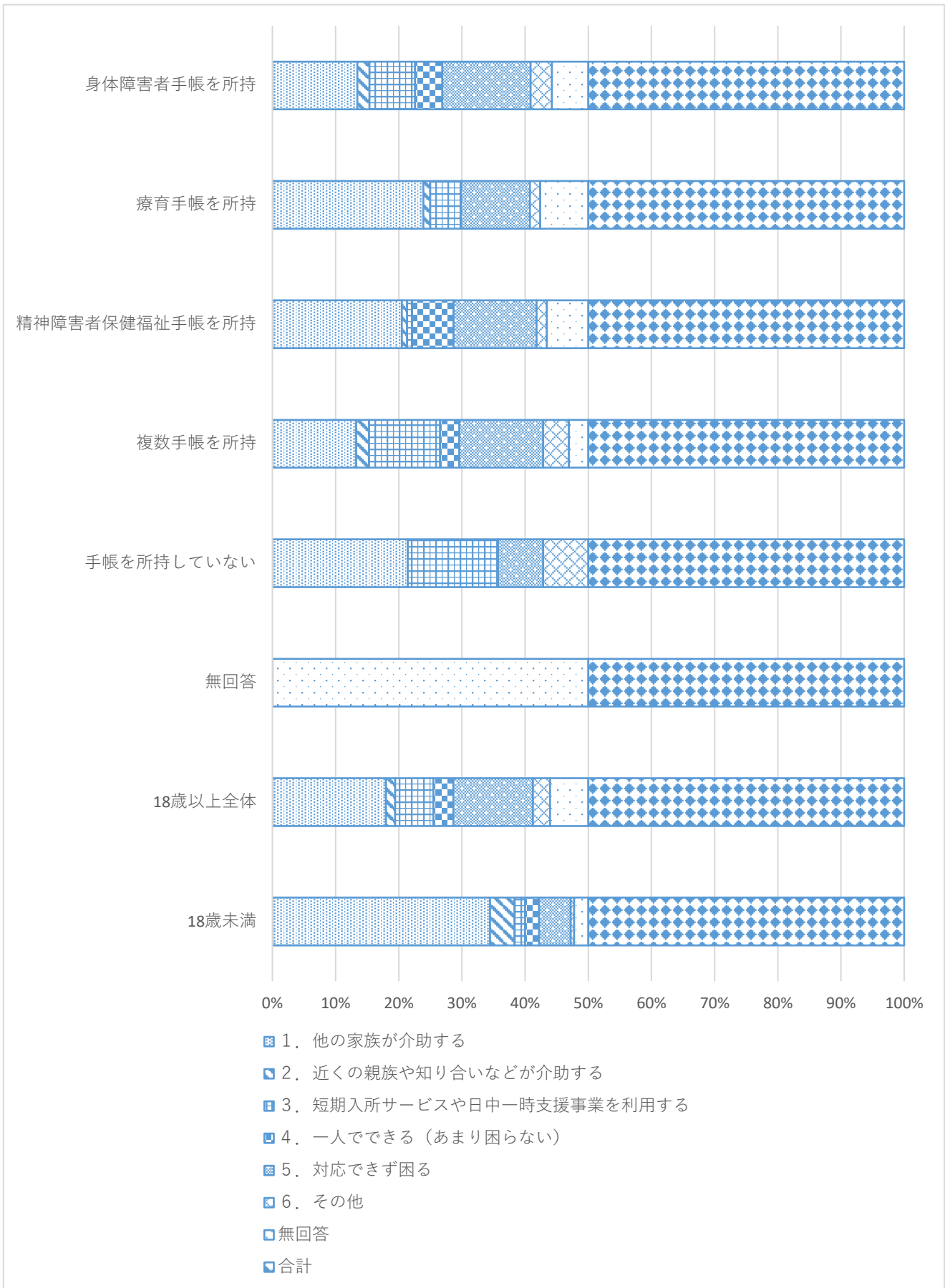
子どもの介助は家族や親族に頼る傾向がみられ、家族や親族で対応できない場合に必ずしも適切な福祉サービスの利用につながっていない傾向も窺われ、今後も引き続き、福祉サービスの周知・啓発、及び障害者の居場所づくりが求められています。

（グラフ4参照）

【グラフ4：介助者が一時的に介助ができなくなった場合の対応

（令和5年度 福祉に関するアンケート）】

第2節 障害者（児）が安心できるまちづくり



■施策の基本的な方向

乳幼児健康診査や新生児聴覚検査などを通じた障害の早期発見に努めます。また、健診後には経過観察などのフォローを通じて、NICU 退院時には医療機関との連携を通じ早期対応に努め、子どもと保護者への発達相談や療育と医療の連携などを図り、育児支援を充実させるとともに、子どもの健やかな成長や発達を支援するよう努めます。個別の療育や保護者への指導などをきめ細やかに提供するとともに、医師等の専門職による相談やリハビリテーションの提供の充実などに努めます。また、支援を必要とする子どもや保護者を対象に「地域子育て支援事業」や子育て講座などを実施し、子どもの発達や障害への理解を深め、障害のある子どもの地域社会への参加を促進するなど、インクルージョンを推進していきます。

庁内と、療育機関、保育・教育機関、福祉施設などの関係機関の連携を推進し、障害児等関係機関連絡会議などを通じた情報の共有に努めることで、総合的な支援を充実し、子どもへの切れ目のない支援体制の強化を図ります。

障害のある子どもが地域の中で「ともに生き、ともに育つ」ために、障害の有無にかかわらず成長できるよう配慮するとともに、一人ひとりの障害の状況に応じた保育、就学前教育を行えるように、職員の専門知識の向上や、適切な人材配置などに取り組みます。

小・中学校などでの教育においては、専門家による巡回相談を活用するなど、子どもと保護者への相談の機会や、教職員への助言の機会の充実を図るなど、インクルーシブ教育・保育を推進するとともに、保育所等においては医療的ケア児の入所を安全かつ円滑にすすめるため市独自のガイドラインを策定し、当該児が必要な配慮のもと他の子どもと等しく保育を受けられるよう取り組みます。また、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、留守家庭児童会室など、休日、放課後や長期休暇における障害のある子どもへの支援の充実を図り、地域での子どもの居場所づくりを推進します。

（1）保育・療育・教育の充実

施策名	取り組み	所管課
乳幼児健康診査の推進	乳幼児健康診査・新生児聴覚検査において、障害の早期発見・早期対応に努めます。また、健診時やその後のフォローを通じて保護者の育児支援に努めます。	母子保健課
早期対応の充実	健康診査等の結果、発達の経過観察が必要な子どもと保護者に対し、発達相談等において助言・指導を行い、必要に応じて療育や医療との連携を図ります。また、乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）においては、小集団での親子の保育を通じて、保護者の育児支援等、早期の対応に努めます。 NICU（新生児集中治療室）から在宅生活へ移行する身体障害児及び長期療養児については、退院前から医療機関と連携し、退院後も円滑に医療・療育が受けられるよう支援します。	母子保健課
療育の充実	個別療育、保護者指導等、きめ細かな療育の提供を対象児童に行います。 市立ひらかた子ども発達支援センターにおいては、日々の生活を基盤とした個別・集団的な療育を実施するほか、医師の指示の下、理学療法・作業療法・言語聴覚療法を用いて、個々の状況に応じたリハビリテーションを実施し療育の充実に努めます。	障害企画課 障害支援課 市立ひらかた子ども発達支援センター

施策名	取り組み	所管課
地域療育の推進と地域との連携	市立ひらかた子ども発達支援センターでは、センターと地域の保育所、幼稚園、小学校に通う子どもとの交流を図ります。また、発達上支援を必要とする子どもとその保護者を対象に、「地域支援事業」を実施し、子どもの成長と保護者の子ども理解の促進に努めます。加えて、子どもの成長や発達に見通しをもってもらうことを目的に、「子育て講座」を実施します。母子保健課において、在宅の障害児に対して医師等専門職による相談・助言等を行うとともに、地域療育と連携を図ります。	市立ひらかた子ども発達支援センター （母子保健課）
関係機関との連携	母子保健課、療育機関、保育所（園）、幼稚園等から小学校、小学校から中学・高等学校、中学・高等学校から進学先・就職先、就職先から福祉施設へと発達障害のある児童を含め障害児童のニーズに応じた進路の選択が行えるよう、庁内及び関係機関との連携を図ります。枚方市障害児等関係機関連絡会議において、障害のある児童及びその周辺の児童（健診等でのフォロー児童等）並びにその家族が抱える様々な問題に対して、情報交換、意見交換等を行い、関係機関の連携を図ります。また、公的な制度や支援の内容、相談できる機関等をまとめたガイドブック「福祉・教育のてびき」子ども版をより分かりやすく改訂します。	母子保健課 障害支援課 公立保育幼稚園課 市立ひらかた子ども発達支援センター 児童生徒支援課 教育指導課 放課後子ども課
保育と就学前教育の充実	保育所（園）・幼稚園等において、「ともに生き、ともに育つ」保育を実施するとともに、職員の研修や必要な人材の配置等により、障害のある子どもの支援体制の強化を図ります。	公立保育幼稚園課 私立保育幼稚園課 子どもの育ち見守り室 教育指導課 教育研修課

施策名	取り組み	所管課
放課後等デイサービスの充実	小・中・高等学校に就学する障害児の授業終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や支援を行い、療育の充実を図ります。	障害支援課
日中一時支援事業の充実	利用しやすい運用に努め、サービスの充実を図ります。	障害企画課
留守家庭児童会室運営事業	平成30年度より、第1学年から6学年までの全学年の児童の受け入れを行っています。障害のある児童については、職員の研修や職員の配置、また学校との連携等により、保育環境や支援の充実を図ります。	放課後子ども課
通学支援の充実	ひとりで通学が困難な児童を対象として、保護者の就労や病氣療養等のやむを得ない理由がある場合に通学ガイドヘルパーを派遣し、通学の支援を行います。	障害企画課 障害支援課
進路指導の充実	関係機関との連携を強化しながら、卒業後の進路選択の幅が広がるよう、進路指導の充実を図ります。	児童生徒支援課
巡回相談・保育相談	専門の相談員による市内保育所、幼稚園等を巡回し、発達検査の実施や保育相談、行動観察を行い、保護者との面談や保育士への助言を行い子どもの発達の支援を行う。	市立ひらかた子ども発達支援センター

（2）インクルーシブ教育・保育の推進（追加）

施策名	取り組み	所管課
障害のある児童への教育の充実	小・中学校において、個別の教育支援計画等を活用し、障害のある児童・生徒等のニーズに応じた適切な教育を行えるように努めます。また、教職員研修の充実や、支援学校などのスタッフ及び専門家による巡回相談を活用しながら、教育の充実を図っていきます。	児童生徒支援課 教育研修課
相談の実施と保護者との連携	障害のある児童・生徒の保護者への相談を行うとともに、保護者と学校の連携強化を図ります。	児童生徒支援課
医療的ケア児の受け入れ体制整備	令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和4年8月に医療的ケア児の受け入れ体制を整備するため市独自の保育所等における当該児の受け入れに関するガイドラインを策定し、本ガイドラインに沿って当該児の保育所等への入所を安全かつ円滑にすすめます。	公立保育幼稚園課 私立保育幼稚園課 保育幼稚園入園課

3. 災害対策

■現状と課題

近年、全国各地において頻繁に災害が発生しており、災害対策については国においても喫緊の課題となっています。平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、障害者に対する災害対策の重要性が改めて認識され、平成28年4月に発生した熊本地震では、福祉避難所への受入れに問題が発生するなど、その実効性についての再検討が課題となりました。また、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認が課題となったことを踏まえ、災害時における障害者の安否確認や避難支援、及び避難生活の支援について、対策をすすめることが必要です。

災害時に、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

また、避難後において、避難所での生活が困難な人を対象とした「福祉避難所」として、バリアフリー整備された総合福祉会館など市内25施設を指定しています。また、平成30年度からは、手帳所持者に対して、「災害情報カード」に代えて、緊急時や災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を配付しています。

災害発生時等における情報提供や避難誘導、また避難先での支援等についても、障害者の状況に応じたきめ細かい対応が必要であり、さらに災害が大規模な場合は、市役所や警察、消防等の公的機関がすべての避難行動要支援者を救助することは困難であることから、コミュニティ協議会や自主防災組織、障害福祉サービス事業所等の各種団体等と連携し、地域ぐるみで日常的な関係づくりに取り組み、支援体制を強化することが必要です。近隣住民や避難所等に避難される市民の中には、障害者がどのような支援を必要とされているのか、どのように支援を行えばよいのか、わからない人も多くおられるため、配慮すべき事項や支援方法等の周知が重要です。

平成25年の災害対策基本法改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。また、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。このような制度的流れを踏まえ、本市では「避難行動要支援者名簿作成」、「個別避難計画作成」を推進していきます。

また、災害時にはボランティアの幅広い活動が重要であり、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの活動内容の質の向上を進めていく必要があります。

現在、ひとり暮らしなどの重度障害者世帯に対しては、電話回線を利用した緊急通報装置を貸与し、急病や火災などの緊急時における迅速かつ適切な対応の確保と、不安の

解消を図っています。また、ひとり暮らしなどの重度障害者世帯を対象とする火災予防点検を年1回実施しています。

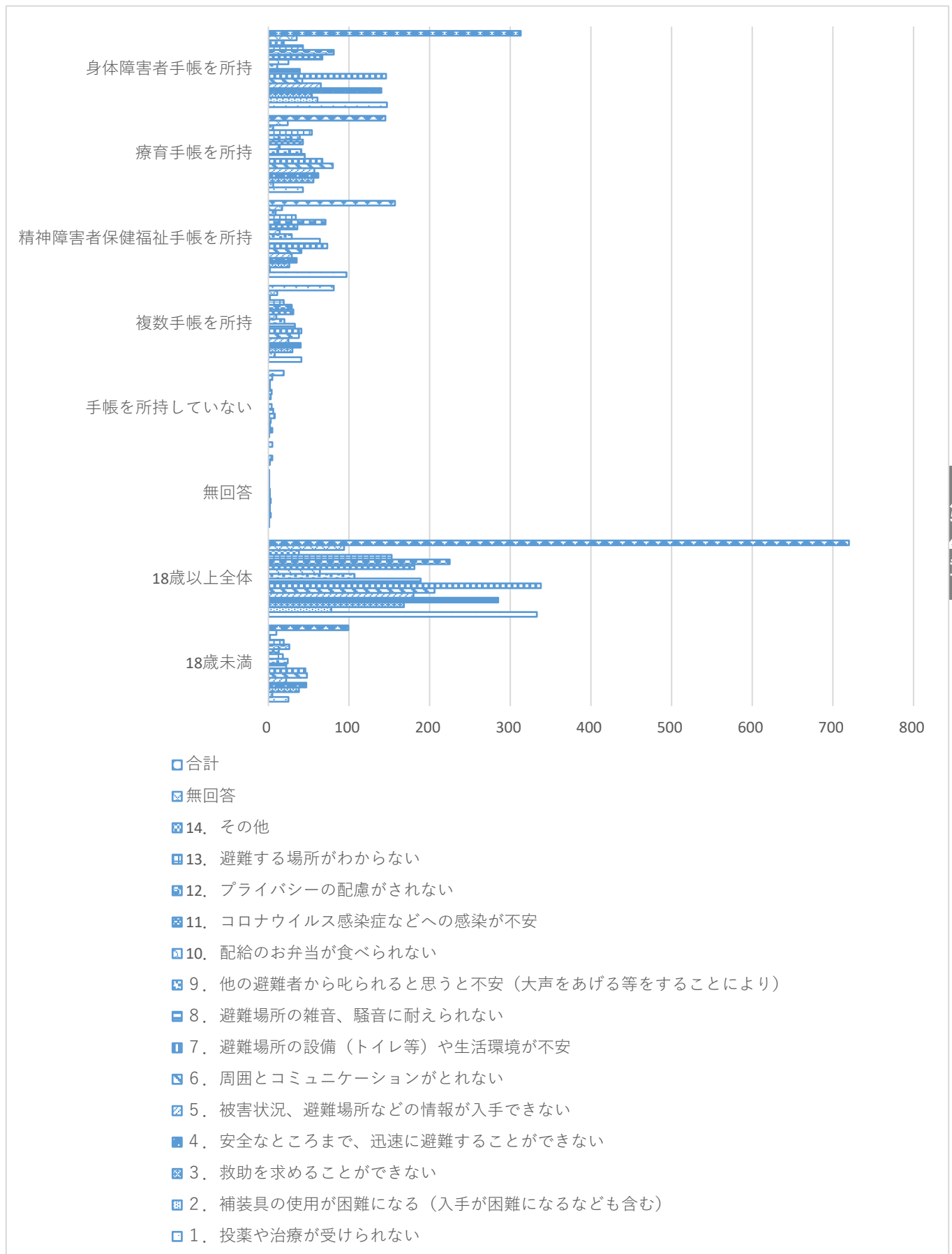
また令和2年に感染拡大をした新型コロナウイルス感染症については、5類移行に伴う対応策の変更にともない、障害者の生活環境の維持に配慮した対応策を推進します。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「地震等の災害時に避難する時や避難生活で困ること、不安に思うことは何ですか」との問いに対して、全体では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が46.9%、「投薬や治療が受けられない」が46.3%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が39.6%といずれの回答も高くなっています。障害種別にみると、知的障害のある人では「周囲とコミュニケーションがとれない」が55.2%、精神障害のある人では「投薬や治療が受けられない」が61.8%と、最も高くなっています。また、18歳未満の児童では、「周囲とコミュニケーションがとれない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が高い傾向にあります。前回の調査に引き続き、投薬・治療の心配やトイレ等の設備面などへの不安が多く、障害種別によっては、周囲とのコミュニケーションへの不安が挙げられており、コミュニケーション支援の一層の整備が課題です。（p.49 グラフ5参照）

【グラフ5：災害時の避難や避難生活で困ることや不安（複数回答）

（令和5年度 福祉に関するアンケート



■施策の基本的な方向

災害の発生する前の日常生活においては、障害のある人と家族や、障害福祉サービス事業所などの防災意識の向上を促すとともに、引き続き、避難行動要支援者の把握を進めます。避難行動要支援者名簿の作成と情報提供においては、個人情報保護などの課題に配慮しながら、地域での支援の必要な人をできるかぎり把握する方法と、効果的な情報共有の手段を検討します。

また、避難行動要支援者の避難誘導や避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるように、地域ぐるみの日頃の見守りや、困ったときに周囲に支援をお願いしやすくする「ヘルプカード」の配布など、普段の地域生活での障害のある人と地域住民との交流の機会を増やすよう努めることで、緊急時の避難支援体制の確立を図ります。

災害などの緊急時においては、障害の特性に応じた避難生活をできる福祉避難所の充実などを進めるとともに、避難先での地域住民との共同生活への配慮や、災害時でも必要な医療支援を受けられる体制の確保などに取り組みます。また、地域防災計画などに基づき、避難所での感染症予防対策なども含めた、二次災害を防ぐ仕組みづくりを推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、今後の感染症対策のため、緊急受診時には手話通訳者とタブレット端末を利用して遠隔手話通訳できるようにするなど、先進技術を活用した取り組みもすすめます。

また感染症発症の際は、保健所や医療と福祉との連携を図り、速やかに適切な対応を行います。

(1) 自然災害

施策名	取り組み	所管課
避難行動要支援者の把握	地域防災計画に基づき、災害時に必要な支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。この名簿に登載された人の内、平常時からの情報提供に同意された人について、消防、警察、民生委員、自主防災組織等へ名簿情報を提供します。また、関係機関と連携の上「個別避難計画」の作成体制を推進します。	危機管理政策課 危機管理対策推進課 健康福祉政策課 長寿・介護保険課 障害支援課 保健予防課
防災意識の高揚と地域での支援体制づくり	防災について啓発を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知を図ります。また、自然な形で支援を受けられるよう、日常的な関係づくりを含めた地域支援体制の強化を図ります。	危機管理政策課 危機管理対策推進課 健康福祉政策課 長寿・介護保険課 障害企画課 障害支援課
ヘルプカードの配布	緊急時や災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を配布します。	障害支援課
緊急通報装置の設置	緊急通報装置の貸与事業については、継続して事業を実施し、ひとり暮らしなどの重度障害者の不安感の解消を図ります。	障害企画課
災害時における要配慮者の支援と福祉避難所の充実	地域防災計画に基づき、障害者の安否確認、避難誘導、避難所生活における配慮などの安全対策を的確に実施できる体制の整備に取り組みます。また、障害の特性に応じた避難生活ができる福祉避難所の充実等に取り組みます。	危機管理対策推進課 健康福祉政策課 長寿・介護保険課 障害企画課 障害支援課

施策名	取り組み	所管課
難病患者・重症心身障害児等への災害時対応	指定難病患者で24時間人工呼吸器装着または気管切開を行っている患者とその家族、人工呼吸器装着児とその家族に対し、保健師が個別に、災害時に対応できるよう準備物や行動確認等の助言を行います。	母子保健課 保健予防課

第3節 安心して生活できるサービスの確保と提供

1. 地域生活への支援

■現状と課題

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法」により、障害者および難病患者等が自立した生活を送るために、障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定に際し、サービス等利用計画又は、障害児支援利用計画の作成が必要となりました。サービスについては、参入する事業所の数も増え、一定利用拡大が図られています。

サービスや対象者の拡大・増加に伴い、「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談支援事業者」をはじめ、障害福祉サービス全般にわたる人材の確保と質の向上が課題となっています。

また、地域で自立した生活へのニーズは多く、グループホームの新規開設補助や運営補助を行い、サービス提供基盤の整備に努めているところです。

外出支援は社会参加を促進する重要なサービスです。本市では、視覚障害のある高齢者等の人々が医療機関での受診される際、視覚情報の提供を介助することにより、円滑に医療機関での受診ができるよう、同行援護によるサービス利用を可能とした制度運用をしているところです。

視覚障害者を対象とした情報提供としては、「広報ひらかた」や「枚方市議会報」等について、点字版、音声版を作成し、希望者に配付するとともに、市のホームページの「広報ひらかた WEB版」では、音声ガイドを設けています。このように、行政情報等の多くが点字や音声付きで対応されるよう、必要な情報が的確に伝わるよう、一層の配慮に努めるとともに、障害者が多様な手段を用いて情報を利用するため、障害の状況や特性に応じた支援ができるよう、点字、音訳などの講座の開催・周知に努めていくことが必要です。

聴覚障害者等を対象としたコミュニケーション支援については、従前から手話通訳者、要約筆記者の派遣事業やそれを支える養成講座を実施し、人材の養成・確保に努めてきました。令和3年3月には、広く市民が手話は言語であることを認識し、理解を深め、相互にコミュニケーションを図ることができるよう、ろう者及び手話への理解と手話の普及促進を図るため「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定しました。

手話による情報保障については、従前の通訳者に加え、遠隔手話通訳を実施し土日曜日、年末年始等についての対応も可能となりました。

また、市役所窓口において、コミュニケーション支援アプリを搭載したタブレット型多機能情報端末等の設置の拡大を図るとともに、情報やコミュニケーションに関する多

様な支援機器は視覚・聴覚障害のある人等の生活を飛躍的に向上させる可能性を秘めているため、その活用に向けた取り組みが求められています。

これらに加え、大阪府等と共同で盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業及び養成講座を実施する等で、意思疎通支援事業に取り組んでいます。

また、重度訪問介護の支給決定を受けコミュニケーション支援が必要な重度の障害者が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が円滑にできるよう支援を行う「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」について、令和元年度から行動援護利用対象者または行動援護利用者等も対象としています。

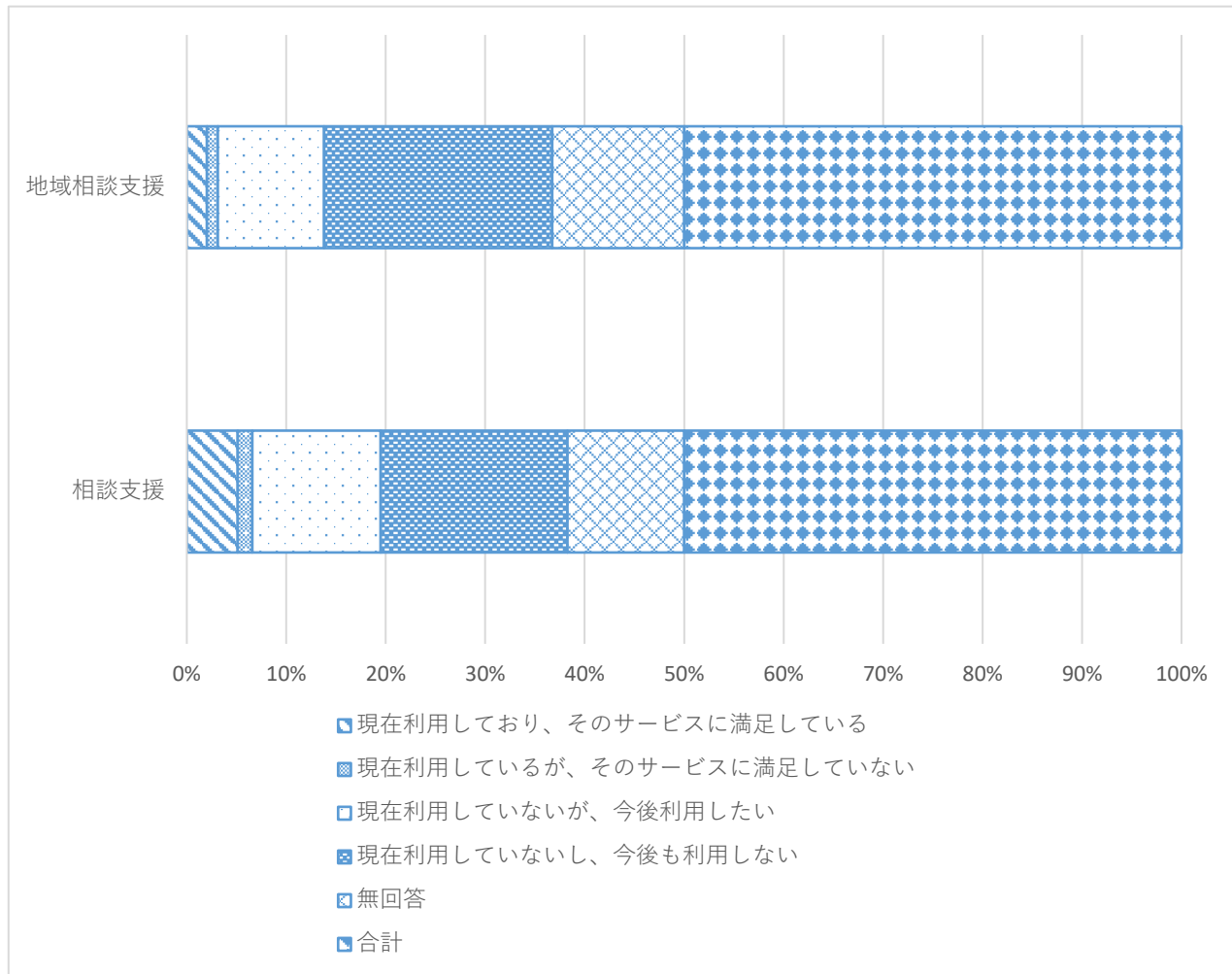
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「相談支援」の利用状況について、「現在利用していないが、今後利用したい」「現在利用していないし、今後も利用しない」を加えると、約65%と高くなっています。その反面今後の利用を考えておられる割合については他のサービスに対し、比較的高いポイントを示しています。

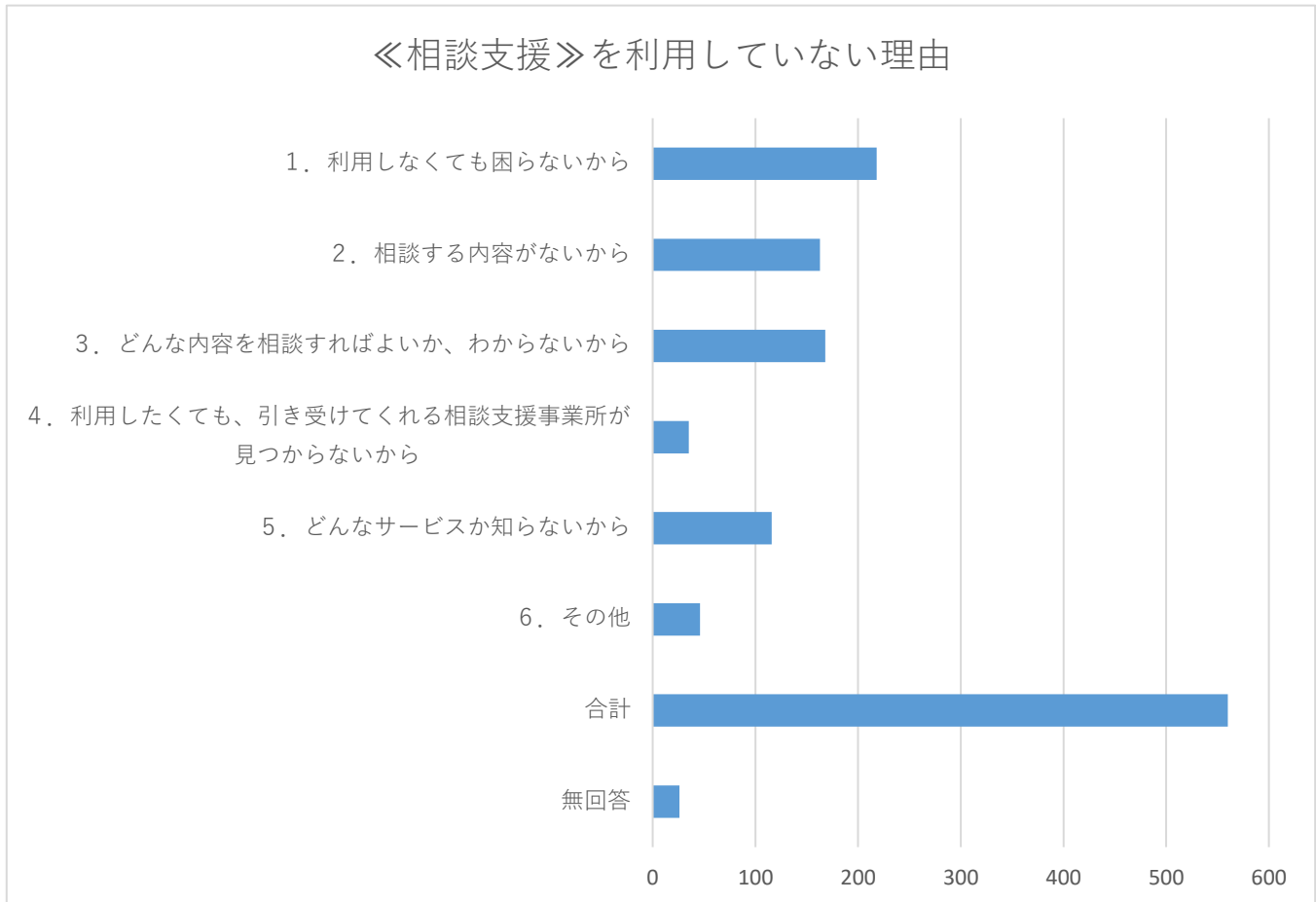
相談支援を利用しない理由については、「利用しなくても困らないから」が40.7%、「相談する内容がないから」が29.6%となっていますが、「どんな内容を相談すればよいか、わからないから」が29.2%、「どんなサービスか知らないから」が20%と、約半数の人がサービスの内容をよく知らないために、潜在的なニーズがありながらサービスを利用できていない人が少なからずおられる可能性があります。障害のある人が地域で生活していくうえで、本市としてサービス提供の基盤整備に努めるとともに、基幹相談支援センターを核とする地域の相談支援体制の強化体制の確保を図るため、各事業所の相談支援員に対して相談に係る技量向上に資する講座・講習などの受講を勧奨するなど、利用者のニーズを踏まえたサービス等利用計画の作成ができる人材の育成に努め、サービス内容の一層の周知を図ってまいります。

（p. 55 グラフ6及び、グラフ7参照）

【グラフ6：相談支援の利用状況（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



【グラフ7：相談支援を利用しない理由（複数回答）（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



また、アンケート調査から障害支援区分別でサービスの今後の利用希望について比較すると、移動支援及びグループホームと短期入所について、高いポイントを示しており、障害支援区分の高い人に、顕著にその傾向がみられることから、早急な社会資源の整備が必要であり、重点的に取り組んでいきます。

障害者が安心して地域で暮らすために、必要な人が必要な時に十分なサービスが受けられるよう、必要なサービス基盤の確保を図るとともに、関係機関との連携を図る中で丁寧な情報提供と柔軟なサービス提供体制をめざします。また、障害のある人の高齢化に対応するため、介護保険制度との柔軟な連携を検討し、高齢の障害のある人への介護保険にはないサービスの提供などに取り組みます。支援度合いが高い障害のある人や高次脳機能障害者についても適切なサービスの提供に努めます。

そういったさまざまな福祉サービスの質の確保を図るため、枚方市自立支援協議会や枚方市障害福祉サービス事業者連絡会等と協力し、ガイドヘルパー養成研修の実施や各種事業者向け研修会を通じ、介護等の人材の確保や資質の向上、障害福祉事業所の質の向上に取り組むとともに、介護職場の魅力も広報ひらかたをはじめ、市ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の様々なメディアを活用して周知に努めます。

また、多様な手法による情報提供と、手話をはじめ、音訳、点訳、またICTを活用した幅広いコミュニケーション支援の充実に努め、受診・入院時の医療機関との意思疎通の支援など、日常生活のさまざまな局面での交流を支援していきます。そうすることで、障害のある人が、情報に基づいて自分の意志を決定し、それを表現できる社会の実現をめざします。

（1）福祉サービス提供体制の充実と質の向上

○各サービスの具体的な利用見込みと整備の方向については、第5章「障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期）」をご覧ください。

施策名	取り組み	所管課
訪問系サービス	様々な障害特性に応じて必要なサービス提供ができるよう、事業者と連携して、介護の人材の資質の向上に努めます。	障害支援課
短期入所サービス	事業所の新規開設や定員増等について事業者に働きかけます。また、緊急利用や医療的ケアへの対応等様々なニーズに対応したサービスの確保に努めます。	障害支援課
日中活動系サービス	利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるとともに、事業者の支援施策として既存事業者の施設整備や定員増のほか、新たな日中活動の場の確保とこれを担いする人材の育成に努めます。	障害支援課
グループホーム	事業者に対し、バリアフリー化等に係る支援を行い、グループホームの重度障害者の受け入れ促進を図ります。また、世話人の養成講座を実施し、人材の確保・育成に努めます。	障害企画課
移動支援	増大し多様化する利用者ニーズに対応するため、ガイドヘルパー養成研修を実施する等、人材の確保・育成に努めるとともに、利用対象者の範囲や利用目的を見直すなど、制度の利便性向上に努めます。	障害企画課 障害支援課
地域活動支援センター	I型は、多様なニーズに対応するための拠点として各地域の障害者支援の中心的役割としての機能を高めます。II型・III型は、創作的活動、生産活動、交流の場等、障害者の日中活動の場として、計画的に整備を促進します。	障害企画課

施策名	取り組み	所管課
日常生活用具・補装具	適宜、取扱品目や給付限度額を見直す等して、障害者の生活実態に見合ったサービス提供に努めます。	障害企画課
高齢障害者の日常生活支援	高齢障害者のサービス利用は介護保険が優先ですが、介護保険にはない障害特性に由来する必要なサービスを提供します。また、障害固有のニーズを考慮したサービス提供に努めます。	障害支援課
福祉事業者の指定・指導監督	指定障害福祉サービス事業所等の指定、指導監督等を行い、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ります。	福祉指導監査課

（2）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策名	取り組み	所管課
各種養成講座の実施	手話・要約筆記・点訳・音訳等の講習会を実施し、奉仕員の裾野を広げ、また、有資格者の拡大もめざします。	障害企画課
手話通訳者・要約筆記者等の派遣	利用者のニーズに応じて、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。また、登録手話通訳者のスキルアップを図るための現任研修を実施します。	障害企画課
点字・音声・手話等による情報提供	広報ひらかた、枚方市議会報、ひらかた健康便利帳など市政情報を点字、音声で提供します。市主催事業について、手話通訳者の設置を働きかけます。また、市のホームページについて、音声ガイドを設けるなど、ユニバーサルデザインの充実を図ります。	広報プロモーション課 母子保健課 障害企画課市議会事務局

施策名	取り組み	所管課
重度障害者入院時コミュニケーション支援	重度訪問介護および行動援護等の支給決定を受けており、コミュニケーション支援が必要な重度の障害者が入院した場合に、医療機関との意思疎通を円滑に図ることができるよう支援します。	障害企画課
緊急通報時手話通訳派遣事業（タブレット端末を利用）	聴覚障害者が新型コロナウイルス感染症の疑い等の感染症対策のため、緊急受診の際の手話通訳者派遣について、タブレット端末等を利用した遠隔手話通訳を実施します。	障害企画課
遠隔手話通訳対応（タブレット端末を利用）	遠隔によるタブレット端末を利用した手話通訳を本庁4か所の他、中央図書館ならびに3支所の窓口で実施。また、平日に加え、土日祝日における急な手話通訳の依頼にも対応できる遠隔手話通訳サービスを委託事業者により、実施します。	DX 推進課 障害企画課 各窓口担当課
行政サービスの電子申請に向けた取り組み	電子申請により、市民の利便性の向上を図るため、対応可能な業務から順次対応していきます。	DX 推進課 各課

2. 緊急時の対応

■現状と課題

障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題、また社会問題となっている8050問題にそなえるためには、地域での安心感を担保し、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が急務です。地域には、障害者等を支える様々な資源が存在するが、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活の支援体制となっていません。また、地域で障害者等や障害者等の家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が即座に行われる体制が必要となります。このため、障害者等の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、今まで福祉サービスの利用経験のない人を含めた地域生活を支援する体制の整備を行うため、国は「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」において、平成29年度末までに各市町村又は、障害福祉圏域ごとに少なくとも1つの拠点等を整備することとしていました。枚方市障害福祉計画（第6期）では令和5年度末までに地域生活支援拠点の整備を行うことを成果目標のひとつに掲げ、枚方市自立支援協議会での議論を重ね整備に向け検討を行い、緊急時の受け入れについて早急な実施を目指しているところです。

また、聴覚や音声・言語機能の障害で消防署への救急車や消防車の出動要請を電話で行うことが困難な人に対し、スマートフォン等から通報用 Web サイトにアクセスし消防署への連絡が可能な「ネット119」を「福祉のてびき」等を通じ引き続き周知していきます。

【障害者アンケート結果】

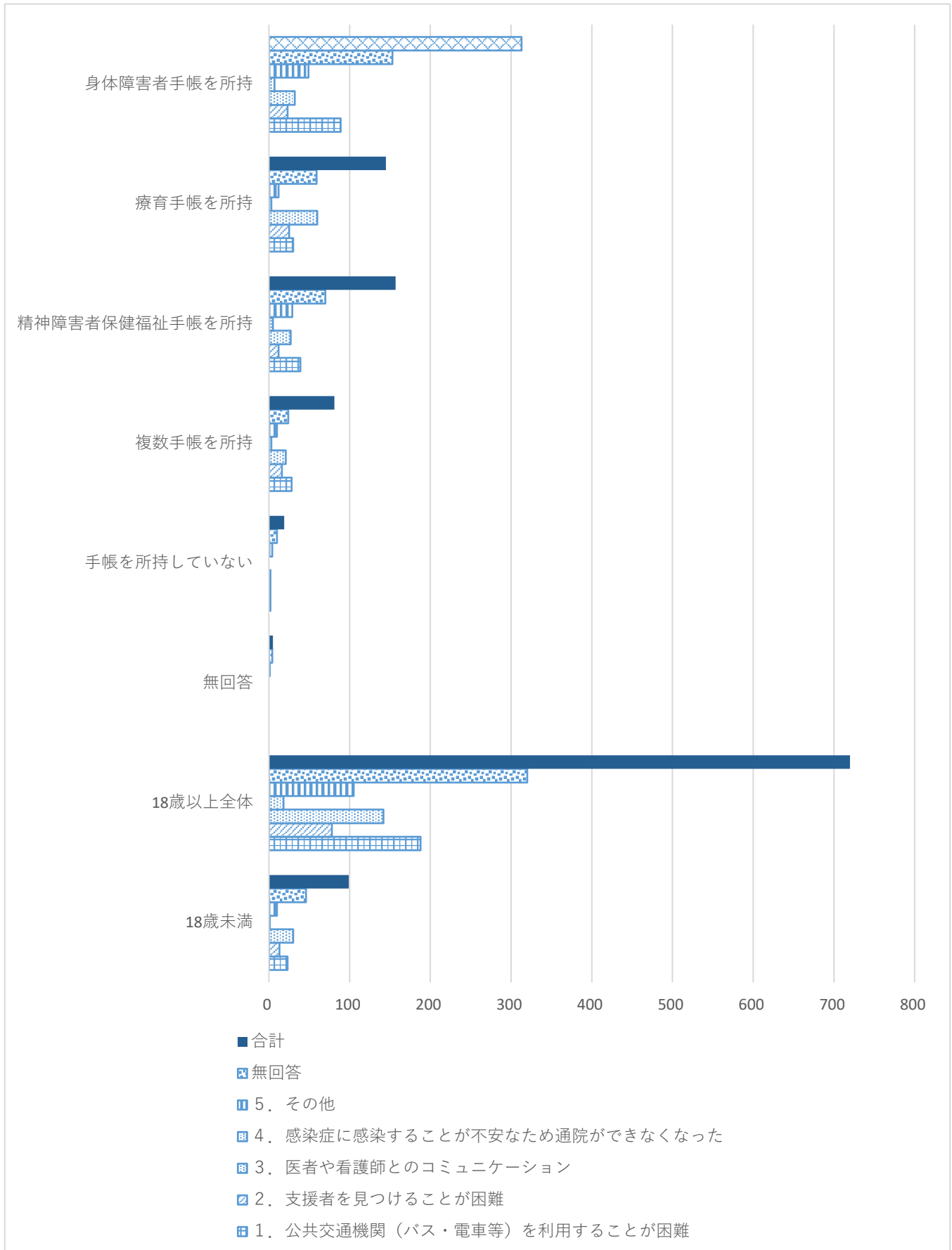
アンケート調査では、「通院時や医療を受けるにあたって困っていることはありますか」との問いに対して、全体では、「公共交通機関（バス・電車等）を利用することが困難」が26.1%、「医者や看護師とのコミュニケーション」が19.7%と高い傾向になっています。

障害種別にみると、知的障害のある人では、「医者や看護師とのコミュニケーション」が41.4%と他の障害種別に比べ特に高い傾向にあります。

前回の調査に引き続き、通院や医療を受けるときの移動やコミュニケーションを支援する体制の整備が求められています。（p.60 グラフ8参照）

【グラフ8：通院時や医療を受けるにあたって困っていること（複数回答）

（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

地域で支援を受けにくい状況にある障害のある人への、緊急時の支援の必要性に対応するため、ひとり暮らしの重度障害のある人への緊急通報装置の貸与や、音声による通報の困難な人への先進技術を活用した緊急通報システムの利用促進など、障害のある人が安心して地域で暮らせる支援体制の構築に努めます。

また、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの総合的な機能を有する、地域生活支援拠点の整備について、それぞれの地域、障害特性のニーズに細やかに対応する観点から、各機能について順次、地域に点在する社会資源を結び付ける面的整備を実施し、枚方市自立支援協議会での議論を踏まえ、今後はコーディネーターの配置等も含め、さらなる充実を図ります。

そういった施策を通じて、高齢やひとり暮らしで地域とのつながりの少ない人、障害の特性によるコミュニケーション困難などにより障害福祉や医療のサービスをあまり受けておられない人など、従来、地域での支援の狭間におられた人を把握し、適切な支援につないでいく仕組みづくりを検討します。

（1）障害ニーズに応じた対応

施策名	取り組み	所管課
緊急通報装置の設置	緊急通報装置の貸与事業については、継続して事業を実施し、ひとり暮らしなどの重度障害者の不安感の解消を図ります。	障害企画課
地域生活支援拠点の整備	相談、一人暮らしやグループホーム等の体験の機会の場合、緊急時の受入れや対応等の機能を有した地域生活支援拠点を整備に取り組み、コーディネーターを配置するなど機能の充実に努めます。	障害企画課
ネット119緊急通報システムの活用	聴覚、音声・言語又はそしゃく機能の障害により、音声による119番通報が困難な人のために枚方寝屋川消防組合等が提供するネット119緊急通報システムの周知と利用促進に努めます。	障害企画課

3. 保健・医療との連携

■現状と課題

障害者の中には、難病患者や医療的ケアを必要とされる人など、医療機関との密接な関係が必要な人が多くおられます。住み慣れた地域で引き続き生活をするため、各診療機関、訪問看護ステーション等との更なる連携強化が必要です。

本市では、健康増進法に基づき、市民を対象とした各種保健事業として、健康に関する講座、各種がん検診、住民健康診査、歯周病検診、健康相談、歯科医師が訪問して行う歯科健康診査、保健師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士による訪問指導等を実施し、健康増進施策の充実に努めているところです。また、「枚方市歯科口腔保健計画」に基づき、「枚方市口腔保健支援センター」を設置し、歯科・口腔衛生の必要性・重要性について啓発を行います。

「障害者（児）歯科診療事業」としては、枚方市歯科医師会に対して補助を行い、週1回の平日診療に加え、隔週土曜日にも診療日を増やすなど、地域の歯科医療機関での治療、受診が困難な人に対する支援をしています。

精神障害者の地域移行の取り組みとしては、枚方市自立支援協議会に「精神障害者地

域生活支援部会」を設置し、この間、障害者相談支援センター、精神科病院相談員、高齢者サポートセンター、行政機関の職員等が市内精神科病院を訪問し、面接調査を行うなどしています。精神科病院等の医療機関も「精神障害者地域生活支援部会」に参画しており、定例的に会議を開催することにより、連携強化を図っているところです。

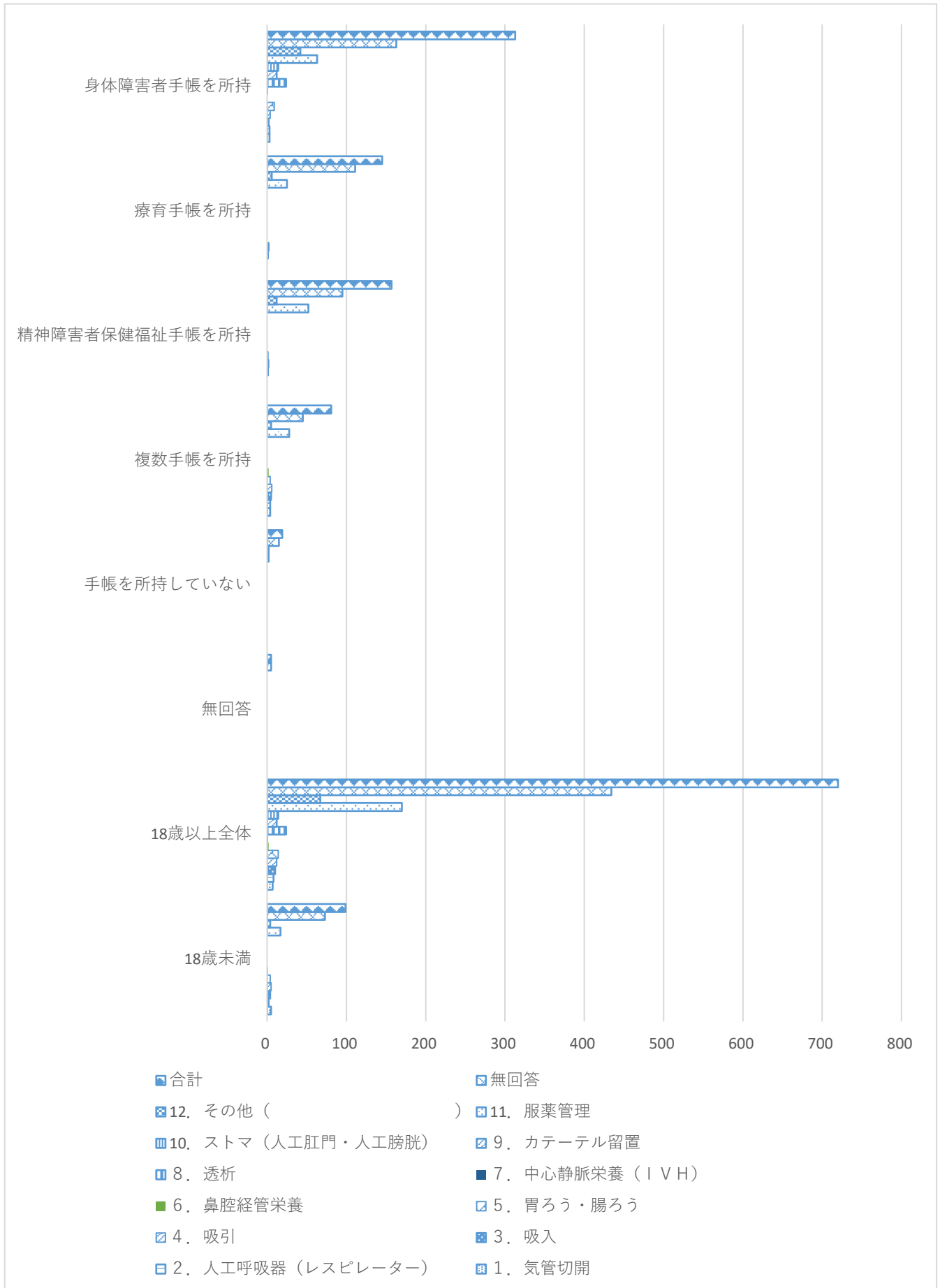
医療的ケア児等への支援については、多様化、複雑化するニーズに対して適切に支援を行うために、医療機関をはじめとした地域の関係機関による協議の場として、令和元年度から「枚方市医療的ケア児等支援連絡会議」を設置し、意見交換や情報提供を図りながら連携強化に取り組んでいます。

また、入院時の支援として、重度訪問介護利用者に対し、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーの派遣を通じて、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を実施するとともに、その他の重度障害者には「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、現在受けている医療的ケアについて、全体では 23.6%の人が「服薬管理」を挙げておられ、その他の医療的ケアを挙げた人はそれぞれ5%以下となっていますが、身体に障害のある人では、「透析」が7.7%、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が4.5%、「カテーテル留置」が3.8%とやや高くなっています。また、18歳未満の児童では、「気管切開」「吸引」が5.1%、「吸入」「胃ろう・腸ろう」が4.0%となっています。医療的ケアはそれぞれの特性に応じて適切なケアを受ける必要があり、医療の果たす役割は大変重要です。（グラフ9参照）

【グラフ9：現在受けている医療的ケア（複数回答）（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



第4章

■施策の基本的な方向

障害のある人とその家族の実情に応じ、それぞれの障害特性に対応した、きめ細やかな保健事業の提供体制を拡充していきます。難病のある人や、精神疾患のある人などの病気の理解や地域での療養生活の継続をめざし、地域住民や関係機関職員に対し、専門職による相談の機会の確保や、関係機関等のスタッフの知識の向上などを図ります。

また、日常的に医療的ケアを必要とする障害のある人に、切れ目のない総合的な支援策を展開するために、医療機関との連携を引き続き推進します。障害特性に応じて、在宅で診療を受ける機会の確保などに取り組みます。

（1）保健・医療との連携

施策名	取り組み	所管課
健康相談事業の推進	生活習慣病や日常の健康管理などについて、保健師や管理栄養士などの専門職員による指導や助言を行います。	健康づくり・介護 予防課 健康福祉総合相談 課
訪問指導事業の推進	保健師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士などの専門スタッフによる訪問指導事業に取り組みます。	健康づくり・介護 予防課
健康教育事業の推進	生活習慣病の予防や健康の保持・増進が図れるよう、健康に関する正しい知識を普及する健康教育事業に取り組みます。	健康づくり・介護 予防課 健康福祉総合相談 課
口腔保健の推進	障害者（児）の入所・通所施設で歯科健康診査や口腔衛生指導が実施できるよう環境整備に努める等、障害者（児）の口腔ケアや口腔機能の向上を図ります。	健康づくり・介護 予防課
難病患者の療養支援	指定難病患者とその家族の在宅療養支援を目的に保健師や専門職による相談事業、訪問指導事業、医療講演会、患者家族交流会等を実施します。また、支援スタッフの難病に関する知識・理解の促進や支援技術の向上を図るため、関係機関等に研修会を実施します。	保健予防課

施策名	取り組み	所管課
精神疾患患者に対する相談体制の充実	精神疾患を有する者、または疑いがある者またはその家族等に対して、地域生活等の相談ができるように保健・医療・福祉の重層的な連携を図ります。また関係課で連携し、精神科医や臨床心理士、精神保健福祉士、保健師等による、精神疾患の早期発見、早期治療の推進等に向けた相談を行います。	障害支援課 保健医療課
在宅医療体制の充実	枚方市内の三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や訪問看護ステーションと連携し、在宅医療体制の充実に取り組めます。	保健医療課
障害者歯科診療	枚方市歯科医師会と連携し障害者の歯科診療の受診機会をさらに増やすなど診療体制の充実に努めます。	障害企画課
在宅難病患者の地域医療	難病患者・家族が安心して在宅療養ができる地域づくりに取り組むために、難病専門医、かかりつけ医、地域の医療関係職種等の連携を強化し、医療ネットワークを構築します。	保健予防課
病院からの地域移行	枚方市自立支援協議会精神障害者地域生活支援部会において医療機関等と連携し、退院促進に取り組めます。	障害支援課

第4節 自分らしい生き方を見つける・選ぶ

1. 就労に向けた支援

■現状と課題

障害者が働くことを通じて、生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加できるようにするためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが重要です。

障害者の就労に対するニーズに対応するため、相談支援事業所や一般就労に向けての障害福祉サービス事業所、訓練機関の役割が、今後、ますます大きくなってきます。

本市では、ハローワークや枚方市障害者就業・生活支援センター等と連携のもと、「障害者合同就職面接会」、「障害者庁舎内実習」を実施して、障害者の一般就労を支援しています。

本市で実施している「就労支援強化事業」については、市域の課題、ニーズにあわせた事業展開を行ってきました。

また、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援といった就労系障害福祉サービス事業所のスキルアップを図るため、枚方市自立支援協議会就労支援部会や枚方市障害者就業・生活支援センター等と連携して講習会等を開催しています。

本市でも、平成29年度から実施している「チャレンジ雇用」において、知的障害者や精神障害者の雇用を進めるとともに、令和2年度に策定した障害者活躍推進計画に基づき、障害者雇用の推進及び職場環境の整備に取り組んでいます。

本市域にある「就労継続支援B型事業所」の平均工賃は12,272円（令和4年度）となっています。

枚方市自立支援協議会就労支援部会では、障害者の一般就労に向けての取り組みと並行して工賃向上についても取り組んでおり、「共同受注センター」の機能について、先進事例の見学を行うなど調査・研究を行ってきた結果、複数の事業所が共同で受注して作業を行う「ひらかた共同受注・優先調達ネットワーク」を令和元年度から実施しています。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「障害者優先調達推進法」という。）が平成25年度から施行され、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が生じたことにより、本市でも「枚方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」（以下、「優先調達方針」という。）を策定し、障害福祉サービス事業所から物品等を購入していますが、調達実績が伸び悩んでいるのが現状です。

また、市民、事業者等が授産製品を購入する際に活用してもらえよう、本市域の障

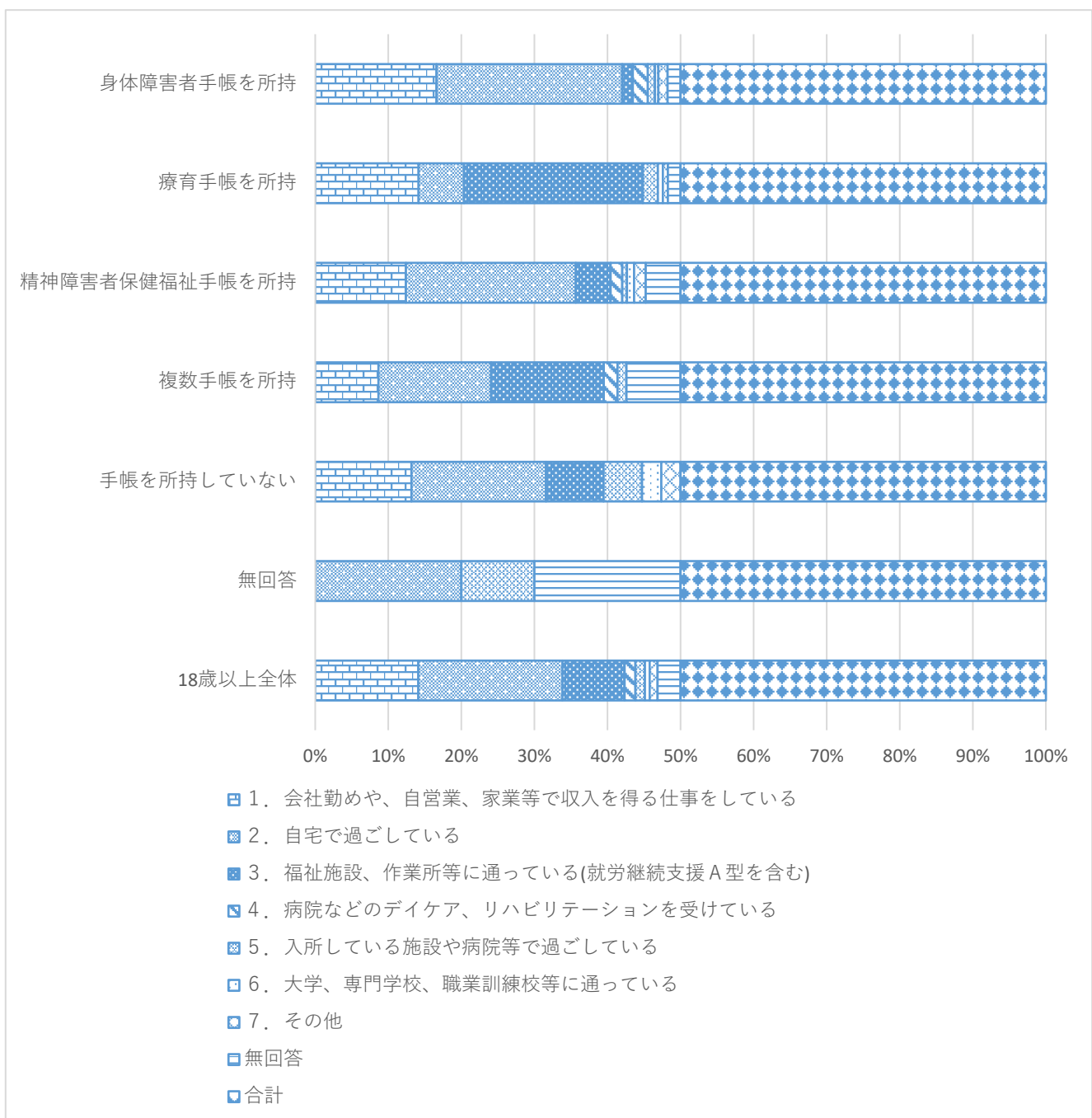
障害者就労施設等が製作している物品をまとめた「枚方市内障害者就労施設等商品カタログ」を令和5年3月に改訂し、発行しています。

その他、「福祉バザー」会場の提供など、工賃水準の引き上げに取り組んでいます。

【障害者アンケート結果】

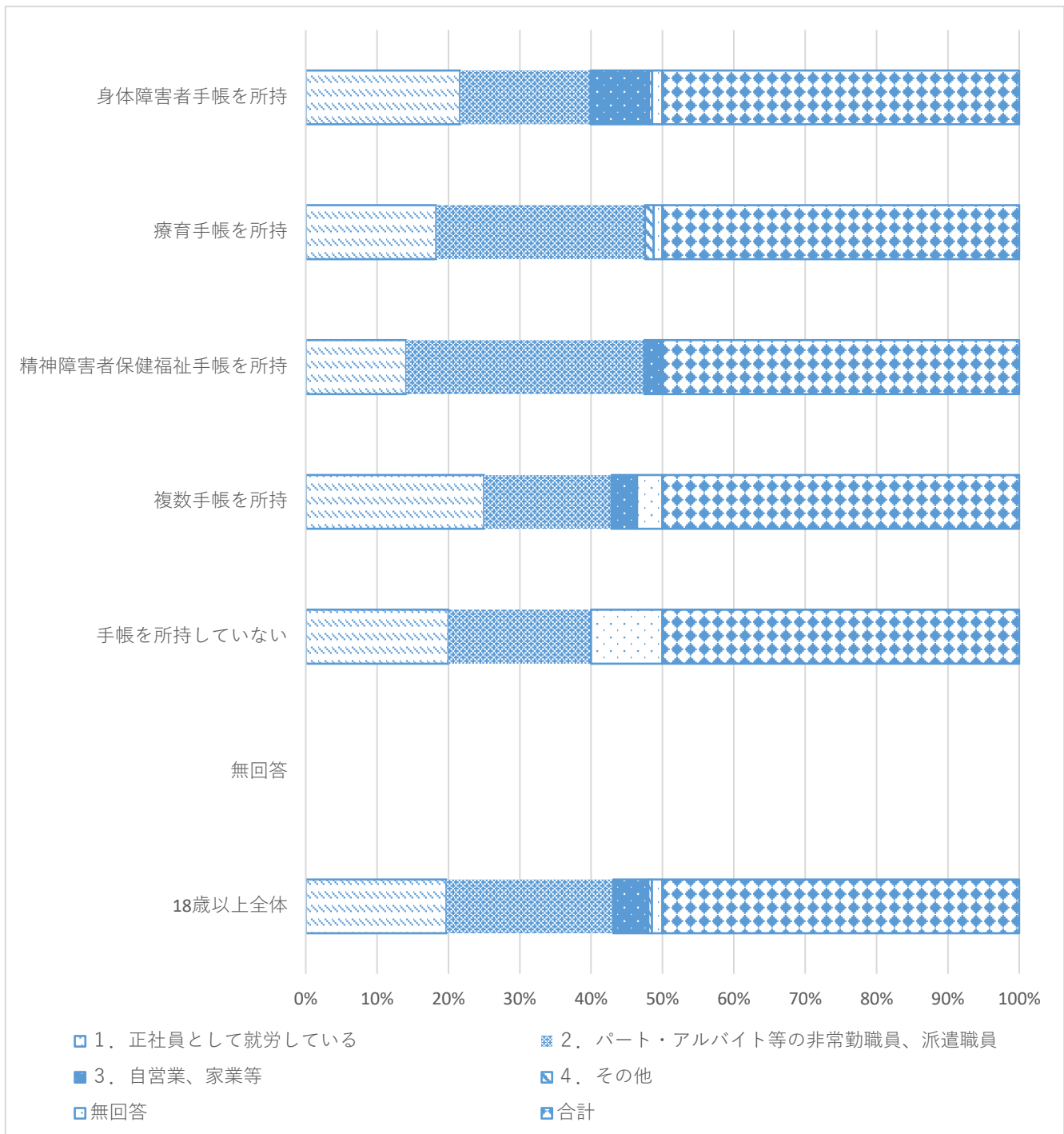
アンケート調査では、「平日の日中を主にどのように過ごしているか」の問いに対して、全体では「自宅で過ごしている」が39.4%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている」が28.2%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型を含む)」と回答された人が17.1%となっています。障害種別にみると、身体に障害のある人や精神に障害のある人では「自宅で過ごしている」が約半数と最も高く、知的障害のある人では「福祉施設、作業所等に通っている」が約半数と最も高くなっています。（グラフ10参照）

【グラフ10：平日日中の過ごし方（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」と回答した人を対象に、どのような勤務形態で働いているかをたずねたところ、全体では、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が46.8%と最も高く、次いで「正社員として就労している」が39.4%、「自営業、家業等」が9.9%となっています。障害種別にみると、身体に障害のある人では正社員として就労している人が最も高く、他の障害特性のある人では非常勤職員、派遣職員が最も高くなっています。（グラフ11 参照）

【グラフ11：勤務形態（令和5年度 福祉に関するアンケート）】

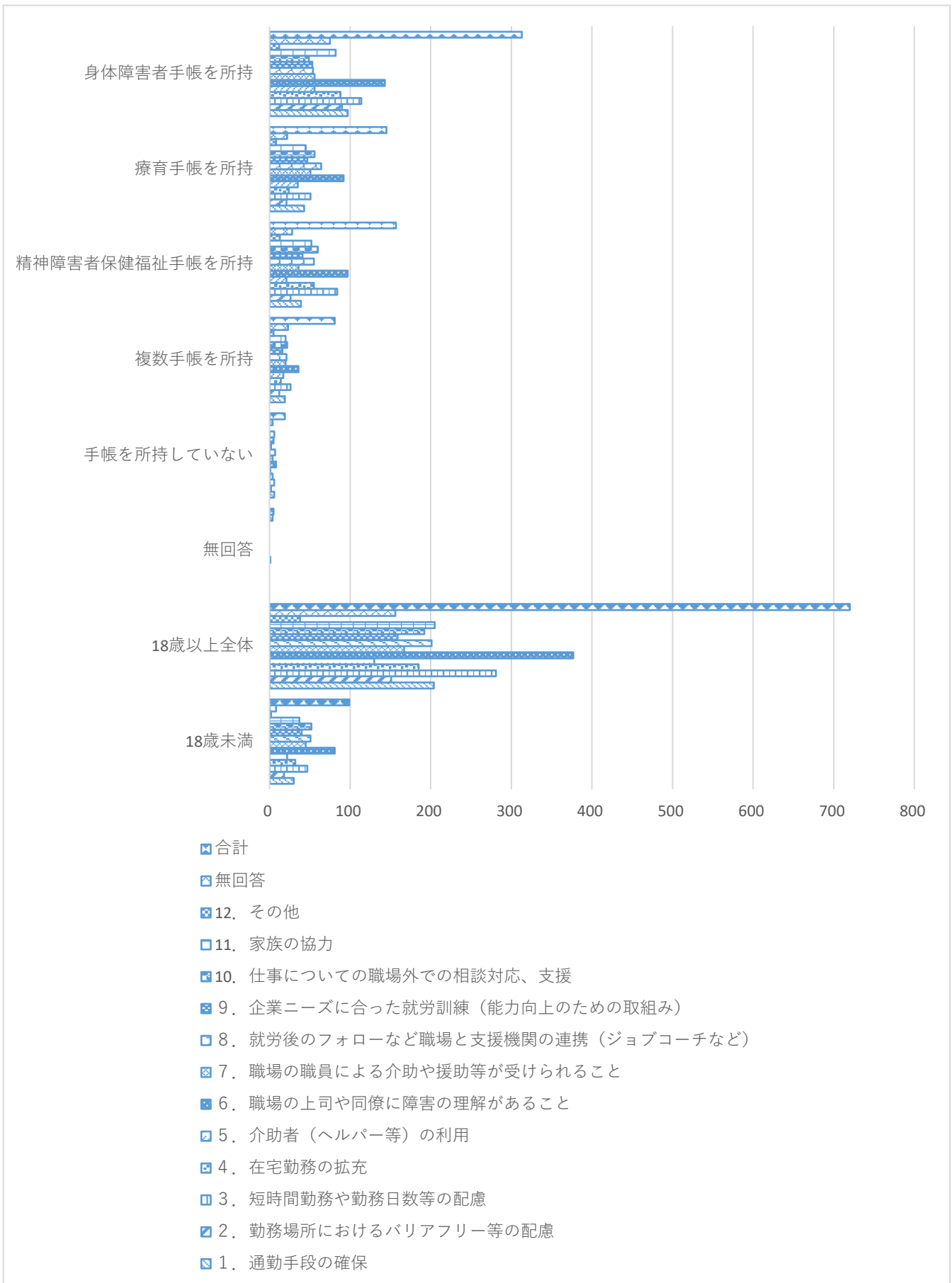


障害者の就労支援として、どのようなことが必要かたずねたところ、全体では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が52.4%で最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が39.0%と高く、「家族の協力」が28.5%、「通勤手段の確保」が28.3%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携（ジョブコーチなど）」が27.9%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が26.7%と約3割となっています。障害種別に見ると、知的障害のある人では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が63.4%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が44.1%、また、精神障害のある人では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が61.8%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が53.5%と全体と比較すると高い傾向にあります。18歳未満の児童でも、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が81.8%と最も高くなっています。

このような調査結果から、一般就労、とりわけ正規雇用に向けた取り組みが課題であることがうかがえます。また、就労支援に必要なこととして、職場の理解を挙げる人が突出して高いため、障害についての理解の普及・啓発を一層推進するとともに、職場外での相談や、就労後のフォローなど求められていることへの対応が重要です。（グラフ12参照）

【グラフ12：障害者の就労支援として必要なこと（複数回答）

（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■ 施策の基本的な方向

ハローワーク枚方、枚方市障害者就業・生活支援センターや市内の障害福祉サービス事業所等と連携して、「庁舎内実習」や、「障害者合同就職面接会」の開催を通じて、障害者の雇用機会の創出に取り組むとともに、一般企業等への啓発にも努めます。

また、枚方市障害者就業・生活支援センターを軸として、就労相談や職場定着支援等の一般就労に向けた相談・支援体制の充実に取り組みます。

就労移行支援や就労継続支援等の日中活動系サービスでは、就労に向けた計画的な訓練や指導、企業における実習等を実施し、利用者ニーズに応じた就労支援を推進します。

「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進します。

また、市民、民間事業者に対しても、障害者就労施設等からの物品等の調達及び販売促進が図れるよう働きかけるとともに、市の施設を活用して、授産製品の販売機会、就労の場を設けるなど、販路開拓、販売拡大をとおした工賃水準の引き上げのための支援に取り組みます。

（1）就労に向けた支援

施策名	取り組み	所管課
障害者合同就職面接会	ハローワーク枚方や枚方市障害者就業・生活支援センターと連携して、「障害者合同就職面接会」の開催を通じて、一般企業等への啓発にも努めます。	障害支援課
職場体験機会の提供	本市での「庁舎内実習」を実施して、障害のある人の職業体験機会の提供に取り組みます。	障害支援課
チャレンジ雇用 障害のある人への就労支援	平成29年度から実施している、障害のある人を一定期間本市職員として雇用する「チャレンジ雇用」制度を、継続して実施していきます。	人事課 障害支援課
市職員への雇用	本市の障害者活躍推進計画で目標に掲げる障害者雇用率の実現に向けて、職員採用試験において障害者枠を設けるとともに、非常勤職員等の採用についても同様に取り組んでいきます。	人事課

施策名	取り組み	所管課
日中活動系サービス	利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるとともに、既存事業所の施設整備や定員増のほか、新たな日中活動の場の確保とこれを担う人材の育成等事業者の支援施策を講じます。	障害企画課 障害支援課

（2）就労に関する相談支援

施策名	取り組み	所管課
就労相談及び職場定着支援	枚方市障害者就業・生活支援センターが軸となって、ハローワーク等の関係機関や企業との連絡調整を進めながら、就業、社会生活上の相談支援や職場定着のための支援に取り組みます。	障害支援課
難病患者働き方相談	指定難病患者を対象に、ハローワークや難病診療連携拠点病院である関西医科大学付属病院と連携し、就労や仕事の継続に向けた相談支援を行う。	保健予防課

（3）工賃向上に向けた支援

施策名	取り組み	所管課
障害者の工賃改善	「福祉バザー」などにより、授産製品の販促活動に取り組んでいきます。また、ひらかた共同受注・優先調達ネットワークの取り組みへの支援を通じて、障害者の工賃アップにつなげていきます。	障害企画課 障害支援課
優先調達方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達	優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進します。	障害支援課

2. 社会参加と多様な学習への支援

■現状と課題

障害者の多様な生涯学習活動や余暇活動への参加は、生活の質（QOL）の向上や自己実現につながります。また、障害者の社会参加が進むことにより、市民が障害者や障害に対して理解と認識を深めることにもつながることとなります。

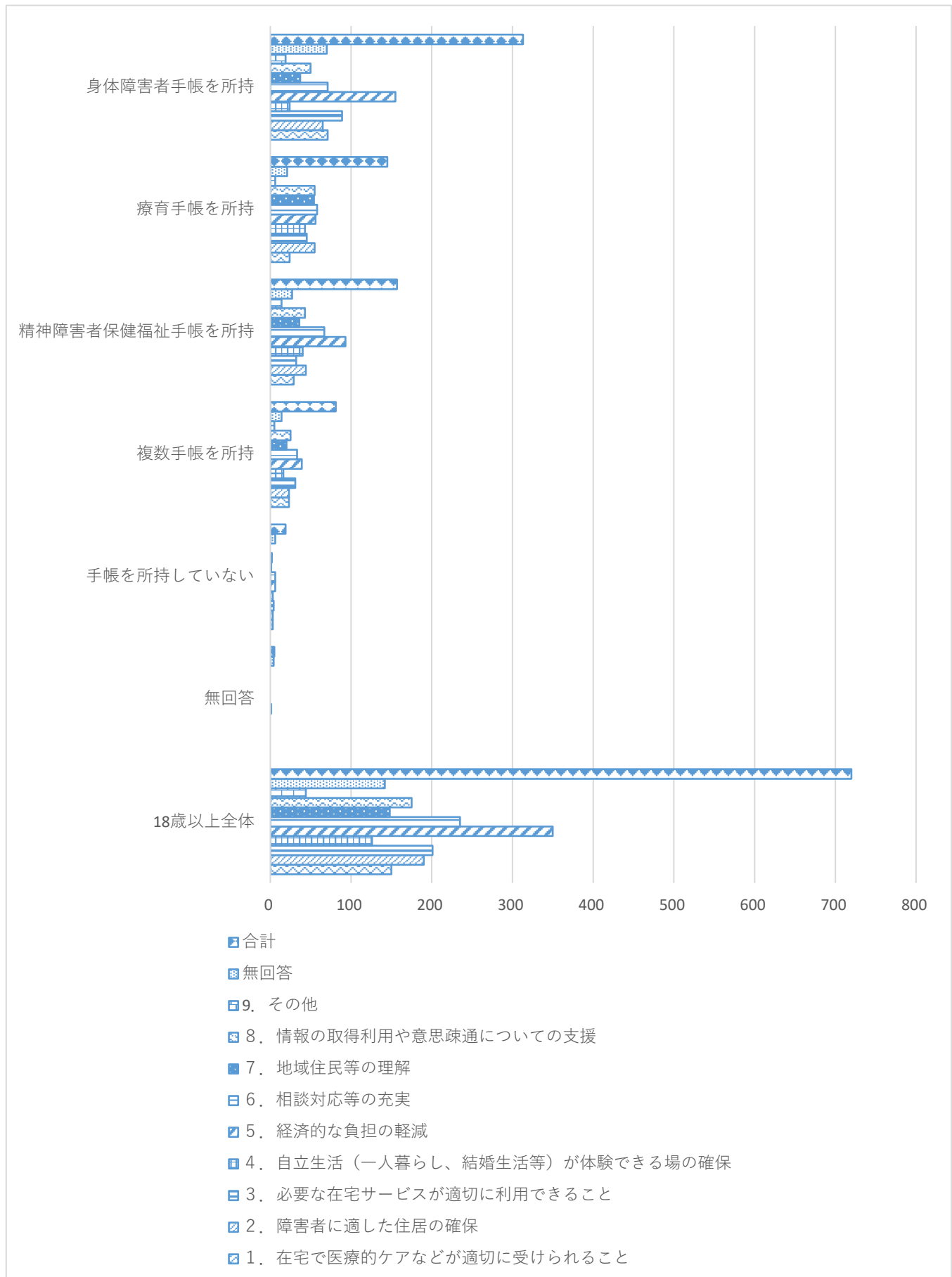
本市では市営駐車場・駐輪場や総合福祉会館など市施設の利用料を割引くほか、「手話でたのしむおはなし会」や「障害者ふれあいスポーツ day」等、障害者を対象とした文化・スポーツ・レクリエーションイベントを開催する等、障害者の社会参加の支援に取り組んでいるところです。今後は、これらの取り組みを継続するとともに、障害者が主体的に学習活動を行える場と機会を確保する等、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間たちと過ごすことのできる場所」の確保が課題となっています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「地域で生活するためにどのような支援があればよいか」をたずねたところ、全体では、「経済的な負担の軽減」が48.6%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」が32.6%となっています。障害種別にみると、身体に障害のある人では、全体の割合と同様の傾向となっています。知的障害のある人では、多くの項目で約3割と高い傾向にあり、精神障害のある人では「経済的な負担の軽減」が59.2%、次いで「相談対応等の充実」が42.7%と全体の割合より高くなっています。また、18歳未満の児童の回答も同様に高い割合になっています。障害の種別によらず障害のある人が、地域で生活するうえで、相談体制の充実や在宅サービスが適切に利用できることが重要です。（p.73 グラフ13参照）

【グラフ 13：地域で生活するために必要な支援（複数回答）

（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

障害者の学習の場を提供するとともに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の趣旨を踏まえ、障害者の読書環境の向上等にむけてさらに取り組みます。

また、文化・芸術イベント、スポーツ・レクリエーションへの参加機会を確保し、地域の人々との交流、相互理解の促進を図ります。

そういった活動をとおして、障害のある人の自己実現を図り、自分を表現する機会の創出をめざします。そのため、できるかぎり地域の人々の活動への参加や共同開催を可能にする仕組みづくりを検討するとともに、障害のある人もない人も共にイベントなどに参加しやすくなるよう、手話や先進機器などによるコミュニケーション支援や、移動支援などの取り組みを並行して進めます。

（1）生涯学習の推進

施策名	取り組み	所管課
社会参加・自立を助ける学習活動	生涯学習事業など、様々な場面で学習機会を提供するとともに、障害者の主体的な学習を支援します。	文化生涯学習課 教育政策課

（2）文化・芸術活動への支援

施策名	取り組み	所管課
文化・芸術活動の支援	障害者の生きがいづくりと、様々な世代にわたって交流を深めていけるよう、各種の文化・芸術活動を支援します。	文化生涯学習課
図書館サービス	大活字図書、点字・録音資料、手話・字幕付き映像資料を充実し、対面読書サービスや手話で楽しむおはなし会等バリアフリー行事の実施やICT機器を活用したサービスの検討等を行います。	中央図書館

（3）スポーツ・レクリエーション活動への支援

施策名	取り組み	所管課
スポーツ・レクリエーション活動の充実	風船バレーや卓球等のスポーツ事業を定期的実施し、障害者にスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、ウィルチェア（車いす）スポーツ、eスポーツ、ボッチャ等、利用者ニーズの高い種目を選んで、スポーツ・レクリエーション教室を開催します。	障害企画課 スポーツ振興課
障害者スポーツ活動への支援の充実	市立総合スポーツセンター等での、障害者のスポーツ環境の整備や、障害者のレクリエーション活動等の支援に取り組めます。	スポーツ振興課

第5節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

1. 相談・支援体制の充実

■現状と課題

障害者総合支援法では、障害者が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供を行うとともに、関係機関と連携し、支援にあたることが市町村の役割とされています。

本市では、市内7か所の相談支援センターにおいて、障害者の相談支援を行っています。このうち3か所の相談支援センターについては基幹相談支援センターと位置付け、総合的、専門的な相談支援に加え、地域の相談支援体制の強化や、地域移行・地域定着の促進、障害児に対する療育支援事業等についても取り組んでいます。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、地域で生活をするために必要な支援として、32.6%の人が「相談対応等の充実」と回答されています。（p.73 グラフ13）

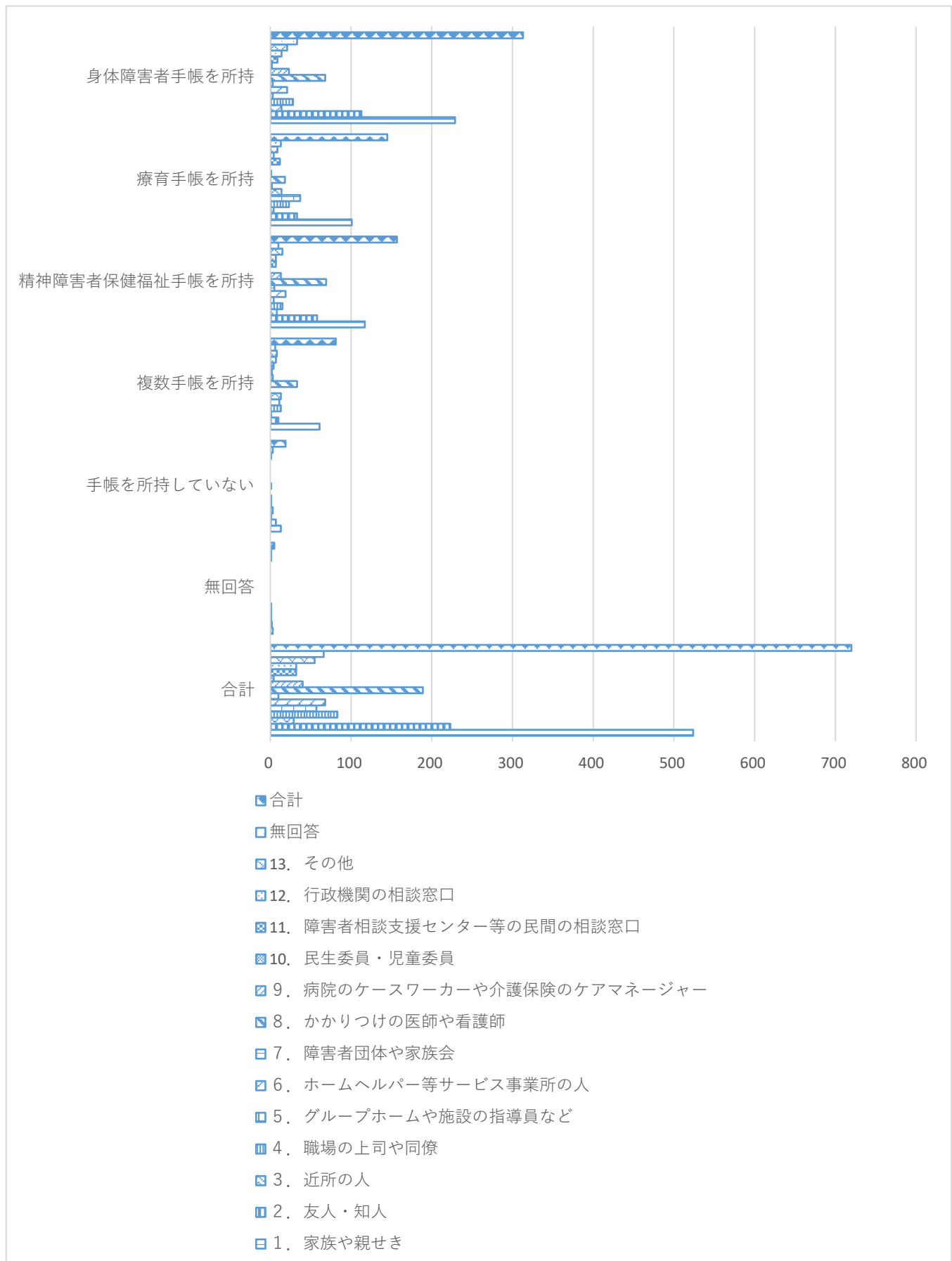
一方で、67.2%の人が相談支援を利用していないと回答されており、利用しない理由としては、「どんな内容を相談すればよいか、わからない」が29.2%、「どんなサービスか知らない」が20.0%と回答されています。（p.54 グラフ6、及びp.55 グラフ7）

また、相談相手をたずねたところ、全体では「家族や親せき」が72.8%と最も高く、次いで「友人・知人」が31.0%、「かかりつけの医師や看護師」が26.3%となっています。障害種別にみても、「家族や親せき」が最も高くなっていますが、知的障害のある人では「グループホームや施設の指導員など」が25.5%、精神障害のある人では「かかりつけの医師や看護師」が43.9%、18歳未満の児童では「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が33.3%と全体より高くなっています。一方で「障害者相談支援センター等の民間の相談窓口」や「行政機関の相談窓口」に相談する人はいずれの障害種別や児童でも10%未満となっています。（p.77 グラフ14参照）

このような調査結果から、相談支援センター及び機関相談支援センターの周知を一層行うとともに、身近な地域で、気軽に立ち寄ることができる相談支援体制の再構築が必要です。

【グラフ 14：悩みや困ったことを相談する相手（複数回答）

（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

相談支援センターの周知を図り、身近な地域において相談できる体制づくりを引き続いて進めます。相談支援センターについては、身近な相談窓口をより拡大し、センター間の連携の機能を強化するとともに、相談支援を担う人材の資質向上に努めます。

また、枚方市自立支援協議会において、相談支援センターなどの地域のさまざまな関係機関が協議し、地域の課題を発掘し、情報を共有することによって、それぞれの機関での相談への対応をより充実した内容にできるよう取り組みます。枚方市自立支援協議会では年に1回相談支援センターの活動報告、地域生活支援事業者選定審査会では活動内容の評価を行います。

さらに、地域に移行し定着しようとする人たちに、必要な情報や相談支援が適切に提供されるように、相談支援センターなどの関係機関と連携し、地域との接点の少ない人にも必要な支援を実施するため、地域の社会資源の活用などを進めます。

そういった相談支援を総合的に提供するためにも、利用者のニーズ等を踏まえて、地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

（1）相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供

施策名	取り組み	所管課
障害者の相談支援体制	障害者から相談に応じ、必要な情報提供および助言、サービスの利用支援など関係機関と連携しつつ、地域の社会資源を活用し必要な援助を行います。また、センター間の連携の機能強化を行い、より専門的な対応ができるように、相談支援センターの体制の充実を図ります。	障害企画課 障害支援課
枚方市自立支援協議会	相談支援センターをはじめ、地域の関係機関が集まり、障害者が自立した地域生活を営む上で必要となるサービス基盤や人材社会資源の確保などについて検討を行います。	障害企画課 障害支援課
病院、入所施設からの地域移行	退院・退所した障害者が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関や相談支援センターとともに、必要な相談や支援を行える体制づくりを進めます。	障害企画課 障害支援課

施策名	取り組み	所管課
地域定着支援	地域移行後や「ひきこもり」等、地域との接点が少ない障害者に対し、地域でいきいきと安定した生活を営めるよう訪問などする中で、必要な支援を地域の社会資源を活用しながら、関係機関と連携し進めます。	障害支援課
地域生活支援拠点の整備	相談、一人暮らしやグループホーム等の体験の機会の場合、緊急時の受入れや対応等の機能を有した地域生活支援拠点を整備に取り組み、コーディネーターを配置するなど機能の充実に努めます。	障害企画課

2. 関係機関との連携による支援の充実

■現状と課題

医療技術が進歩し、医療的ケアが必要な障害者（児）が在宅生活における相談支援の際、その家族等を取り巻く課題など、相談内容が多岐にわたることが多い中、関係機関との連携により、発達それぞれの専門性により総合的に対応することが求められています。

令和元年より、医療的ケア児のネットワーク会議を設置し、関係機関と医療的ケア児等の支援について事例検討などの協議を行なうなど、総合的な支援体制を図っています。

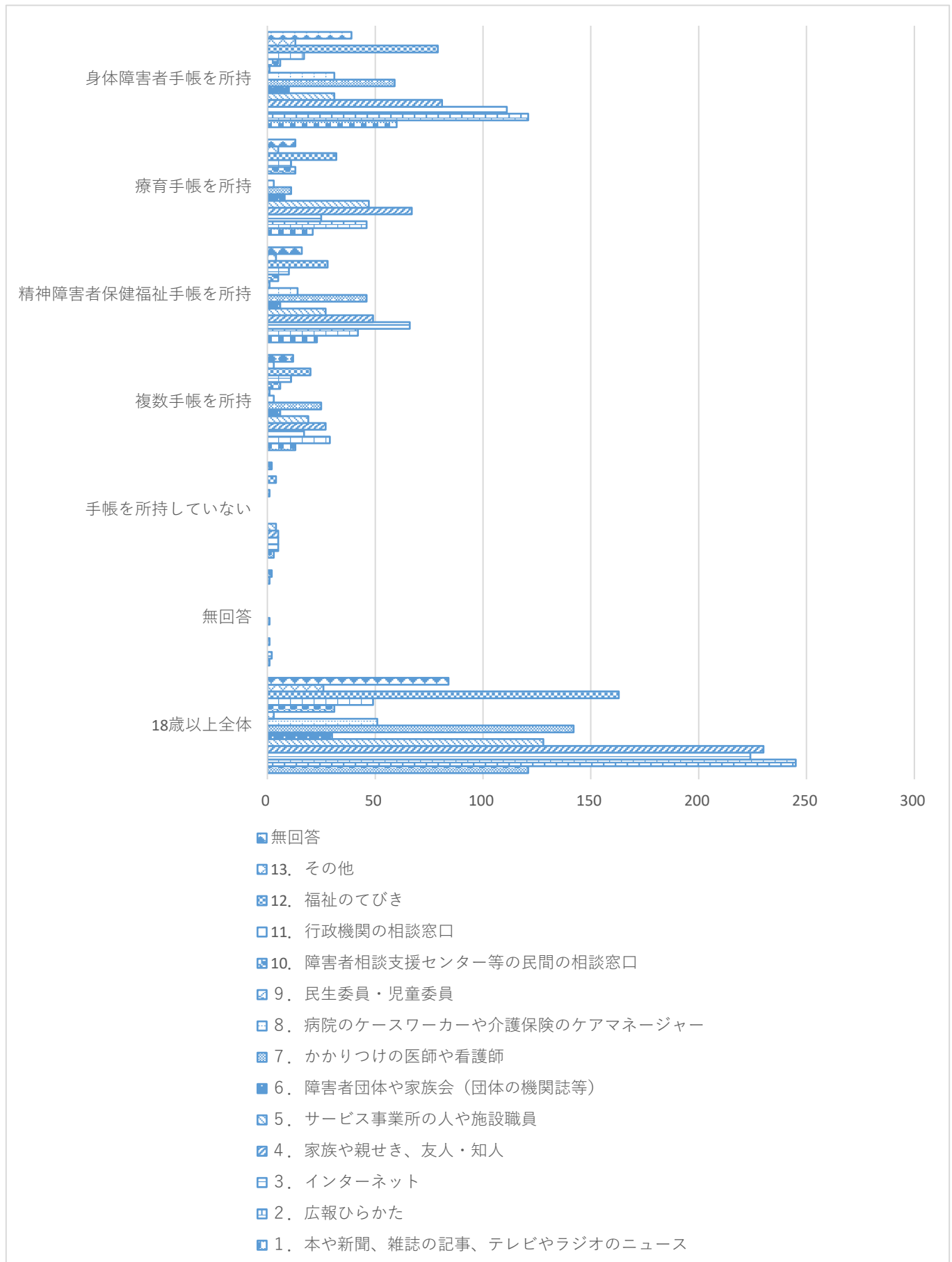
また、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題、また社会問題となっている8050問題などは、障害者地域活動支援センターだけでなく、地域包括支援センターや生き生きネットワークなど、各部署所管の相談機関相互連携が必要となっており、家族等を総合的に支援することが求められています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「情報の入手手段」の問いに対して、全体では「広報ひらかた」が（34.0%）と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が（31.9%）、「インターネット」が（31.1%）となっています。障害種別にみると、知的障害のある人では「家族や親せき、友人・知人」が（46.2%）と全体の割合より高く、「インターネット」が（17.2%）と低くなっています。精神障害のある人では「インターネット」が（42.0%）、「かかりつけの医師や看護師」が（29.3%）と高い傾向にあり、「広報ひらかた」が（26.8%）と低くなっています。障害者が地域で自立した生活を過ごすためには、様々な福祉の制度やサービスの情報を適切に取得することが重要です。また、障害者やその家族の抱える問題が多様化し、医療や介護などを含む、従来の枠組みを超えた必要になる場合も多い現況では、どの窓口にも相談しても適切な支援につながるような、総合的な支援体制の構築が求められています。（p. 81 グラフ15参照）

【グラフ 15：障害や福祉サービス等に関する情報の入手先（複数回答）

（令和5年度 福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

利用者のニーズは多様化、複雑化しており、適切に支援を行うために、医療機関をはじめとした地域の関係機関による、意見交換や情報提供など相互協力は不可欠となっており、発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者を含むそれぞれの相談支援を行っている関係機関との連携強化のため取り組みます。

なお、障害のある人は、年齢や障害特性などの事情により情報の入手が難しい場合もあるので、できるかぎり多様な手段でかつわかりやすい内容での情報提供体制の構築に努めます。

また、医療的ケア児等支援連絡会議を軸として、医療的ケアを必要とする児童の支援についての意見交換や情報提供を協議するなど、必要な取り組みを行うよう検討します。また、専門的な支援の必要な人に関する高度な情報・知識の共有と活用に取り組みます。

（1）関係機関との連携による支援の充実

施策名	取り組み	所管課
多様な手法によるわかりやすい情報提供	障害者の福祉サービス制度利用を促進するために、サービスの内容、手続きの方法等を掲載したパンフレットやポスター、広報ひらかた、ホームページ、窓口での対応などによってわかりやすい情報提供に努めます。	障害企画課
医療的ケア児等支援連絡会議	連絡会議を通じ、医療的ケア児の在宅生活を支援する関係機関による意見交換や情報提供を図ります。	障害支援課

第 5 章

障害福祉計画（第 7 期）

障害児福祉計画（第 3 期）

第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系

1. 障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法では、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）に関わらず、発達障害者、高次脳機能障害者、難病等患者にもサービスが提供されます。

同法で規定されるサービス体系は、全国一律に提供される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村などが独自に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援」、「自立支援医療」、及び「補装具」に分けられます。

前期障害福祉計画（第6期）期間中、令和4年10月に「障害者総合支援法」の改正がなされ、「就労選択支援」（障害のある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービス）が新設されました。

これらの改正等を踏まえて、障害福祉計画に係る見込み量を算定しました。

【「障害者総合支援法」に基づくサービス体系】



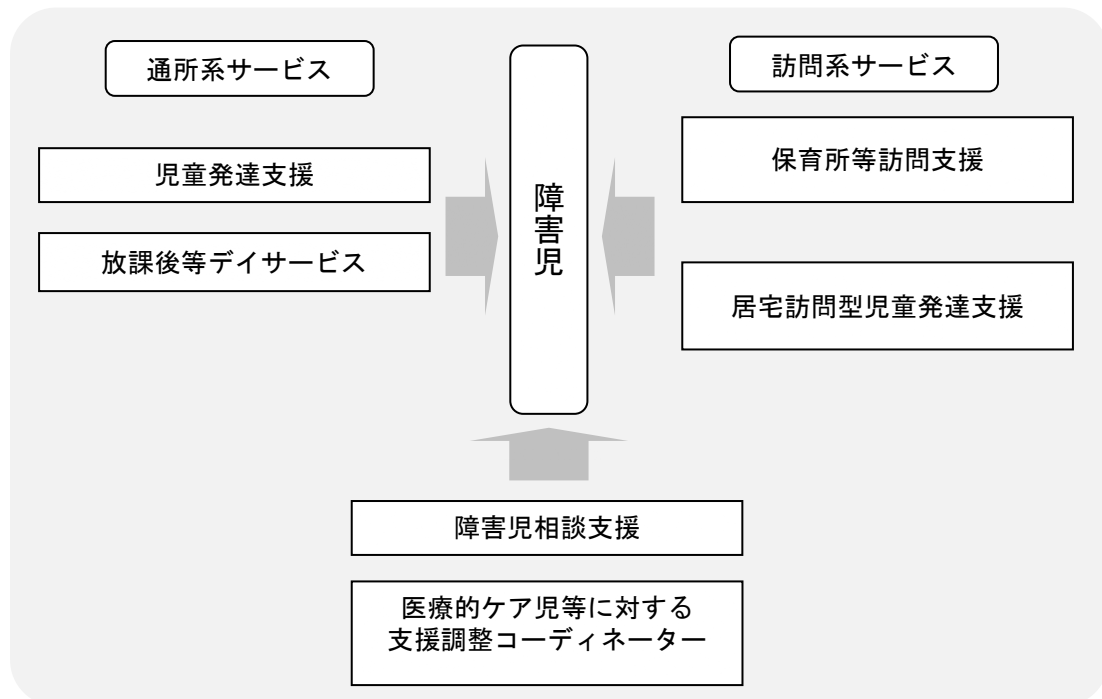
2. 児童福祉法によるサービス体系

児童福祉法では、障害児に対する通所系サービスや相談支援が市町村事業として提供されます。

本市においては、障害児福祉計画（第1期）期間の平成30年度から、児童福祉法改正による都道府県や市町村への「障害児福祉計画」策定の義務付けにより、障害福祉計画と一体の障害児福祉計画として、障害児支援サービスの利用見込み等について記載しています。

なお、障害福祉計画・障害児福祉計画に係る見込み量ともに、令和2年の新型コロナウイルス感染症の予防対策によるサービス利用量の変化を踏まえたうえで、今後必要とされるニーズを見据えて算出しました。

【「児童福祉法」に基づく障害児支援サービス体系】



第2節 障害福祉計画（第7期）

1950年代から国、地方公共団体は大規模コロニー政策を推進し、障害のある人は入所施設等しかサービス選択の余地がなく、地域生活から隔離されている状況がありました。1960年代頃から、「ノーマライゼーション」の原理が提唱され、国連でも、1975年（昭和50年）「障害者の権利宣言」が採択されました。「障害者の権利宣言」を実効化するため、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」（スローガン 「障害者の完全参加と平等」としたことを始め、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの期間「国連障害者の10年」。1993年（平成5年）から2002年（平成14年）までの期間を「アジア・太平洋 障害者の10年」として、日本を含む多くの国で様々な取り組みが行われました。「ノーマライゼーション」の理念が普及したこともあり、2008年（平成20年）「障害者の権利に関する条約」が発効され、日本においても「障害者基本法」の改正、いわゆる「障害者差別解消法」の成立など、国内関連法が整備されたことを受け「障害者の権利に関する条約」は2014年（平成26年）、日本について発効されました。

「障害者基本法」には、第3条にて「地域社会における共生等」が規定され同条第2項に「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」とされています。

このことは、施設入所している人、精神科病院に入院している人も同様であり、自らの意思でもって、住む場所、住む相手が選択できる環境を整備することが重要です。環境整備にあたっては、地域で生活できるハード面としての住居、住まいの場、ソフト面としての相談支援、日中や余暇の支援を含むサービス等の社会資源を充実させていく必要があります。

「地域生活への移行」とは、本来、この考え方に基づき実践されるべきものであり、施設入所している人、精神科病院に入院している人に対するアプローチやフォローなど、継続的な支援を行う必要があります。また、地域でも親元、家族と離れ自立した生活を望んでいる人への支援のあり方など、更なる工夫に取り組んでいく必要があります。

1. 施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域移行者数

11人

【見込み方法】

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、令和4年度末時点の施設入所者 176 人の6%以上の地域生活への移行と、大阪府が実施した施設入所者等に対する意向調査の結果等を踏まえて設定します。

【達成のための方策】

施設入所者のうち地域移行を希望する人の意向を踏まえ、地域の社会資源に関する情報提供や相談に対応するとともに、入所施設、地域相談支援事業所及び障害者相談支援事業所などの各機関と連携を図ります。

地域での生活を試行的に体験するなど、地域移行を円滑に推進するための支援計画に基づき、地域相談支援事業所と連携を図り必要なサービス提供を実施することにより、地域移行後の生活を継続的に支援します。

（2）施設入所者の削減

6 人

【見込み方法】

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、令和4年度末時点における施設入所者 176 人から 1.7%以上削減することとして設定します。

【達成のための方策】

入所施設から地域移行を希望する人の意向を踏まえ、地域の社会資源の情報提供などの相談に対応するとともに、入所施設、地域相談支援事業所及び障害者相談支援事業所などの各機関と連携し、地域移行を推進し、住み慣れた地域で住み続けるための社会資源、施策について整備、充実を図ります。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関連して、都道府県が、令和8年度末には、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均及び精神病床における1年以上の長期入院患者数を設定すること、精神病床における退院率を入院後3か月時点、6か月時点、1年時点についての目標を設定することとされています。

本市においては、退院した人たちが安心して地域で暮らすことのできる環境を構築するため、自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会を、地域の受け皿の整備を協議する場として位置づけ、地域の支援者が実際に抱える問題や事例を共有し、医療の立場からの意見やグループワーク等を通じて、支援の在り方の検討を実施するなど、支援体制の充実を図っていきます。

（1）精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

325.3 日

（2）令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数

213 人

（3）精神病床における早期退院率

入院後3か月時点	68.9 %
入院後6か月時点	84.5 %
入院後1年時点	91.0 %

【見込み方法】

大阪府では、令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,193人とされた府域の目標値について、市町村ごとに按分された数値を目標として設定します。

（本市における令和3年6月末日時点の実績は238人）

【達成のための方策】

退院した人たちが安心して地域で暮らすことのできる環境を構築するため、地域包括ケアシステムについて内容の充実を図り、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備に努めます。

3. 地域生活支援の充実

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、面的整備を基本に据え、早急に整備に向けて取り組むとともに、整備後もそれらの機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討していきます。また、強度行動障害者の支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や地域資源の開発等を通じた支援体制の整備を図り、基幹相談支援センター等のサービスにつながない在宅者の把握、専門機関と連携した障害福祉サービスの利用も含む支援体制の整備に取り組めます。

4. 福祉施設から一般就労へ向けての取組

（1）福祉施設から一般就労への移行数に関する目標について

109 人

（2）就労移行支援事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

76 人

（3）就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

24 人

（4）就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

9 人

（5）就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の 就労移行支援事業所

6割以上

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、令和3年度における一般就労への移行実績（2,454人）の1.28倍以上、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上という府域の目標値について、市町村ごとに按分された数値を目標として設定します。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とします。

【達成のための方策】

ハローワーク、枚方市障害者就業・生活支援センター及び枚方市自立支援協議会就労支援部会などと連携し、障害者の職場定着率向上に向けた取り組みを支援していきます。

（5）就労定着支援事業に関する目標について

①就労定着支援事業の利用者数（令和3年実績55人）

78	人
----	---

（第7期市町村障がい福祉計画 及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方）

②就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる、
就労定着支援事業所の割合

2.5割以上

【見込み方法】

国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とします。

就労定着率については、令和8年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とします。

【達成のための方策】

就労支援部会を通じ、就労定着に向けた取り組みを実施します。

（6）就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額

15,000 円（月額）

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、就労継続支援B型事業所の令和3年度工賃実績（枚方市12,106円）に基づいて、工賃平均額の令和8年度の目標値を設定するものですが、前期計画期間中新型コロナウイルス感染症による影響により工賃が大きく落ちこんだことから、前期計画の目標値を据え置くこととします。

【達成のための方策】

「枚方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を円滑にするための方針」に基づき、就労系事業所等からの購入等の拡充を図るなど、障害福祉サービス事業所の受注機会の拡大に取り組めます。

あわせて、障害福祉サービス事業所への業務の発注の促進などに取り組めます。

5. 相談支援体制の充実・強化

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、平成26年度から基幹相談支援センターを3カ所設置しています。

障害者（児）ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情

に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けて取り組みます。

また、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの機能を強化するとともに、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

6. 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するため、令和5年度末までに、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施などの目標を設定することとされています。

本市においては、障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について指定時研修、集団指導等の場で事業者に対し、注意喚起を行います。

また、関係自治体との連携に努め、研修の実施等により職員の質の向上を図るなど、報酬の審査体制の強化、及び障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めます。

第3節 障害児福祉計画（第3期）

1. 重層的な地域支援体制の構築、児童発達支援センターの設置、及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域社会において、差別や偏見がなく障害児を受け入れることができる環境づくりが進めば、すべての子どもたちの健やかな成長・発達に資するとともに、すべての保護者が子育てしやすい地域になることができます。

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、児童発達支援センターを、令和8年度末までに少なくとも1か所以上設置することとされており、本市においては、通所（療育）支援の充実と障害児の地域支援の拠点として、平成31年4月「市立ひらかた子ども発達支援センター」を開設しました。同センターでは、通所児童だけでなく、地域における障害のある子どもたちへの支援として、「相談支援事業」「保育所等訪問支援事業」「居宅訪問型児童発達支援」も実施しています。また、専門的なりハビリテーションの実施や、通所支援を利用していない発達上支援の必要がある就学前の子どもと保護者を対象にした遊びや生活・集団の場を通して成長発達を促す「地域支援事業すくすく」の実施のほか、保育所（園）等で障害児を含めたより良い集団保育が確保できるよう、発達検査などを通して適切な助言を行う「巡回相談・保育相談」も実施しており、センターを本市における発達上支援が必要な児童のための拠点とし、同様に支援機関として事業を実施している市内の事業所との連携を通じて、重層的な地域支援体制の充実を図ります。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

児童発達支援事業所	12 か所
放課後等デイサービス事業所	15 か所

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、令和8年度末までの府域での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所設置の目標値について、市町村ごとに按分された数値を踏まえるとともに、本市における事業所の設置状況を踏まえ、目標として設定します。

【達成のための方策】

今後の事業所参入動向を見極め、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を育成、確保できる方策を検討していきます。

3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

本市においては重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数や多様化するニーズの把握に対応するため管内の支援体制の現状の把握や、関係者の役割等の検討等を行うために、平成31年4月より協議の場を設置しています。協議の場の活性化として、市の構成機関で専門職資格を有する職員が大阪府の医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、より専門的立場から支援に関わる体制を整備します。

また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、協議の場を通じて、医療的ケアを必要とする障害児に対して、社会資源の情報共有等図っていきます。

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

第7期計画見込み量を算出するにあたっては、従来は第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に計算しますが、令和2年の初めから、新型コロナウイルス感染症の予防のため、多数の障害福祉サービス事業所が、活動を停止・縮小したり、サービス提供者と利用者、および利用者同士の接触の機会を減らすなどの対策を余儀なくされました。そのため、令和3、4年度の実績の見込み量が、例年に比べて少なくなるサービスがありました。（同行援護、短期入所、移動支援）

本計画では、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和3年度～令和5年度見込み、及び必要に応じて、平成30年度、令和元年度、令和2年度のサービス利用実績も参考にして、見込み量を算出しています。

また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対しては、今後障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域資源を活用、関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

【障害福祉計画（第7期）】

1. 自立支援給付の利用見込みと整備の方向

自立支援給付のうち、障害福祉サービス及び相談支援についての第7期計画見込み量と整備の方向を定めます。

（1）訪問系サービス

●居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活を営むのに支障となる障害者に対して、居宅における食事、入浴等の身体介助、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、通院等介助を行います。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する者に対して、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護のほか、外出の際の移動中の介護などの総合的な介護を行います。

●同行援護

視覚障害によって移動に著しい困難がある人に対して、外出の際に必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の支援を行います。

●行動援護

知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。

●重度障害者等包括支援

常時介護が必要な障害者に対して居宅介護その他の複数のサービスを包括的に提供します。

【見込み量】

単位：1月あたり

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	身体障害者	実利用者数	334	346	358
		利用時間数	17995	18859	19764
	知的障害者	実利用者数	174	180	187
		利用時間数	6964	7298	7649
	精神障害者	実利用者数	368	381	395
		利用時間数	6304	6606	6923
	障害児	実利用者数	39	40	42
		利用時間数	830	870	912
	合計	実利用者数	915	947	981
		利用時間数	32,093	33,633	35,248
重度訪問介護	身体障害者	実利用者数	24	24	24
		利用時間数	10010	11141	12400
	知的障害者	実利用者数	3	3	3
		利用時間数	538	598	666
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	27	27	27
		利用時間数	10,548	11,740	13,066
同行援護	身体障害者	実利用者数	107	119	132
		利用時間数	2580	2709	2844
	障害児	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	107	119	132
		利用時間数	2580	2709	2844
行動援護	知的障害者	実利用者数	14	17	21
		利用時間数	626	681	740
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	障害児	実利用者数	2	3	4
		利用時間数	28	35	42
	合計	実利用者数	16	20	25
		利用時間数	654	716	782

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

重度障害者等包 括支援	知的障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	障害児	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0

※第5、6期計画期間（平成30年度～令和5年度見込み）のサービス利用実績を基に、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行者等や在宅の新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

※同行援護はコロナ禍の影響を考慮し、令和8年度は令和2年実績の水準に回復していくと見込んでいます。

【整備の方向】

- 「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」などを通じて、広く情報提供を行い、本市のサービス提供指針の周知を行います。また、訪問系サービスの内容について情報提供を行うなどして、多様な事業者の参入を図ります。
- 「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」と連携して、様々な障害特性を理解したヘルパーの確保など、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。

（2）短期入所（ショートステイ）

障害者（児）を介護している家族が病気や出産、その他私的な理由により介護が困難となった場合、一時的に施設を利用（宿泊）できます。

【見込み量】

単位：1月あたり

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	身体障害者	実利用者数	63	80	100
		利用時間数	330	407	501
	知的障害者	実利用者数	180	227	287
		利用時間数	925	1140	1404
	精神障害者	実利用者数	1	2	2
		利用時間数	14	17	21
	障害児	実利用者数	43	54	68
		利用時間数	169	208	256
	合計	実利用者数	288	363	457
		利用時間数	1438	1771	2182

※第5、6期計画期間（平成30年度～令和5年度見込み）のサービス利用実績を基に、見込んでいます。またアンケート調査から障害支援区分別でサービスの今後の利用希望について比較すると、障害支援区分の高い者において短期入所が高いポイントを示しており、本市として重点的な整備目標とし、見込み量に反映しています。

※短期入所はコロナ禍の影響を考慮し、令和8年度は令和2年実績の水準に回復していくと見込んでいます。

【整備の方向】

○アンケート調査から障害支援区分別でサービスの今後の利用希望について比較すると、障害支援区分の高い者において高いポイントを示しており、本市として重点的な整備目標とし、見込み量に反映しています。

○障害者（児）が身近な地域でサービスが利用できるよう、事業者の参入を促すとともに、医療機関をはじめとした関係機関との連携のもと、医療的ケアに対応できるなどの様々なニーズに対応したサービス提供体制の整備に努めます。

○グループホームを新規開設する事業者等に、短期入所施設の併設整備について積極的に働きかけます。

○既存施設の増床や空き施設の利用、介護保険施設との相互利用など事業者と連携し、既存施設の活用を図ります。

○地域生活支援拠点の整備に合わせ、緊急時でも利用できるよう体制整備に努めます。

（3）日中活動系サービス

●生活介護

常時介護が必要な障害者に入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

●自立訓練（機能訓練）

一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

●自立訓練（生活訓練）

一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

●就労移行支援

一般就労が見込まれる65歳未満又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）の人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及び就労活動に関する支援等を行います。

●就労継続支援（A型）

一般就労が困難な障害者のうち、雇用契約などに基づく就労が可能な65歳未満又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）の人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援等を行います。

●就労継続支援（B型）

一般就労が困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援を行います。

●就労選択支援

障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を把握するとともに、多様な就労の機会の提供と就労意向に沿った必要な知識及び能力の向上等の訓練及び就職活動に

関する支援を行います。

●就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

●療養介護

医療及び常時介護を必要とする障害者に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたり

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	身体障害者	実利用者数	310	316	323
		利用日数	5600	5768	5941
	知的障害者	実利用者数	666	677	689
		利用日数	13154	13430	13712
	精神障害者	実利用者数	49	50	50
		利用日数	670	704	739
	合計	実利用者数	1025	1043	1062
		利用日数	19,424	19,901	20,392
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者	実利用者数	7	7	7
		利用日数	96	96	96
	精神障害者	実利用者数	1	1	1
		利用日数	13	13	13
	合計	実利用者数	21	21	21
		利用日数	114	114	114
自立訓練 (生活訓練)	身体障害者	実利用者数	0	0	0
		利用日数	0	0	0
	知的障害者	実利用者数	13	13	13
		利用日数	253	253	253
	精神障害者	実利用者数	12	12	12
		利用日数	133	133	133
	合計	実利用者数	42	43	44
		利用日数	702	702	702

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

就労移行支援	身体障害者	実利用者数	17	18	20
		利用日数	304	327	352
	知的障害者	実利用者数	48	49	50
		利用日数	826	888	954
	精神障害者	実利用者数	134	144	154
		利用日数	2068	2223	2390
合計	実利用者数	199	211	224	
	利用日数	3,198	3,438	3,696	
就労継続支援 A 型	身体障害者	実利用者数	39	38	37
		利用日数	749	750	751
	知的障害者	実利用者数	56	56	56
		利用日数	1102	1103	1,104
	精神障害者	実利用者数	129	134	140
		利用日数	1,889	1,890	1,892
合計	実利用者数	224	228	233	
	利用日数	3,740	3,743	3,747	
就労継続支援 B 型	身体障害者	実利用者数	115	123	132
		利用日数	2048	2191	2345
	知的障害者	実利用者数	445	475	508
		利用日数	8297	8878	9499
	精神障害者	実利用者数	316	338	362
		利用日数	4402	4406	4411
合計	実利用者数	877	937	1002	
	利用日数	14,747	15,475	16,255	
就労定着支援	実利用者数	71	78	85	
就労選択支援	実利用者数	50	50	50	
療養介護	実利用者数	53	53	53	

※支援学校等の新規学卒者、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行者等及び在宅者の利用者推計を基に見込んでいます。就労定着支援については、一般就労への移行実績を基に見込んでいます。

【整備の方向】

- 既存施設を含む地域の社会資源を有効に活用しながら、利用者のニーズに対応できるような各サービスの供給量の適切な増加を図ります。
- 就労系事業所と就業・生活支援センターとの連携強化を図るなど、関係機関と協力し、就労支援体制の充実に努めます。

（４）居住系サービス

●共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。

●施設入所支援

夜間に介護を必要とする障害者に、居住の場を提供し、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたりの実利用者数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
共同生活援助	身体障害者	実利用者数	64	69	75
	知的障害者	実利用者数	409	442	477
	精神障害者	実利用者数	102	110	119
	合計	実利用者数	575	621	671
施設入所支援	身体障害者	実利用者数	58	57	56
	知的障害者	実利用者数	116	115	114
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
	合計	実利用者数	174	172	170
自立生活援助	身体障害者	実利用者数	0	0	0
	知的障害者	実利用者数	1	1	1
	精神障害者	実利用者数	1	1	1
	合計	実利用者数	2	2	2

※施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行者等や在宅の新規利用者の増加を含め見込んでいます。施設入所支援については「大阪府の基本的な考え方」との整合を図り、見込んでいます。

【整備の方向】

- 障害者が、自ら生活の場を選択し、地域で生活を始めたり、住み続けたいまちで住み続けられるよう、共同生活援助（グループホーム）事業者に対する支援策として整備補助や運営補助事業を実施するなどして整備・拡充に努めます。
- アンケート調査から障害支援区分別でサービスの今後の利用希望について比較すると、障害支援区分の高い者においてグループホームが高いポイントを示しており、本市として重点的な整備目標とし、見込み量に反映しています。
- グループホームの世話人養成研修、及び無料職業紹介事業等を実施し、人材の確保・育成に努めます。

（5）相談支援

施設から地域での生活に移行する人や、障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な人などに対して、相談支援事業者がサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたりの実利用者数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
計画相談支援	身体障害者	実利用者数	35	42	50
	知的障害者	実利用者数	80	96	115
	精神障害者	実利用者数	69	83	99
	障害児	実利用者数	0	0	0
	合計	実利用者数	184	221	265
地域移行支援	身体障害者	実利用者数	0	0	0
	知的障害者	実利用者数	0	0	0
	精神障害者	実利用者数	1	1	1
	合計	実利用者数	1	1	1
地域定着支援	身体障害者	実利用者数	0	0	0
	知的障害者	実利用者数	0	0	0
	精神障害者	実利用者数	1	1	1
	合計	実利用者数	1	1	1

※地域移行支援については、第5、6期計画期間（平成30年度～令和5年度見込み）のサービス利用実績を基に、入所施設や精神科病院から地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。

※地域定着支援については、第5、6期計画期間（平成30年度～令和5年度見込み）のサービス利用実績を基に、単身障害者や地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。

【整備の方向】

○アンケート調査では、相談支援の今後の利用を考慮おられる割合について、比較的高いポイントを示しており、本市として、早急な社会資源の整備が必要と判断し、重点的に取り組んでいくこととし、見込み量に反映しています。

○事業所の数が十分ではなく、やむなくセルフプランを作成する方がまだ多い状況で、

市全体での相談支援事業のあり方を検討の上で実情を把握し、計画的に相談支援事業所を整備し、また、各相談支援事業所の機能強化が図れるよう支援していきます。

○相談支援事業所の従業者に対して相談に係る技量向上のため、講座・講習などの受講を勧奨し、利用者のニーズを踏まえたサービス等利用計画の作成ができるよう、人材の育成に努めます。

（6）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、当事者への訪問面接を実施し、退院への意欲を高める支援に取り組むとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、精神科病院及び福祉関係者による協議の場と位置付けた部会活動を通じて、重層的な連携による支援体制を構築しています。

【見込み量】

（年間）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16	16	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

単位：月平均利用者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	104	114	125
精神障害者の自立生活援助	0	0	0
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	20	22	24

【整備の方向】

○自立支援協議会（精神障害者地域生活支援部会）を中心に関係機関との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活を継続して送れるよう支援していきます。

（7）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、本市においては、基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保しています。また、主任相談支援専門員を計画的に確保し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導等を行っています。さらに地域課題を抽出し、検証するとともに地域における相談支援体制の検証・評価を行うなど相談支援体制の再構築を検討しています。

【見込み量】

（年間）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無		有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		6	6	6
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		5	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		13	13	13
個別事例の支援内容の検証の実施回数		12	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置（配置数）		4	5	5
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	（実施回数）	12	12	12
	（参加事業者・機関数）	7	7	7
協議会の専門部会の設置	（設置数）	5	5	5
	（実施回数）	22	22	22

【整備の方向】

○障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援等の実施のため、事前検討会を行い、基幹相談支援センターや地域の相談機関との連携の体制強化に努めます。また、基幹相談支援センター等を中心に主任相談支援専門員を計画的に確保します。新任や現任の相談員に対しても指導育成を行います。

（8）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくため、大阪府が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への本市職員の参加や障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析に基づく結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有に努めます。

また、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めています。

【見込み量】

（年間）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	年間参加人数	10	10	10
審査支払等システム等での審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数	14	14	14
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有回数	体制の有無	有	有	有
	年間共有回数	2	2	2

【整備の方向】

○本市においては、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する部署との協力・連携や適正な指導監査等の実施等とともに、研修の実施等により市町村職員の質の向上にも努め、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう努めます。

2. 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向

本市における障害者（児）のニーズを踏まえ、地域生活支援事業についての第7期計画見込み量と整備の方向を定めます。

（1）理解促進研修・啓発事業

障害者（児）が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害者（児）に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
啓発イベントの開催	有	有	有

（2）自発的活動支援事業

障害者（児）や家族などが地域において自発的に行う活動を支援します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあいホッポ交流会等の開催	有	有	有

（3）相談支援事業

●障害者相談支援事業

障害児が障害児通所支援の給付決定又は給付決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。給付決定又は変更後、サービス事業所等との連絡調整の上、障害児支援利用計画の作成を行います。一定期間ごとにモニタリングを行います。

【見込み量】

単位：か所数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所数	7	7	7
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
障害児療育等支援事業の実施箇所数	1	1	1

※7か所の相談支援事業所の中で、6か所については地域活動支援センターⅠ型を併設し、うち3か所を障害種別にとらわれず総合的、専門的な相談支援を実施する基幹相談支援センターとし、3か所を主たる障害種別で身体、知的、精神のそれぞれに対応した相談支援事業所として整備しています。残る1か所については地域活動支援センターⅢ型を併設した相談支援事業所として整備しています。

【整備の方向】

- 障害者の地域における相談支援の拠点としての役割を果たすとともに、障害種別にかかわらず幅広い相談内容に対応できるよう充実を図ります。
- 基幹相談支援センターにおける支援事業については、基幹相談支援センター等機能強化事業を活用した支援内容の充実を図ります。
- 基幹相談支援センター等を中心とした、障害者支援の関係機関によるネットワーク（枚方市自立支援協議会）で、地域全体で障害者を支えるために必要となる施策について定期的に議論を行い、障害者施策の総合的、かつ、計画的な推進を図ります。
- 市全体での相談支援事業のあり方を検討し、相談支援に係る体制整備を図ります。

（4）成年後見制度利用支援事業

枚方市成年後見制度利用促進基本計画とも整合性を図り、成年後見制度利用支援事業における申し立て費用の助成及び、報酬助成に関する対象見直しなどに努めます。

【見込み量】

単位：人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	31	33	35

（5）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため意思疎通を図ることに障害のある障害者等に対して手話通訳者・要約筆記者等を派遣する他、障害福祉担当の窓口到手話通訳者を配置し、円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者等派遣	件数	1,444	1,499	1,556
	時間	2,154	2,160	2,166
要約筆記者等派遣	件数	17	18	19
	時間	81	72	64

※第5、6期計画期間（令和2年度～令和4年度）のサービス利用実績を基に、新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

【見込み量】

単位：設置者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	2	2	2

【整備の方向】

- 講習会を実施するなど、手話通訳者・要約筆記者等の人材の育成・確保に努めます。
- 関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、人材の育成に努めます。

（6）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

大阪府、府下政令市、中核市との共同実施により、意思疎通を図ることが困難な障害のある人等が自立した日常生活、又は社会生活を行うことができるようになることを目的として、専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	20	20	20
	養成講習修了見込者数	40	40	40
要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	10	10	10
	養成講習修了見込者数	20	20	20
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数・養成講習修了見込者数	30	30	30
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	0	0	0
	養成講習修了見込者数	5	5	5

※数値は、大阪府、府下政令市、中核市全体の総数で見込んでいます。

【整備の方向】

○関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、人材の育成に努めます。

（7）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

大阪府、府下政令市、中核市との共同実施により、専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣します。

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
盲ろう者向け通訳・ 介助員 派遣事業	実利用見込み件数	10,825	10,825	10,825
	時間	43,300	43,300	43,300
失語症者向け意思疎通支 援者派遣事業 ※失語症サロンへの派遣	実利用見込み件数	2	2	2

※数値は、大阪府、府下政令市、中核市全体の総数で見込んでいます。

【整備の方向】

○関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、サービスの利用を促進します。

（8）手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため意思疎通を図ることに障害のある人等に対して社会参加を支援するため、手話奉仕員を養成する研修を行います。

【見込み量】

単位：終了見込者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話講習会	34	36	38

（9）日常生活用具給付等事業

障害者（児）の日常生活の便宜を図るため以下の福祉用具の給付を行います。

●介護・訓練支援用具

特殊寝台など、身体介護の支援や訓練のための用具

●自立生活支援用具

入浴補助用具や歩行支援用具など、入浴、移動などの自立生活を支援するための用具

●在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器など、在宅療養を支援するための用具

●情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、情報伝達や意思疎通を支援するための用具

●排泄管理支援用具

ストマ用装具など、排泄管理を支援するための用具

●居宅生活動作補助用具

障害者（児）の居宅生活動作を円滑にするための用具で、その設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【見込み量】

単位：件数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	46	46	46
自立生活支援用具	87	84	81
在宅療養等支援用具	94	97	100
情報・意思疎通支援用具	81	83	85
排泄管理支援用具	9,406	9,555	9,707
居宅生活動作補助用具	11	12	13

※第5、6期計画期間（平成30年度～令和5年度）のサービス利用実績を基に、見込んでいます。

【整備の方向】

○国、大阪府とも連携しながら、適宜、対象品目を見直すなどし、障害特性や個々の必要性に応じて事業を実施します。

(10) 移動支援事業

●移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としてガイドヘルパー（移動支援従事者）を派遣します。

●障害児通学支援事業

1人で通学することが困難な障害のある児童・生徒に対して、保護者等の就労や病気などのやむを得ない理由があるため、付き添うことが困難な状況にある場合の通学を支援します。

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	1,100	1,200	1,300
	利用時間数	207,673	226,537	250,895

※第5、6期計画期間（平成30年度～令和5年度）のサービス利用実績を基に、新規利用者の増加を含めて見込んでいます。※移動支援事業はコロナ禍の影響を考慮し、令和8年度は令和2年以前の実績の水準に回復していくと見込んだ

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児通学支援事業	実利用者数	43	43	43
	利用時間数	5,766	5,626	5,490

※第5、6期計画期間（平成30年度～令和5年度）のサービス利用実績を基に見込んでいます。

【整備の方向】

- アンケート調査から、サービスの今後の利用希望について比較すると、移動支援について、高いポイントを示しており、本市として、早急な社会資源の整備が必要と判断し、重点的に取り組んでいくこととし、見込み量に反映しています。
- 「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」などを通じて、広く情報提供を行い、本市のサービス提供指針の周知を行います。
- ガイドヘルパー養成研修等を開催し、それぞれの障害特性を理解したヘルパーを育成するなど、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。
- 障害児通学支援事業に従事するヘルパーの育成研修を柔軟に行うなどして、従事者の確保に努めます。

(11) 地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会や交流促進などを図るための日中活動の場を提供します。なお、センターには以下の3類型があります。

- I型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民への障害や障害者に対する理解促進のための普及啓発などの事業を行います（相談支援事業所を併設）。
- II型：機能訓練、社会適応訓練などのサービスを提供します。
- III型：創作的活動又は生産活動を行い、地域生活支援の促進を図ります。

【見込み量】

単位：か所数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	6	6	6
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	2	2	2

【整備の方向】

○本市独自の整備の方向としては、あらゆるニーズに対応するための拠点としての基幹型である「地域活動支援センターⅠ型」については主たる障害ごとの障害者支援の中心的役割としており、その機能を高めていきます。

○市全体での相談支援事業のあり方を検討し、相談支援に係る体制整備を図る中で「地域活動支援センターⅢ型」の機能、役割について明確にし、整備を図っていきます。

(12) 日中一時支援事業

家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、障害者（児）の日中活動の場の提供、見守りなどの支援を行います。

【見込み量】

単位：年間

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	日数	13,026	14,575	16,308

【整備の方向】

○利用者のニーズ把握に努めるとともに、ニーズの拡大や多様化に対応できるよう、事業者の参入促進に努めます。

○障害特性を理解した従業者の確保など、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。

○利用者ニーズに即した事業形態、サービス提供のあり方について検討していきます。

(13) 広域的な支援事業

市区町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として行うもののなか、精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を行います。

【見込み量】

単位：協議会の開催回数/年間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援広域調整会議等事業 （精神障害者地域生活支援広域調整等事業）	6	6	6

【整備の方向】

○自立支援協議会（精神障害者地域生活支援部会）を中心に関係機関との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活を継続して送れるよう支援していきます。

（14）地域生活支援拠点等

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点 設置	箇所数	1	1	1
地域生活支援拠点 配置	コーディネーター	0	0	1
検証	検討・検証	1	1	1

【障害児福祉計画（第3期）】

3. 障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向

本市における障害児のニーズを踏まえ、障害児支援サービスについての第3期計画見込み量と整備の方向を定めます。

【見込み量】

単位：人（1月あたり）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
子ども・子育て支援等のニーズ	2,025	2,302	2,619

（1）通所系サービス

●児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や発達に関する知識、対応方法を支援する

とともに、集団生活への適応訓練を行います。

●放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するなどして、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数	390	468	561
	利用日数	3,300	3,630	3,993
放課後等デイサービス	実利用者数	1,290	1,420	1,562
	利用日数	16,050	17,655	19,420

※第5、6期計画期間（平成30年度～令和5年度見込み）のサービス利用実績を基に、在宅の新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

【整備の方向】

○放課後等デイサービス事業については、利用者ニーズが高く、事業所の育成、確保に努めます。また、サービスの質を担保するため、「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」等を通じて研修の機会を提供します。

(2) 訪問系サービス

●保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、サービス提供を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	実利用者数	235	282	338
	訪問回数	380	456	550
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	0	0	0
	訪問回数	0	0	0

※第5、6期計画期間（平成30年度～令和5年度見込み）のサービス利用実績を基に、見込んでいます。居宅訪問型児童発達支援については、重症心身障害児（身体障害者手帳1,2級、療育手帳A）のうち、障害児通所支援の利用状況を踏まえて、見込んでいます。

【整備の方向】

○児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所等の従業者に対して講座・講習などの受講を勧奨し、支援員の育成、確保に努めます。

（3）障害児相談支援

相談支援を行うことにより、障害児や保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく障害児の自立した生活を支え、支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	実利用者数	110	132	158

【整備の方向】

○ライフステージに応じた一貫した支援を提供する必要があることから、障害児相談支援については、障害児相談支援事業所と相談支援事業所の両方の指定を受けた事業所が一体的に実施することを基本とし、利用者ニーズを踏まえた障害児支援利用計画の作成ができるよう、人材育成に努めます。

○市全体での相談支援事業のあり方を検討し、各相談支援事業所の機能強化を図れるよう支援していきます。

（4）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

平成31年度に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児の支援調整の役割を担うコーディネーター1名を配置しました。

引き続き医療的ケア児等支援連絡会議へのコーディネーターの参加をはじめ、市内に在住する医療的ケア児等やその家族が、その心身の状況に応じた適切な医療、保健、福祉等による支援を調整し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援を行います。

【見込み量】

単位：各年度末

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉関係者数	1	1	1
	医療関係者数	0	0	0

（5）発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制について情報収集を行い必要性について引き続き研究してまいります。

4. 障害児の子ども・子育て支援等の利用

障害児福祉計画においては、障害児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みを設定するとともに、それを満たす提供体制の整備に努めることとされています。

枚方市障害児福祉計画（第3期）においては、枚方市子ども・子育て支援事業計画で定めている、障害児を含む子ども全体の目標事業量を掲載し、障害児の子ども・子育て支援事業の利用量については、各年度の実績の把握を行っていきます。（現在の枚方市子ども・子育て支援事業計画は令和6年度までの目標事業量となっており、次期計画が策定された際には、その見込み量を勘案し、本計画を推進いたします。）

（1）枚方市子ども・子育て支援事業計画における目標事業量

		令和6年度	
		量の見込み	確保方策
①教育・保育（人）※	1号	3,933	5,786
	2号	4,688	4,807
	3号	3,812	3,849
②時間外保育事業（人）		4,967	4,967
③放課後等児童健全育成事業（人）		5,548	5,548
④一時預かり事業（人日）	幼稚園	220,529	220,529
	上記以外	23,051	50,400
⑤地域子育て支援拠点事業	人日	67,300	67,300
	拠点数 （か所）	16	16
⑥乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業等	人	2,371	2,371
	助産師・ 保健師数 （人）	40	40
	訪問員数 （人）	50	50

※1号：満3歳以上で教育を希望される児童 2号：満3歳以上で保育が必要な児童
3号：満3歳未満で保育が必要な児童

（2）子ども・子育て支援事業計画との連携

障害のあるなしにかかわらず、子どもたちがともに成長できるよう、枚方市障害児福祉計画（第3期）では、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保にあたって、枚方市子ども・子育て支援事業計画との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・

障害児福祉計画（第2期）達成状況

1. 国及び大阪府の基本指針に基づく、令和5年度の成果目標

目標とする項目	令和5年度末 の目標	目標に対する進捗状況	
		令和4年度末 現在	説明
(1) 施設入所者の地域移行者数	11人	13人	入所施設利用者の地域移行は概ね順調に進んでおり、令和4年度末に達成しています。
(2) 施設入所者の削減数	7人	4人	令和4年度末時点では4人となっており。目標の達成は難しい状況です。
(3) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	充実	充実	自立支援協議会の精神障害者地域移行部会を協議の場として位置づけ、外部講師による講演会の実施などを通じて、取り組みの充実に努めました。
(4) 令和5年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数	227人	231人	令和4年6月末時点の数値であり、当該時点では目標を達成している状況です。
(5) 福祉施設から一般就労への移行数	105人	96人	令和4年度末時点で目標の9割近くを達成しており、令和5年度末までには達成する見込みです。
(6) 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行数	60人	66人	令和4年度末時点で、一般就労への移行者数は令和5年度末の目標を達成している状況です。
(7) 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行数	33人	22人	令和4年度末時点で、一般就労への移行者数は目標の3分の2を達成している状況です。
(8) 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行数	12人	8人	令和4年度末時点で、一般就労への移行者数は目標の3分の2を達成している状況です。
(9) 就労定着支援事業の利用率	就労移行支援事業等を通じ	就労移行支援事業等を通じ	令和4年4月から一般就労し、令和5年4月時点で6月以上就労定着している48人の

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

	た一般就労への移行者のうち7割	た一般就労への移行者のうち6割	うち、その時点で就労定着支援事業を利用している者は29人です。
(10) 就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割以上の事業所が全体の9割以上	8割以上の事業所が全体の5割	本市の就労定着支援事業所は12か所で、うち1年後の職場定着率が8割以上の事業所は6か所です。
(11) 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額	15,000円	12,272円	令和4年度実績は12,272円ですので、目標を達成するのは厳しい状況となっています。
(12) 相談支援体制の充実・強化 令和5年度末までに、基幹相談支援センターを設置すること	充実	充実	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言件数9件 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数5件 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数13件
(13) 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築 不正請求の未然防止等の観点からの取り組み	充実	充実	障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数7人審査支払等システム等での審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 9回 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有回数 2回

目標とする項目	令和5年度末の目標	目標に対する進捗状況	
		令和4年度末現在	説明
(1) 重層的な地域支援体制の構築 市立ひらかた子ども発達支援センターを発達上支援が必要な児童のための支援機関の拠点とし、重層的な地域支援体制の充実を図る。	充実	充実	関係機関との連携を図りながら、支援や配慮を必要とする子どもたちに対する相談支援や、保育所（園）に対する巡回相談・保育相談などに取り組み、地域における障害のある子どもたちへの支援を行いました。
(2) 主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	児童発達支援7か所 放課後等デイサービス9か所	児童発達支援7か所 放課後等デイサービス11か所	令和4年度末の数値であり、当該時点では目標を達成している状況です。

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	平成31年4月1日付で設置済。 関係機関と医療的ケア児等の支援について事例検討などの協議を行ないました。

2. 障害福祉サービス

※達成率 令和5年度実績は見込み数値であり、達成率は令和5年度実績（見込み）と第6期計画見込み量との比較を表しています。

令和2年の初めから、新型コロナウイルス感染症の予防のため、多数の障害者福祉サービス事業所が、活動を停止・縮小したり、サービス提供者と利用者、および利用者同士の接触の機会を減らすなどの対策を余儀なくされました。そのため、実績の見込み量が、例年に比べて少なくなるサービスがありました。（同行援護、短期入所、移動支援）

（1）訪問系サービス

居宅介護ほか、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、利用はほぼ横ばいの傾向です。重度障害者等包括支援については、事業者数が少なく、利用実績はありませんでした。

また、適切なサービス提供ができるよう、自立支援協議会と合同で精神障害者のサービス提供従事者に係る上乘せ研修を市独自で実施しています。

単位：1月あたり

				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	身体 障害者	実利用者数	見込量	496	508	519	86%
			実績	439	449	448	
	利用日数	見込量	26,580	27,072	27,835	103%	
		実績	25,628	27,280	28,620		
	知的 障害者	実利用者数	見込量	143	147	151	119%
			実績	158	169	180	
	利用日数	見込量	4,387	4,504	4,620	167%	
		実績	6,596	6,894	7,704		
	精神 障害者	実利用者数	見込量	349	365	382	93%
			実績	323	336	355	
	利用日数	見込量	5,703	5,964	6,242	96%	
		実績	5,348	5,361	6,015		
	障害児	実利用者数	見込量	32	32	33	121%
			実績	32	34	40	
利用日数	見込量	687	687	709	115%		
	実績	782	765	813			
合計	実利用者数	見込量	1,020	1,052	1,085	94%	

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

	利用日数	実績	952	988	1,023	110%
		見込量	37,357	38,227	39,406	
		実績	38,354	40,300	43,152	

(2) 短期入所（ショートステイ）

短期入所については、利用者数、利用日数、共にほぼ見込み量どおりの伸び幅でした。前回計画に引き続き、他市の事業所の利用も多い状況であり、身近な地域でサービスを受けたいというニーズに対応するため、市内で基盤整備を図ることが必要です。また、緊急時利用や医療ケアに対応できる事業所の整備についてもニーズが高く、それぞれのニーズに応じたサービス基盤の確保が必要です。

単位：1月あたり

			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率	
短期入所	身体障害者	実利用者数	見込量	65	67	68	74%
			実績	32	39	50	
		利用日数	見込量	317	326	331	81%
			実績	190	214	268	
	知的障害者	実利用者数	見込量	131	135	139	103%
			実績	97	124	143	
		利用日数	見込量	613	632	651	115%
			実績	519	631	751	
	精神障害者	実利用者数	見込量	3	3	3	33%
			実績	2	2	1	
		利用日数	見込量	31	31	31	35%
			実績	6	14	11	
	障害児	実利用者数	見込量	19	19	20	170%
			実績	13	29	34	
利用日数		見込量	64	64	68	201%	
		実績	54	119	137		
合計	実利用者数	見込量	218	224	230	99%	
		実績	144	194	228		
	利用日数	見込量	1,025	1,053	1,081	108%	
		実績	769	978	1,167		

（3）日中活動系サービス

生活介護については、利用は増加しています。自立訓練については、実績が見込みを下回っています。就労移行支援、就労継続支援（B型）については、利用日数が見込み量を大きく上回りました。また、療養介護については、実績は見込みを下回っています。

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

単位：1月あたり

				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率
生活介護	身体 障害者	実利用者数	見込量	316	326	333	90%
			実績	298	304	301	
		利用日数	見込量	6,004	6,194	6,323	86%
			実績	5,283	5,323	5,429	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	601	625	639	103%
			実績	639	647	655	
		利用日数	見込量	10,944	11,384	11,643	111%
			実績	12,428	12,607	12,883	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	33	34	35	137%
			実績	33	38	48	
		利用日数	見込量	627	645	664	80%
			実績	349	434	532	
合計	実利用者数	見込量	950	985	1,007	100%	
		実績	970	989	1,004		
	利用日数	見込量	17,575	18,223	18,630	101%	
		実績	18,060	18,364	18,844		
自立訓練	身体 障害者	実利用者数	見込量	8	8	8	88%
			実績	19	6	7	
		利用日数	見込量	114	114	114	84%
			実績	171	73	96	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	22	23	24	54%
			実績	20	19	13	
		利用日数	見込量	412	431	450	56%
			実績	312	322	253	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	16	17	17	76%
			実績	19	17	13	
		利用日数	見込量	237	252	252	58%
			実績	258	251	146	
合計	実利用者数	見込量	46	48	49	67%	
		実績	58	42	33		
	利用日数	見込量	763	797	816	61%	
		実績	741	646	495		

第5節 枚方市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）達成状況

就労移行 支援	身体 障害者	実利用者数	見込量	15	15	15	107%
			実績	16	13	16	
		利用日数	見込量	237	237	253	112%
			実績	249	239	283	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	45	46	47	91%
			実績	41	43	43	
		利用日数	見込量	792	810	827	93%
			実績	709	763	768	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	100	105	110	114%
			実績	103	117	125	
		利用日数	見込量	1,523	1,599	1,675	115%
			実績	1,616	1,791	1,924	
合計	実利用者数	見込量	160	166	173	106%	
		実績	160	173	184		
	利用日数	見込量	2,552	2,646	2,755	108%	
		実績	2,574	2,793	2,975		
就労継続 支援 A 型	身体 障害者	実利用者数	見込量	30	31	32	122%
			実績	40	40	39	
		利用日数	見込量	572	591	611	122%
			実績	765	754	748	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	49	50	51	110%
			実績	60	55	56	
		利用日数	見込量	962	982	1,002	110%
			実績	1,171	1,064	1,102	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	106	111	116	107%
			実績	104	109	124	
		利用日数	見込量	1,923	2,014	2,104	89%
			実績	1,831	1,902	1,883	
合計	実利用者数	見込量	185	192	199	110%	
		実績	204	204	219		
	利用日数	見込量	3,457	3,587	3,717	100%	
		実績	3,767	3,720	3,733		
就労継続 支援 B 型	身体 障害者	実利用者数	見込量	84	86	88	123%
			実績	89	94	108	
	利用日数	見込量	1,411	1,445	1,478	129%	
		実績	1,660	1,634	1,914		

	知的 障害者	実利用者数	見込量	376	387	397	105%
			実績	372	389	416	
		利用日数	見込量	6,317	6,501	6,670	116%
			実績	6,888	7,160	7,754	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	239	251	262	113%
			実績	255	283	296	
		利用日数	見込量	4,015	4,217	4,402	93%
			実績	3,450	3,850	4,099	
合計	実利用者数	見込量	699	724	747	110%	
		実績	716	766	820		
	利用日数	見込量	11,743	12,163	12,550	110%	
		実績	11,998	12,644	13,767		
就労定着支援	実利用者数	見込量	45	47	49	133%	
		実績	55	55	65		
療養介護	実利用者数	見込量	53	53	53	96%	
		実績	53	51	51		

（４）居住系サービス

共同生活援助については、見込み量の伸び幅に対し実績の伸びがみられませんでした。市独自の補助金により、グループホームについては一定の新規開設は見られましたが、特に重度障害者に対応できる事業所の整備を望む声が多く聞かれるところです。

また、前回計画に引き続き、共同生活援助は、地域移行促進のための重要な施策であり、地域で生活している人の潜在的ニーズも高いものがあります。

単位：1月あたりの実利用者数

			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率	
共同生活援助	身体 障害者	実利用者数	見込量	51	55	60	88%
			実績	47	51	53	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	316	347	379	85%
			実績	309	320	321	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	63	70	77	123%
			実績	77	88	95	
	合計	実利用者数	見込量	430	472	516	91%
			実績	433	459	469	
施設入所支援	身体 障害者	実利用者数	見込量	62	62	62	94%
			実績	64	58	58	

	知的 障害者	実利用者数	見込量	112	111	110	105%
			実績	114	114	116	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	1	1	1	100%
			実績	0	0	1	
	合計	実利用者数	見込量	175	174	173	101%
			実績	178	172	175	
自立生活援 助	身体 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	1	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	1	
	合計	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	2	

（5）相談支援（サービス利用計画作成）

相談支援の利用については、ほぼ横ばい状態で実績が伸びない状況です。

障害者相談支援事業での一般相談や、セルフプランを作成できる人が多いことなどが要因であると分析しています。また、相談支援の認知度を向上させる必要性も考えられます。

単位：1月あたりの件数

				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	達成率
計画相談支 援	身体 障害者	実利用者数	見込量	27	32	35	66%
			実績	19	22	23	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	38	46	50	134%
			実績	51	54	67	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	47	56	62	92%
			実績	40	40	57	
	障害児	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	
	合計	実利用者数	見込量	112	134	147	100%
			実績	110	116	147	
地域移行支 援	身体 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	

	知的 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	1	1	1	0%
			実績	0	0	0	
	合計	実利用者数	見込量	1	1	1	0%
			実績	0	0	0	
地域定着支 援	身体 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	
	知的 障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実績	0	0	0	
	精神 障害者	実利用者数	見込量	1	1	1	0%
			実績	0	0	0	
	合計	実利用者数	見込量	1	1	1	0%
			実績	0	0	0	

（6）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、当事者への訪問面接を実施し、退院への意欲を高める支援に取り組むとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、精神科病院及び福祉関係者による協議の場と位置付けた部会活動を通じて、重層的な連携による支援体制を構築しました。

（年間）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16	16	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

単位：月平均利用者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援	0	0	0
精神障害者の地域定着支援	0	0	0

精神障害者の共同生活援助	77	87	98
精神障害者の自立生活援助	0	0	0

（7）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、本市においては、基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保しています。また、主任相談支援専門員を計画的に確保し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導等を行っています。さらに地域課題を抽出し、検証するとともに地域における相談支援体制の検証・評価を行いました。

（年間）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	9	9	9
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5	6	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	13	13	13

（8）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくため、大阪府が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への本市職員の参加や障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析に基づく結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有に努めました。また、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めました。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	年間参加人数	18	7	7
審査支払等システム等での審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数	12	9	9
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有回数	体制の有無	有	有	有
	年間共有回数	2	2	2

3. 地域生活支援事業

（1）理解促進研修・啓発事業

毎年開催を予定している理解促進にかかる啓発イベントについては、講演依頼先と調整がつかず令和4年度については開催できませんでしたが、障害者週間の前後に自立支援協議会による知的障害者への理解を求めるポスターの掲示や自立支援協議会の独自イベントなどの取り組みが行われました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
啓発イベントの開催	有	無	有

（2）自発的活動支援事業

毎年開催を予定しているふれあいスポーツ交流会等については、新型コロナウイルス感染症対策のため令和3年度についても開催を控えることとなりました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあいスポーツ交流会等の開催	無	有	有

（3）相談支援事業

相談支援事業所については、目標は未達成であり、機能のあり方も含め今後の検討課題と考えています。

単位：か所数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
相談支援事業所数	実績	7	7	7	78%
	見込み量	7	7	9	
障害児療育等支援事業の実施	実績	1	1	1	100%
	見込み量	1	1	1	

（4）成年後見制度利用支援事業

市長申立てによる成年後見人制度を利用する人は増加傾向にあります。

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
成年後見制度 利用支援事業	実績	5	9	15	52%
	見込み量	25	27	29	

(5) コミュニケーション支援事業

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業ともに、利用実績はほぼ横ばいとなっています。手話通訳者設置事業は目標を達成しています。

単位：1年あたり

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
手話通訳者等派遣	件数	実績	1,332	1,340	1,338	149%
		見込み量	844	869	894	
	時間	実績	2,055	2,142	2,374	103%
		見込み量	2,159	2,224	2,288	
要約筆記者等派遣	件数	実績	9	15	10	77%
		見込み量	12	12	13	
	時間	実績	72	103	50	34%
		見込み量	136	136	147	
手話通訳者設置事業	設置者数	実績	2	1	2	100%
		見込み量	2	2	2	

(6) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業ともに、利用実績は大きく変化はなく、盲ろう者向け通訳・介護養成研修事業の実績は見込み量を下回りました。

単位：1年あたり

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	実績	6	4	—	—%
		見込み量	20	20	20	
	実養成講習修了者数	実績	35	39	—	—%
		見込み量	15	15	15	
要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	実績	6	14	—	—%
		見込み量	5	5	5	
	実養成講習修了者数	実績	20	22	—	—%
		見込み量	10	10	10	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数	実績	27	14	—	—%
		見込み量	30	30	30	
	実養成講習修了者数	実績	27	14	—	—%
		見込み量	30	30	30	

※大阪府、府下政令市及び中核市の全体数。

（7）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、利用は増加しており、実績は見込み量を上回りました。

単位：1年あたり

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件数	実績	99	79	—%
		見込み量	75	100	
	時間	実績	614	510	—%
		見込み量	300	400	

（8）手話奉仕員養成研修事業

手話講習会修了者数はほぼ横ばいの状態で推移しています。

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
手話講習会修了者数	実績	36	36	—	—%
	見込み量	50	50	50	

※令和2年度は新型コロナウイルス拡大防止のため未実施

（9）日常生活用具給付等事業

給付実績は用具の種類により差がありますが、概ね実績は見込み量前後で推移しました。

単位：件数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
介護・訓練支援用具	実績	43	45	29	73%
	見込み量	38	39	40	
自立生活支援用具	実績	99	104	86	70%
	見込み量	116	119	123	
在宅療養等支援用具	実績	81	80	91	90%
	見込み量	95	98	101	
情報・意思疎通支援用具	実績	137	71	67	70%
	見込み量	90	93	96	
排泄管理支援用具	実績	8,546	8,693	11,623	129%
	見込み量	8,849	8,937	9,026	
居宅生活動作補助用具	実績	11	7	7	78%
	見込み量	9	9	9	

（10）移動支援事業

移動支援事業については、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症予防対策の影響による減少を踏まえ、前期計画では見込み量の伸び率の見直しなどを行いましたが、コロナ以前の水準には戻っていません。

単位：1年あたり

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率	
移動支援事業	実利用者数	実績	950	988	1,028	77%
		見込み量	1,309	1,320	1,330	
	利用時間数	実績	173,526	181,957	190,798	75%
		見込み量	252,039	253,439	254,839	

障害児通学支援事業については、放課後等デイサービスの送迎利用もあり、実利用者数は減少傾向にあります。

単位：1年あたり

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
障害児通学 支援事業	実利用者数	実績	51	43	36	80%
		見込み量	45	45	45	
	利用時間数	実績	6,972	6,056	5,260	67%
		見込み量	7,830	7,830	7,830	

（11）地域活動支援センター事業

I型、II型については、計画どおりの事業所数で推移しています。

III型については、機能のあり方も含め、今後の検討課題と考えています。

単位：か所数

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
地域活動支援センターI型	実績	6	6	6	100%	
	見込み量	6	6	6		
地域活動支援センターII型	実績	1	1	1	100%	
	見込み量	1	1	1		
地域活動支援センターIII型	実績	2	2	2	50%	
	見込み量	2	2	4		

（12）日中一時支援事業

日中一時支援事業については平成28年の報酬体系の見直し後、見込み量の伸び幅をはるかに超える利用実績の伸びを見せています。

単位：日（1年あたりの利用日数）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
日中一時支援事業	実績	8,326	10,405	13,003	155%	
	見込み量	7,909	8,147	8,385		

（13）広域的な支援事業

市区町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として行うもののなか、精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を行いました。

単位：協議会の開催回数/年間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援広域調整会議等事業 （精神障害者地域生活支援広域調整等事業）	6	6	6

4. 障害児支援サービス

（1）通所系サービス

児童発達支援については、前回計画に引き続き、実利用者数、利用日数とも増加傾向にあります。放課後等デイサービスについても、前回計画に引き続き、実利用者数、利用日数とも増加傾向にあり、いずれも実績は見込み量を上回りました。医療型児童発達支援についての実績は見込み量を下回りました。

単位：1月あたり

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
児童発達支援	実利用者数	実績	282	303	326	130%
		見込み量	239	244	250	
	利用日数	実績	2,534	2,756	2,997	131%
		見込み量	2,188	2,233	2,288	
医療型 児童発達支援	実利用者数	実績	1	0	0	0%
		見込み量	1	1	1	
	利用日数	実績	2	0	0	0%
		見込み量	15	15	15	
放課後等 デイサービス	実利用者数	実績	898	1,026	1,172	136%
		見込み量	818	843	860	
	利用日数	実績	11,363	12,876	14,590	124%
		見込み量	11,241	11,578	11,809	

（2）訪問系サービス

保育所等訪問支援の訪問回数は増加傾向で推移しています。居宅訪問型児童発達支援の実績はありませんでした。

単位：1月あたりの回数

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
保育所等訪問支援	訪問回数	実績	208	256	315	181%
		見込み量	154	164	174	
居宅訪問型 児童発達支援	訪問回数	実績	0	0	0	-
		見込み量	0	0	0	

（3）相談支援

実利用者数については増加傾向で、目標数値を達成しています。

単位：1月あたりの実利用者数

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
障害児相談支援	実利用者数	実績	65	77	91	134%
		見込み量	65	67	68	